## 地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

# 地方税法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条による改正(地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号))

「給与所得者」という。)が行う同項に規定する電磁的方法による同 (給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供) (給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)	目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次   目次	改正後
	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	改正前

こと。可」という。)の提供を適正に受けることができる措置を講じている項」という。)の提供を適正に受けることができる措置を講じている

必要な措置を講じていること。 ついて、電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための 三 法第四十五条の三の二第四項の規定により提供を受けた記載事項に

よる提供)(公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法に

第八条の二の三 前条の規定は、法第四十五条の三の三第四項」と読み替えるものとする。
三の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、
「の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、
「の三第四項」と、「給与所得者」とあるのは「公的年金等受給者」と、
「の三第四項」とあるのは「第四十五条の三の三第四項に規定する

## (退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

二の二第一号中「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第五十条のする政令で定める要件について準用する。この場合において、第八条の第八条の四の二 第八条の二の二の規定は、法第五十条の七第三項に規定

者」 号中 給与所得者」 第四十五条の三の二第四項」とあるのは と読み替えるものとする。 七第三項」と 「第四十五条の三の二第四項」 申告書」 とあるの 給与所得者」 とあるのは は 退 職 とあるのは 手当等の支払を受ける者」 「退職所得申告書」 とあるのは 「第五十条の七第三項」 退 |職手当等の支払を受ける 「第五十条の七第三項」 ٢ 同条第一 同 一号中 条第二

## (法第五十三条第一項前段の法人税割額

第八条の六 納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額 事業年度 において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る 法人税割額」という。)は、 ころにより計算した法人税割額 度に該当する期間を除く。 法第四十二条の六第五項、 (これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置 開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として (連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度 )の法人税割額を基準として政令で定めると 同項に規定する予定申告法人(以下この条 (以下この条において「予定申告に係る (連結事業年

額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。 係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額) れた金額がある場合には、 条の三第 一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算さ 第四十二条の十二の四第五項、 当該加算された金額にこれらの法人税割額に 第六十二条第一 に六を乗じて得た金 項、 第六十二

第四十二条の九第四項

## (法第五十三条第一項前段の法人税割額

第八条の六 額を前事業年度の月数で除して得た金額とする。 係る法人税割の税率を乗じて得た額を控除した額) れた金額がある場合には、 条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算さ 三第五項、 法第四十二条の六第五項、 納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計 じ。) 開始の日から六月を経過した日の前日までに前事業年度分として 事業年度 において「予定申告法人」という。)の当該道府県民税の申告書に係る 法人税割額」という。)は、 ころにより計算した法人税割額 度に該当する期間を除く。 (これらの法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別 (連結事業年度に該当する期間を除く。以下この節において同 法第五十三条第一項前段に規定する前事業年度 第四十二条の十二の四第五項、 )の法人税割額を基準として政令で定めると 当該加算された金額にこれらの法人税割 第四十二条の九第四項、 同項に規定する予定申告法人(以下この (以下この条において「予定申告に係る 第六十二条第一 に六を乗じて得た金 第四十二条の十二の 項、 (連結事業 第六十二 語額に 措置

2 以下この節において同じ。 適格合併 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。

2

ず、 開始 る場合の区分に応じ、 された場合には、 に おいて同じ。 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がな )に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度 予定申告に係る法人税割額は、 当該各号に定める金額を加算した金額とする。 (法人を設立するものを除く。 前項の規定にかかわら 次の各号に掲げ 以下この項

特別措置法第四十二条の六第五項、 業年度に係る法人税割額 六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事 その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度 業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当該事 当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事 割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額 対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数 ら資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産 前事業年度中に適格合併がなされた場合 (その課税標準となる法人税額のうち 第四十二条の九第四 前事業年度の月数に (当該合併法人の (その月数が 租税 カゝ

項、 ;規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち 第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項 第四十二条の十二の四第五項、 第六十二 一条第

> ず、 る場合の区分に応じ、 された場合には、 開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併 において同じ。)に係る予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年 以下この節において同じ。) 適格合併 同項の規定により計算した金額に相当する金額に、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。 予定申告に係る法人税割額は、 当該各号に定める金額を加算した金額とする。 (法人を設立するものを除く。 前項の規定にかかわら 次の各号に掲げ 以下この が

条の十二 の規定により加算された金額がある場合又は個別帰属法人税額のうち 及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。 特別措置法第四十二条の六第五項、 業年度に係る法人税割額 六月に満たないものを除く。)のうち最も新しい事業年度又は連結事 その計算の基礎となつた各事業年度又は各連結事業年度 業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 業年度又は各連結事業年度の法人税割額として当該合併法人の当 当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法人の各事 割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税割額 対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの ら資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産 の前事業年度中に適格合併がなされた場合 第六十二条の三第一項若しくは第九項若しくは第六十三条第一項  $\mathcal{O}$ 三第五項、 第四十二条の十二の四第五項、 (その課税標準となる法人税額のうち 第四十二条の九第四項、 前事業年度の (当該合併法 第六十二条第 (その 第四 月数 月 月 十二 租税 ī該事 数に

除して得た金額 及び次項において 間 十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。 税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額 税率を乗じて得た額を控除した額) 又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法人税割 に個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、 (当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額の課 「確定法人税割額の算定期間」という。)の月数で をいう。 以下この条において同 当該加算された金額 の課税標準の算定期 (法第五 (次号 じ 0

#### 略

3 6

めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。 始 合におい の日の 前 各項の規定は、 て、 前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定 第 項中 法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度開 「法人税額」 とあるのは 「個別帰属法人税額」

この場

لح

「租税特別措置法第四十二条の六第五項、

第四十二条の九第四

項

税額等」 規定により加算された金額」とあるのは 五十三条第一項」とあるのは 項 「当該加算された金額」とあるのは とあるのは と 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第 前 項中 「開始の 「の前事業年度 日 第四十二条の十二の四第五項、 「第五十三条第四項」 の前日の属する連結事業年度」と、 (連結事業年度に該当する期間を除 「個別帰属特別控除取戻税額等 「当該個別帰属特別控除 と 「申告書 第六十二条 一項 (法人 取戻 「第

> 及び次項において 間 税率を乗じて得た額を控除した額) 除して得た金額 十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。 税標準の算定期間又は個別帰属法人税額に係る連結法人税額 又は個別帰属特別控除取戻税額等に当該法人税割額に係る法 に個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、 )に乗じて当該確定法人税割額の計算の基礎となつた法人税額 (当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 「確定法人税割額の算定期間」という。)の月数で をいう。 以下この条において の課税標準の算定期 当該加算された金額 人税割 (法第 (次号 0 同 課

#### 略

### 3 6

7 五十三条第一項」とあるのは 税額等」 規定により加算された金額」 几 合において、 めるところにより計算した法人税割額の計算について準用する。 始 と 十二 の日の前日の属する連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定 前各項の規定は、 「租税特別措置法第四十二条の六第五項、 項、 )」とあるのは 一条の十二の三第五項、 「当該加算された金額」とあるのは と 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第 前項中 第 項中「法人税額」 法第五十三条第一項前段に規定する当該事業年度 「開始の 「の前事業年度 とあるのは 第四十二条の十二の四第五項、 日の前日の属する連結事業年度」と、 「第五十三条第四項」 とあるのは (連結事業年度に該当する期間 「個別帰属特別控除取戻 「当該個別帰属特別控除 第四十二条の九第四 「個別帰属法人税 と、 申告書 第六十二条 この場 項、 額 税 一項 (法人 を除 額等 取 لح 第

を含む。 業年度」とあるのは 税法第七十 「第七十五条の二第 き法人税の申告書に係るものに限る。 )」とあるのは 四条第一 項又は第百四十四条の六第一項の規定により提出す 「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。 項 「第八十一条の二十四第 (同法第百四十四条の八において準用する場合 )」とあるのは 項」 と 「申告書」と、 「当該前事

# (法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額

第八条の九 八条の十一第五項、 るもの 記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第1 結確定申告書をいう。 結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連 事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該 別帰属支払額をいう。 帰属支払額 項において 額 ところにより計算した金額 該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める こという。 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年度の当 「連結法人」という。)の前連結事業年度の連結法人税個別 )は、 (法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個 第六十八条の十三第四 同項に規定する連結法人(以下この条及び次条第一 以下この条及び第八条の十二において同じ。 以下この項及び次項において同じ。 (以下この条において「予定申告に係る基準 一号に掲げる金額に係 )で当該連結 前連 に

十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項の、第六十八条の十五の五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六

を含む。 業年度」とあるのは べき法人税の申告書に係るものに限る。 税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により 「第七十五条の二第一 )」とあるのは 「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。 項 「第八十一条の二十四第 (同法第百四十四条の八において準用する場合 )」とあるのは 項」 と 「申告書」と、 「当該 提出す 前

# (法第五十三条第二項ただし書の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額

第八条の九 るもの 五項、 項において 十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の六十九第一項 八条の十一第五項、 記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二 結確定申告書をいう。 結事業年度の連結確定申告書(法人税法第二条第三十二号に規定する連 事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに確定した当該 別帰属支払額をいう。 帰属支払額 額」という。 ところにより計算した金額 該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額を基準として政令で定める 第六十八条の十五の五第五項、 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置法第六十 法第五十三条第二項ただし書に規定する前連結事業年 「連結法人」という。)の前連結事業年度の連結法人税個 ゜は、 (法人税法第七十一条第一項第一号に規定する連結法人税個 同項に規定する連結法人(以下この条及び次条第 第六十八条の十三第四項 以下この条及び第八条の十二において同じ。 以下この項及び次項において同じ。 (以下この条において「予定申告に係る基準 第六十八条の六十七第一項、 第六十八条の十五 一号に掲げる金額に で当該 度 0 四第 第六 連結 の当 前

額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。ある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額が

2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。) 2 適格合併(法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。) 2

の日の くは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある 条の十二の四第五項、 度に係るもの 日の前日までに確定したもので、 金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した において同じ。 三十一号に規定する確定申告書をいう。 に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書 結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその適格合併 (その月数が六月に満たないものを除く。 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 第四十二条の九第四 前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法 (当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五 に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる 第六十二条第一項、 その計算の基礎となつた各事業年度 次条第一項及び第八条の十二 第六十二条の三第一項若し のうち最も新 (法人税法第二条第 年前の日以後 しい事業年 第四十二 前連

額を当該前連結事業年度の月数で除して得た金額とする。ある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に六を乗じて得た金規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額が

じ より計算した金額に相当する金額に、 は、 六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなされた場合に に係る連結法人の前連結事業年度中又は当該連結事業年度開始の日 適格合併 予定申告に係る基準額は、 当該各号に定める金額を加算した金額とする。 (法人を設立するものを除く。 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場合の区分に応 以下この項において同じ。 同 項の 規 定に から

税額等 項、 三十一号に規定する確定申告書をいう。 結事業年度の月数に対する前連結事業年度開始の日からその くは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある 条の十二の四第五項、 度に係るもの 日の前日までに確定したもので、その計算の基礎となつた各事業年度 金額で当該合併法人の当該連結事業年度開始の日以後六月を経過した において同じ。 に終了した被合併法人の各事業年度の確定申告書 の日の前日までの月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法 (その月数が六月に満たないものを除く。 当該合併法人の前連結事業年度中に適格合併がなされた場合 第四十二条の九第四 (当該合併法人の当該連結事業年度開始の日の一 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第 )に記載すべき同法第七十四条第一項第二号に掲げる 第六十二条第一項、 項、 第四十二 一条の 次条第 <u>十</u> 第六十二条の三第一項若 のうち最も新 <u>ー</u>の 項及び第八条の (法人税法第二条第 一第五項、 年前の日以 第四 適格合併 事 干二 <u>+</u> 前

法第六十八条の十一第五項、 度に係るもの の月数が六月に満たないものを除く。 げる金額に係るもので、 定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲 以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の 結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開始 後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法人に係る連 場合には、 当該加算された金額を控除した額)又は当該一年前の (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置 その計算の基礎となつた各連結事業年度 第六十八条の十三第四項 )のうち最も新しい連結事業年 連結確 日以 の (そ 日

額の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金をいう。以下この条において同じ。)に乗じて当該確定法人税額等のに相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額の可以では第六十八条の六十八条の基礎となった事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額の基礎となった事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額の基礎となった事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金額の基礎となった。以下により、第六十八条の六十八条の基準を表している。

二 略

3 5 略

ところにより計算した金額)(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める

始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

度に係るもの 計算の基礎となつた事業年度又は連結事業年度の月数で除して得た金 第 の月数が六月に満たないものを除く。 げる金額に係るもので、 定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号に掲 場合には、 をいう。 に相当する金額がある場合には、 六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額 十五の四第五項、第六十八条の十五の五第五項、 法第六十八条の十一第五項、 以後六月を経過した日の前日までに確定した各連結事業年度の 結法人税個別帰属支払額で当該合併法人の当該連結事業年度開 後に終了した被合併法人の各連結事業年度の当該被合併法 項、 以下この条において同じ。 第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八条の 当該加算された金額を控除した額) (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税特別措置 その計算の基礎となつた各連結事業年度 第六十八条の十三第四項、 当該相当する金額を控除した金 )に乗じて当該確定法人税額等の )のうち最も新しい連結事業年 又は当該一年前 第六十八条の六十七 第六十八条の 人に係る 連 始 0 額 る連 結 0 日 確 日 以

額

3 5 略

略

ところにより計算した金額)(法第五十三条第二項ただし書の法人税の額を基準として政令で定める

始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定める 第八条の十 法第五十三条第二項ただし書に規定する当該連結事業年度開

事業年度 九項又は第六十三条第一 十二の四第五項、 確定したもの る金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに 年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一項第二号に掲げ いう。)は、 ところにより計算した金額 当該加算された金額を控除した額) 第四十二条の九第四項 開 始 の日の 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五項 第六十二条第一 前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とす 項の規定により加算された金額がある場合には (次項において「予定申告に係る基準額」と 項、 に六を乗じて得た金額を当該連結 第六十二条の三第 項若しくは第 第四十二条の

2 略

る。

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定

の特例

第八条の十三 る額は、 租 税特別措置法第四十二条の六第五項、 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定め 第四十二条の九第四項

第四十二条の十二の四第五項、

第六十

項の規定により加算された金額とする。 二条第 項 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一

2 略

法 人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

> 事業年度開 九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には 十二の四第五項、 確定したもの る金額で当該連結事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までに 年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第 いう。)は、 ところにより計算した金額 当該加算された金額を控除した額)に六を乗じて得た金額を当該連結 第四十二条の九第四項、 始 連結法人の当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業 の日の前日の属する事業年度の月数で除して得た金額とす (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条の六第五 第六十二条第一項、第六十二条の三第 第四十二条の十二の三第五項、 (次項において「予定申告に係る基準 一項第二号に掲げ 項若しくは第 第四十二条の 午額」 と

る。

2

略

の特例) (法人の道府県民税の控除対象個別帰属調整額に係る繰越控除額の算定

第八条の十三 二条第 る額は、 項の規定により加算された金額とする。 第四十二条の十二の三第五項、 一項、 租税特別措置法第四十二条の六第五項、 法人税額に係る法第五十三条第五項に規定する政令で定 第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第 第四十二条の十二の四第五項、 第四十二条の九第四 第六十

項

2 略

(法人の道府県民税の控除対象個別帰属税額に係る繰越控除額の算定の

#### 特例)

る額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め

項の規定により加算された金額とする。二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一

第四十二条の十二の四第五項、

第六十

2 略

# (法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

特例

2 4 略

# (法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算

定の特例

四項 、第四十二条の十二の四第五項、第定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で

六十二条第一項、

第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条

#### 特例)

第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額とする。 第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項第八条の十七 法人税額に係る法第五十三条第九項に規定する政令で定め

2 略

# (法人の道府県民税の控除対象還付法人税額に係る繰越控除額の算定の

特例

第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政第八条の二十 法人税額に係る法第五十三条第十二項第一号に規定する政策の

2 4 略

# (法人の道府県民税の控除対象個別帰属還付税額に係る繰越控除額の算

定の特例

六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第定める額は、租税特別措置法第四十二条の六第五項、第四十二条の九第第八条の二十三 法人税額に係る法第五十三条第十五項に規定する政令で

第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

## (繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ 等可は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例に を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる を算定する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる を算にする場合には、次の表の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

			第六十六条の十
	読替え後の法人税法	法人税法	租税特別措置法
	れた租税特別措置法		
	の規定により読み替えら		
	同令第二十条の三第一項	租税特別措置法	
	う。)		
	替え後の法人税法」とい		
	以下この条において「読		
	み替えられた法人税法(		
	三第一項の規定により読		
	百四十五号)第二十条の		一の四第一項
	(昭和二十五年政令第二		第六十六条の十
	において地方税法施行令	において法人税法	租税特別措置法
•		略	

第一項の規定により加算された金額とする。

2 略

### (繰越欠損金の損金算入の特例等)

第二十条の三 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によよるものとする。 法第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号の規定によ

第六十六条の十	一号口	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法						一号イ	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法			一号	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法	一号	一の四第一項第
前項	法人税法			前項					損金の額				法人税法	及び同法		により同法	、同法	、第五項又は第九項	(法人税法		
の三第一項の規定により地方税法施行令第二十条	読替え後の法人税法	読み替えられた前項	の三第一項の規定により	地方税法施行令第二十条	° )	る個別帰属損金額をいう	条の十八第一項に規定す	金額(法人税法第八十一	損金の額又は個別帰属損	た法人税法	規定により読み替えられ	の三第一項又は第二項の	地方税法施行令第二十条	及び法人税法	法	により読替え後の法人税	、読替え後の法人税法	又は第五項	(読替え後の法人税法		

第六十六条の十二号	租税特別措置法						一号	一の四第三項第	第六十六条の十	租税特別措置法	一の四第三項	第六十六条の十	租税特別措置法	二号口	一の四第二項第
九第六項に規定する連結欠損金個別帰属額 (同条第二項の規定により連結欠損金額とみなり	法人税法第八十一条の	第一号	連結事業年度が	額 欠損控除前連結所得金				一項第一号	十八条の九十六の二第	各連結事業年度で第六			前二項		
第七十二条の二十三第四項に規定する個別欠損金額をいう。以下この号及び次号において同じ。)	個別欠損金額(地方税法を第一項第一号	規定により読み替えられ事業年度を同条第一項の	事業年度が	欠損控除前所得金額	一項第一号	により読み替えられた第	二十条の三第二項の規定	。)で地方税法施行令第	度に該当する期間に限る	各事業年度(連結事業年	読み替えられた前二項	の三第一項の規定により	地方税法施行令第二十条		一読み替えられた前項

					三号	一の四第三項第	第六十六条の十	租税特別措置法														
同条第二項	連結欠損金額	連結事業年度に				項	八条の九十六の二第一	連結事業年度で第六十				前項第一号		により同法	及び同法	同法第五十七条第六項	める金額を除く。)で	るものその他政令で定	る金額に限る。)に係	二号に定める金額に係	失欠損金額及び同項第	号イに規定する災害損
同条第二項の規定により	個別欠損金額	事業年度に	項	より読み替えられた第一	十条の三第二項の規定に	)で地方税法施行令第二	に該当する期間に限る。	事業年度(連結事業年度	号	読み替えられた前項第一	の三第一項の規定により	地方税法施行令第二十条	法	により読替え後の法人税	及び読替え後の法人税法			同条第六項	されたものを除く。)で	人の個別欠損金額とみな	より当該認定事業適応法	五十七条第二項の規定に

事業年度(連結事業年度	連結事業年度で法第六	条の二十三の二
の十一の四第一項		施行令第三十九
読替え後の法第六十六条	同条第一項	租税特別措置法
の十一の四第三項第三号		
」という。)第六十六条		
において「読替え後の法		
れた法(第一号及び次項		
の規定により読み替えら		第二項
号) 第二十条の三第一項		条の二十三の二
十五年政令第二百四十五	四第三項第三号	施行令第三十九
地方税法施行令(昭和二	法第六十六条の十一の	租税特別措置法
	略	
読み替えられた第二項		
同条第一項の規定により	第二項	
読み替えられた第一項		一の四第四項
の三第一項の規定により		第六十六条の十
地方税法施行令第二十条	第一項	租税特別措置法
号口		
読み替えられた前項第二		
同条第一項の規定により	同号口	
	額の合計額のうち	
のうち	及び個別超過控除対象	
読み替えられた前項		

	ı																第二項第一号
又は個別超過控除対象 でおいて同じ。)があている。以下この号額をいう。以下この号額をいる。以下この号のでは個別超過控除対象のである。							第二項	超過控除対象額(同条	連結欠損金額のうちに	連結事業年度に	各連結事業年度					一項	十八条の九十六の二第
がある	二項	第六十六条の十一の四第により読み替えられた法	二十条の三第二項の規定	超過控除対象額(同令第	おいて同じ。)のうちに	額をいう。以下この号に	項に規定する個別欠損金	第七十二条の二十三第四	個別欠損金額(地方税法	事業年度に	各事業年度	項	六十六条の十一の四第一	より読み替えられた法第	十条の三第二項の規定に	)で地方税法施行令第二	に該当する期間に限る。

	第三項	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法	第二項第二号	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法														
特例対象欠損金額(法				(法人税法	て計算した金額	ちに占める割合を乗じ	がハに掲げる金額のう	金額に口に掲げる金額	計額)	びニに掲げる金額の合	基礎となつた同号ロ及	象額並びにその計算の	法人の個別超過控除対	係る当該認定事業適応	、当該連結欠損金額に	対象額がない場合には	合計額(最終超過控除	二及びホ	同条第二項第二号口、	過控除対象額	連結欠損金額に係る超	る
特例対象欠損金額(読替	法	り読み替えられた法人税	条の三第一項の規定によ	(地方税法施行令第二十				金額									合計額	<i>/</i> 1	同条第二項第二号ロ及び	控除対象額	個別欠損金額に係る超過	

							2															
一の四第一項	第六十六条の十	租税特別措置法		げる字句として、	欄に掲げる規定中	税の課税標準であ		第三項第三号	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法	第三項第二号	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法			第三項第一号	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法	
	法人	青色申告書を提出する	略	これらの規定の例によるものとする。	欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、	の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、	二十三第一項第二号の規				法人税法				法					損金の額	法	
る連結申告法人をいう。	第二条第十六号に規定す	連結申告法人(法人税法		ものとする。	は、それぞれ同表の下欄に掲	定する場合には、次の表の上	法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業		読み替えられた法人税法	の三第一項の規定により	地方税法施行令第二十条				読替え後の法	° )	る個別帰属損金額をいう	条の十八第一項に規定す	金額(法人税法第八十一	損金の額又は個別帰属損	読替え後の法	え後の法
					掏	上	釆															

げる字句として、これらの規定の例によるものとする。 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合には、次の表の上 法第七十二条の二十三第一項第二号の規定により連結申告法人の事業

2

租税特別措置法		一の四第二項	第六十六条の	租税特別措置法	一の四第一	第六十六条の十	租税特別措置法													
置法		項	かり十	置法	項第	木の十	置法				r	r								
欠損金額(法人税法				欠損金額の			法人税法			租税特別措置法	欠損金額								において法人税法	
個別欠損金額(読替え後	二号において同じ。)の	項に規定する個別欠損金	第七十二条の二十三第四	個別欠損金額(地方税法			読替え後の法人税法	れた租税特別措置法	の規定により読み替えら	同令第二十条の三第二項	個別欠損金額	ĵ。)	替え後の法人税法」とい	以下この条において「読	み替えられた法人税法(	三第二項の規定により読	百四十五号)第二十条の	(昭和二十五年政令第二	において地方税法施行令	

第六十六条の十	租税特別措置法							一号イ	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法								一号	一の四第二項第	第六十六条の十
前項	欠損金額					損金の額				法人税法	欠損金額	及び同法		により同法	、同法	は第九項	同条第四項、第五項又	欠損金額と		第六項	
の三第二項の規定により地方税法施行令第二十条	個別欠損金額	。ロにおいて同じ。)	る個別帰属損金額をいう	条の十八第一項に規定す	金額(法人税法第八十一	損金の額又は個別帰属損	た法人税法	規定により読み替えられ	の三第一項又は第二項の	地方税法施行令第二十条	個別欠損金額	及び法人税法	法	により読替え後の法人税	、読替え後の法人税法	十七条第四項又は第五項	読替え後の法人税法第五	個別欠損金額と	の三第三項	地方税法施行令第二十条	の法人税法

				一号	一の四第三項第	第六十六条の十	租税特別措置法		一の四第三項	第六十六条の十	租税特別措置法	二号ハ	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法	二号口	一の四第二項第	第六十六条の十	租税特別措置法			一号口
額	欠損控除前連結所得金				一項第一号	十八条の九十六の二第	各連結事業年度で第六			前二項	該当する事業年度				欠損金額	欠損金額			前項	損金の額	法人税法	
	欠損控除前所得金額	第一項第一号	定により読み替えられた	第二十条の三第一項の規	る。)で地方税法施行令	度に該当しない期間に限	各事業年度(連結事業年	読み替えられた前二項	の三第二項の規定により	地方税法施行令第二十条	該当しない事業年度				個別欠損金額	個別欠損金額	読み替えられた前項	の三第二項の規定により	地方税法施行令第二十条	個別帰属損金額	読替え後の法人税法	読み替えられた前項

															二号	一の四第三項第	第六十六条の十	租税特別措置法				
同条第四項又は第五項				の欠損金額	同法第五十七条第六項	める金額を除く。)で	るものその他政令で定	る金額に限る。)に係	二号に定める金額に係	失欠損金額及び同項第	号イに規定する災害損	された金額(同項第一	り連結欠損金額とみな	同条第二項の規定によ	結欠損金個別帰属額(	九第六項に規定する連	法人税法第八十一条の	該当する		第一号	連結事業年度を第一項	連結事業年度が
読替え後の法人税法第五	金額をいう。)	四項に規定する個別欠損	法第七十二条の二十三第	の個別欠損金額(地方税										を除く。)で同項	規定するみなし欠損金額	令第二十条の三第三項に	欠損金額(地方税法施行	該当しない	た第一項第一号	規定により読み替えられ	事業年度を同条第二項の	事業年度が

号口		
言み者ンジオナ官工学		
一読み替えられた前項第二		
同条第二項の規定により	同号口	
	額の合計額のうち	
のうち	及び個別超過控除対象	
読み替えられた前項		
同条第一項の規定により	同条第二項	
欠損金額	連結欠損金額	
事業年度に	連結事業年度に	
一項		
により読み替えられた第		
二十条の三第一項の規定		三号
。)で地方税法施行令第	項	一の四第三項第
に該当しない期間に限る	八条の九十六の二第一	第六十六条の十
事業年度(連結事業年度	連結事業年度で第六十	租税特別措置法
る個別欠損金額		
れた前項第一号に規定す		
の規定により読み替えら	欠損金額	
同令第二十条の三第二項	前項第一号に規定する	
法		
により読替え後の法人税	により同法	
及び読替え後の法人税法	及び同法	
一十七条第四項又は第五項		

第二項第一号 十 一 十 連	超税特別措置法 同	第二項十三の二四	租税特別措置法	一の四第四項 第六十六条の十 第二
連結事業年度で法第六一項	同条第一項	四第三項第三号	法第六十六条の十一の略	第二項
事業年度(連結事業年度 に該当しない期間に限る。)で地方税法施行令第 二十条の三第一項の規定 により読み替えられた法	の十一の四第一項 売替え後の法第六十六条	十五年政令第二百四十五 号)第二十条の三第二項 の規定により読み替えら れた法(第一号及び次項 において「読替え後の法 において「読替え後の法	地方税法施行令(昭和二	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により同条第二項の規定により請み替えられた第一項

計額)	びニに掲げる金額の合	基礎となつた同号ロ及	象額並びにその計算の	法人の個別超過控除対	係る当該認定事業適応	、当該連結欠損金額に	対象額がない場合には	合計額(最終超過控除	二及びホ	同条第二項第二号口、	過控除対象額	連結欠損金額に係る超	る	において同じ。)があ	額をいう。以下この号	する個別超過控除対象	額(同条第二項に規定	又は個別超過控除対象	連結欠損金額の	連結事業年度に	各連結事業年度	
								合計額	ハ	同条第二項第二号ロ及び	対象額	欠損金額に係る超過控除						がある	欠損金額の	事業年度に	各事業年度	一項

														第三項	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法	第二項第二号	条の二十三の二	施行令第三十九	租税特別措置法
欠損金額の	欠損金額を		の四第二項第一号	(法第六十六条の十一	特例対象欠損金額				欠損金額と	第六項							欠損金額(法人税法	て計算した金額	ちに占める割合を乗じ	がハに掲げる金額のう	金額に口に掲げる金額
第七十二条の二十三第四個別欠損金額(地方税法	個別欠損金額を	号	条の十一の四第二項第一	(読替え後の法第六十六	特例対象個別欠損金額	額をいう。)と	項に規定する個別欠損金	第七十二条の二十三第四	個別欠損金額(地方税法	同令第二十条の三第三項	られた法人税法	項の規定により読み替え	施行令第二十条の三第二	額をいう。)(地方税法	項に規定する個別欠損金	第七十二条の二十三第四	個別欠損金額(地方税法				金額

には、法人税法第五十七条第二項	ある各事業年度の所得を算定する場合には、	ある各事業年度の	
法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準で	二十三第一項の規定に	2 法第七十二条の	
		第二十一条 略	
		3 及び4 略	
		第三項第三号	
読み替えられた法人税法		条の二十三の二	
の三第二項の規定により		施行令第三十九	
地方税法施行令第二十条	法人税法	租税特別措置法	
		第三項第二号	
		条の二十三の二	
		施行令第三十九	
読替え後の法	法	租税特別措置法	
° )			
る個別帰属損金額をいう			
条の十八第一項に規定す		第三項第一号	
金額(法人税法第八十一		条の二十三の二	
損金の額又は個別帰属損	損金の額	施行令第三十九	
読替え後の法	法	租税特別措置法	
額をいう。)の			
項に規定する個別欠損金			

### 第二十一条 略

3 及び4

略

定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規ある各事業年度の所得を算定する場合には、法人税法第五十七条第二項2 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準で

定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの」とあるのは、第三項第一号及び第四項第一号中「算入されたもの及び第八十条の規

ر کر のは たもの並びに」とあるのは「及び」と、 基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは 五項第二号中 礎となつたもの」 又は第百四十四条の十三の規定により還付を受けるべき金額の計算の基 しによる還付) 号中 「算入されたもの」 同令第百十三条第一項第一号中「及び法第八十条 同条第四項」として、 同法」 「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつ とあるのは とあるのは と 租税特別措置法第六十六条の十 これらの規定の例によるものとする。 「もの」と、 「及び同法」 「法第五十七条第四項」とある 法人税法施行令第百十二条第 と 「もの及び同法第八十条 (欠損金の繰戻 の四第二項第 「同条第四項

3 略

## (法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲

第二十二条 法第七十二条の二十四の二第一 項に規定する政令で定める収

一 5 五 略

入金額は、

次に掲げるものとする。

六 電気事業法 昭 和三十九年法律第百七十号) 第二十八条の四十第二

項の交付金

七 略

八 料の有効な利用の促進に関する法律 気供給業を行う法人から非化石電源 -供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電 (平成二十一年法律第七十二号) (非化石エネルギー源 (エネルギ

> 「算入されたもの」 لح

ے کر のは たもの並びに」とあるのは「及び」と、 しによる還付) 基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは 五項第二号中 同令第百十三条第一項第一号中「及び法第八十条 「同条第四項」として、これらの規定の例によるものとする。 「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつ 「法第五十七条第四項」とある 法人税法施行令第百十二条第 (欠損金の繰戻 「同条第四項 計 <u>:</u>算の

3 略

## (法第七十二条の二十四の二第一項の収入金額の範囲

第二十二条 入金額は、 法第七十二条の二十四の二第一 次に掲げるものとする。 項に規定する政令で定める収

一 <u>~</u> 五. 略

略

七二六 料の有効な利用の促進に関する法律 ー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原 気供給業を行う法人から非化石電源 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他 (平成二十一年法律第七十二号) (非化石エネルギー 源 (エネルギ の電

証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。)を利用する電

第九十七条第一項に規定する卸電力

して当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額う場合(総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価とあつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行取引所を介して自らが販売を行つたものを購入した場合を含む。)で

九 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

当該可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額除く。)における当該購入した可燃性天然ガスに係る収入金額のうち可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合(第七号に該当する場合をでが、供給業を行う法人が可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から(平成二十三年法律第百八号)第三十六条の賦課金

### 十一及び十二 略

# (法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

て政令で定めるところにより計算した金額

属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日のところにより計算した金額(以下この条において「始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準第二十四条の六 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年度開

### 十及び十一略

# て政令で定めるところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第八項の連結法人税個別帰属支払額を基準とし

属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額(法人税法第七十一条予定申告に係る基準額」という。)は、当該事業年度開始の日の前日のかの日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額を基準

特別措置法第六十八条の十一第五項、 に掲げる金額に係るもの おいて同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一項第二号 第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。 日 及び次項において同じ。 の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書 項 第 一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。 )で当該事業年度開始の日から六月を経過した (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税 第六十八条の十三第四 次項及び第五項に 以下この (法人税法 項

当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当する金額を控除した金額)を当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする。

2

開始 じ。 合の区分に応じ、 同項の規定により された場合には、 法人を設立するものを除く。 適格合併 (同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がな の事業年度の期間が六月を超え、 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいい、 当該各号に定める金額を加算した金額とする 予定申告に係る基準額は、 計算した金額に相当する金額に、 以下この項において同じ。 前事業年度中又は当該事業年度 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場 )に係る連結法 次項において同

じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項にお及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同一 当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産

第一 当該連結事業年度の月数で除して得た金額の六倍の金額とする に相当する金額がある場合には、 の六十九第一項の規定により加算された金額のうち当該法人に係る金額 十七第一項、 八条の十五の四第五項、 特別措置法第六十八条の十一第五項、 に掲げる金額に係るもの おいて同じ。)に記載すべき法人税法第八十一条の二十二第一 第二条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。 日の前日までに確定した当該連結事業年度の連結確定申告書 及び次項において同じ。 項第一号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。 第六十八条の六十八第一項若しくは第九項又は第六十八 )で当該事業年度開始の日から六月を経過した 第六十八条の十五の五第五項、 (当該連結法人税個別帰属支払額のうちに租税 当該相当する金額を控除した金額) 第六十八条の十三第四 次項及び第五 第六十八条の 以下この 項、 (法人税 項第二号 第六十 項 を 項

2 合の区分に応じ、 同項の規定により された場合には、 開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併 じ。)の事業年度の期間が六月を超え、 人 法人を設立するものを除く。 適格合併 (同条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。 (法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をい 当該各号に定める金額を加算した金額とする 予定申告に係る基準額は、 計算した金額に相当する金額に、 以下この項において同じ。 前事業年度中又は当該事業年度 前項の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる場 )に係る連結 次項におい て同

じ。)から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項にお及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項及び次項において同当該合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産

措置法第四十二条の六第五項、 併法人の当該事業年度開始の日の の月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等 の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。 始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 七十四条第 確定申告書をいう。 人の各事業年度の確定申告書 の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日まで のうち最も新しい事業年度に係るもの て同じ。 項第一 0) 前 事業年度中に適格合併がなされた場合 一号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年度開 次条第一項において同じ。 (法人税法第二条第三十一号に規定する 第四十二条の九第四項 一年前の日以後に終了した被合併法 (当該金額のうちに )に記載すべき同法第 前事業年度 租税特別 その計算 (当該合

度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併法人 金額) 三第四項 ち最も新し つた各連結事業年度 二十二第 各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した より加算された金額がある場合には、 第六十二条の三第一 のうちに 又は当該 一項第一 租 い連結事業年度に係るもの 税特別措置法第六十八条の十一第五項、 一号に掲げる金額に係るもので、 年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業年 第四十二条の十二の四第五項、 項若しくは第九項又は第六十三条第一 (その月数が六月に満たないものを除く。 当該加算された金額を控除した (当該連結法人税個別帰属支払 第六十八条の十五の その計算の基礎とな 第六十二条第 第六十八条の十 項の規定に 五第五 ) のう 項

金額) 度の当該被合併法人に係る連結法人税個別帰属支払額で当該合併 七十四条第一項第二号に掲げる金額で当該合併法人の当該事業年 併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した被合併法 の月数の割合に六を乗じた数を被合併法人の確定法人税額等 の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の いて同じ。 三第四項 額のうちに ち最も新し つた各連結事業年度 二十二第 各連結事業年度の連結確定申告書に記載すべき法人税法第八十一条の の当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定した より加算された金額がある場合には、 第六十二条の三第一 十二の三第五項、 措置法第四十二条の六第五項、 の基礎となつた各事業年度(その月数が六月に満たないものを除く。 始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したもので、 確定申告書をいう。 人の各事業年度の確定申告書 のうち最も新しい事業年度に係るもの 又は当該一 一項第一 租税特別措置法第六十八条の十一第五項、 い連結事業年度に係るもの 第六十八 の前事業年度中に適格合併がなされた場合 一号に掲げる金額に係るもので、 第四十二条の十二の四第五項、 年前の日以後に終了した被合併法人の各連結事業 項若しくは第九項又は第六十三条第一 条の十五の四第五項 次条第一項において同じ。 (その月数が六月に満たないものを除く。 (法人税法第二条第三十一号に規定する 第四十二条の九第四項、 当該加算された金額を控除した (当該連結法人税個別帰属支払 (当該金額のうちに租税特別 第六十八条の十五の五 )に記載すべき同法第 その計算の基礎とな 第六十二条第 第六十八条の十 第四十二 日 項の規定に (T) 前事業年度 その 前日 **当** ) のう 項、 「まで 第五 条 計算 -度開 該合 法

年度の月数で除して計算した金額 では、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは では、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは では、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは では、第六十八条の六十八第一項若しくは では、第六十八条の六十八第一項若しくは

二略

3 5 略

# ところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定める)

月数で除して得た金額の六倍の金額とする。
る場合には、当該加算された金額を控除した金額)を当該前事業年度の若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額があ四十二条の十二の四第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項

じて当該確定法人税額等の計算の基礎となつた事業年度又は連結事業る金額を控除した金額)をいう。次号及び次項において同じ。)に乗うち当該法人に係る金額に相当する金額がある場合には、当該相当す項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは

二略

年度の月数で除して計算した金額

3 5 略

ところにより計算した金額)(法第七十二条の二十六第八項の法人税の額を基準として政令で定める)

第二十四条の七 た金額 前日までに確定したもの 月数で除して得た金額の六倍の金額とする。 る場合には、 若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額 四十二条の十二の四第五項、 の六第五項、 項第二号に掲げる金額で当該事業年度開始の日から六月を経過した日 業年度の前事業年度の確定申告書に記載すべき法人税法第七十四条第一 前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算し (次項において「予定申告に係る基準額」という。)は、 第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項 当該加算された金額を控除した金額) 法第七十二条の二十六第八項に規定する当該事業年 (当該金額のうちに租税特別措置法第四十二条 第六十二条第一項、 第六十二条の三 を当該前事業年度の 当該事 第一項 があ 度 第

2

### (法第七十三条の四第一 項第一号の不動産

### 第三十六条の三 略

2 5

6 る。 規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとす 律第百五十五号) るものは、 力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定め 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 第十七条第一項各号 (第五号及び第十号を除く。) に (平成十六年法

一~七 略

7及び8 略

### (軽油引取税に係る免税の手続)

### 第四十三条の十五

略

2 { 8

略

9

きる。 用者ごとにその氏名又は名称を記載した明細書を添付しなければならな た免税軽油使用者証を提示するとともに、 用者証又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受け おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることがで 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行 この場合においては、 当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使 第七項の申請書に免税軽油使

### (法第七十三条の四第 項第一号の不動産

### 第三十六条の三 略

2 5 略

6 規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとす 律第百五十五号) るものは、 力研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定め 法第七十三条の四第一項第一号に規定する国立研究開発法人日本原子 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法 第十七条第一項各号 (第五号 (平成十六年法

る。

一~七 略

7及び8 略

### (軽油引取税に係る免税の手続

#### 2 { 8 略

第四十三条の十五

略

9 用者ごとに記名押印した た免税軽油使用者証を提示するとともに、 用者証又は法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により交付を受け きる。この場合においては、 おうとする免税軽油の数量を取りまとめ、その代表者からすることがで 第七項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行 当該代表者は、それぞれの者の免税軽 明細書を添付し 第七項の申請書に免税軽油使 なければならな 油使

V :

供) (給与所得者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提

第四十八条の九の七の二 おいて、 の二第四項に規定する政令で定める要件について準用する。 第八条の二の二各号中「第四十五条の三の二第四項」とあるの 第八条の二の二の規定は、 法第三百十七条の三 この場合に

は

「第三百十七条の三の二第四項」と読み替えるものとする。

よる提供) (公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載すべき事項の電磁的方法に

第四十八条の九の七の三 おいて、 とする。 第四項」 あるのは の三第四項に規定する政令で定める要件について準用する。 とあるのは 第八条の二の二第一号及び第二号中 とあるのは 「公的年金等受給者」と、 「第三百十七条の三の三第四項」と、 「第三百十七条の三の三第四項」と読み替えるもの 第八条の二の二の規定は、 同条第三号中 「第四十五条の三の二第四 「第四十五条の三の二 法第三百十七条の三 「給与所得者」と この場合に

## (退職所得申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供)

第四十八条の十八 第八条の二の二第一号中 項に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、 第八条の二の二の規定は、 「第四十五条の三の二第四項」とあるのは「第 法第三百二十八条の七第三

> 10 \( \)
> 17 略

ける者」と、 条の七第 同条第二号中 の支払を受ける者」 三百二十八条の七第三項」 第三百二十八条の七第三項」と読み替えるものとする。 三項」 同条第三号中 「第四十五条の三の二第四項」とあるのは ح 「給与所得者」 「申告書」 بح 「第四十五条の三の二第四項」 「給与所得者」とあるのは とあるのは とあるのは 「退職所得申告書」 「退職手当等の支払を受 「第三百二十八 とあるのは 「退職手当等 と、

る意思があつたと認められる場合)(法第三百二十八条の十一第七項の納入申告書の提出期限までに提出す

第四十八条の十九略

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

額の取扱い)

第四十八条の二十略

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

では 水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄地の各号に掲げるものを除き、第三号及び第四号に掲げる固定資産にあつの各号に掲げる固定資産(第二号に掲げる固定資産にあつては同項第四十五条の関 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人第四十九条の四 法第三百四十八条第二項第二号に規定する独立行政法人

(法第三百二十八条の十一第七項の納入申告書の提出期限までに提出†

第四十八条の十八略

る意思があつたと認められる場合)

(分離課税に係る所得割の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金

額の取扱い)

第四十八条の十九略

(法第三百四十八条第二項第二号の固定資産)

水道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄寒道又は工業用水道の用に供する取水施設、貯水施設若しくは浄水道又は大きである。

ては、

の用に供する土地を除く。)とする。水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるもの

一~六略

2及び3 略

# (法第三百四十八条第二項第三十四号の固定資産)

設公団 十号。 承継し 建設 定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法 二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであ 定めるものに限る。) より日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの(総務省令で 第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の規定に 附則第二条第 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道 以下この号において「旧事業団法」という。 た固定資産であつて、 運輸施設整備支援機構法 (以下この条において 旧 Ħ 本国 一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道 有鉄道清算事業団が、 で、 旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附則第 債務等処理法第十三条第一項第二号又は 「旧日本鉄道建設公団」という。 (次号において 債務等処理法附則第九条の規 (昭和六十一年法律第九 「機構法」という。 附則第二条の規 から

の用に供する土地を除く。)とする。水施設又はこれらの施設を管理するための施設で総務省令で定めるも

一~六略

2 及び3 略

## (法第三百四十八条第二項第三十四号の固定資産)

第五十一条の十四 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行第五十一条の十四 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行第五十一条の十四 法第三百四十八条第二項第三十四号に規定する独立行

設公団 建 設 • 十号。 二条の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したものであ 定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法 定めるものに限る。)で、 より日本貨物鉄道株式会社に無償で貸し付けているもの(総務省令で 第三号の業務の用に供するもの及び債務等処理法第二十五条の 承継した固定資産であつて、債務等処理法第十三条第一 附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本鉄道 か 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道 つ、 以下この号において「旧事業団法」という。 運輸施設整備支援機構法(次号において (以下この条において 旧 日本国有鉄道清算事業団が、 旧日本鉄道建設公団が債務等処理法附 「旧日本鉄道建設公団」という。 債務等処理法附則 (昭和六十一年法律第 「機構法」という。 附則第二条の規 項第二号又は 第七 条の規 対規定に ]則第 から

受けた土地を含む。)又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により 昭和六十一年法律第九十三号)第三十二条第二項の請求により譲渡を 旧日本鉄道建設公団から承継したもの 定により所有することとなつたもの(日本国有鉄道改革法等施行法

略

管等) (法第三百四十八条第二項第四十五号の洪水吐ゲート及び放流のため

第五十一条の十五の十一 する。 より証明がされたもの と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。 議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管 九年法律第百六十七号) 政令で定めるものは、 洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところに ダムに係る河川の河川管理者 (次項において 第七条に規定する河川管理者をいう。 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する 「洪水吐ゲート等」という。 (河川法 (これらの設備 であつて (昭和三十 との協

2 合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。 用者をいう。) 洪水吐ゲート等のうち、 法第三百四十八条第二項第四十五号に規定する政令で定める部分は、 ト等に係る水利使用者 の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割 当該洪水吐ゲート等の価格に (河川法第五十三条第 項に規定する水利使 一から当該洪水吐

(法第三百四十八条第六項の固定資産)

受けた土地を含む。 昭和六十一年法律第九十三号)第三十二条第二項の請求により譲渡を 定により所有することとなつたもの(日本国有鉄道改革法等施行法 )又は旧事業団法附則第九条第一項の規定により

\_ 略

旧日本鉄道建設公団から承継したもの

政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、第五十一条の十六の二 法第三百四十八条第六項に規定する非課税独立行

### 一略

次に掲げる固定資産とする。

- 八条第二項第四十五号に掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。) 二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産 (法第三百四十

### (法第三百四十八条第八項の固定資産)

第五十一条の十六の四 法第三百四十八条第八項に規定する政令で定める

### 略

固定資産は、

次に掲げる固定資産とする。

- 八条第二項第四十五号に掲げるもの及び前号に掲げるものを除く。) 二 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(法第三百四十
- る固定資産で、総務省令で定めるもの(法第三百四十八条第二項第四供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供す第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に三 水道法第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法

政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定める固定資産は、 第五十一条の十六の二 法第三百四十八条第六項に規定する非課税独立行

略

次に掲げる固定資産とする。

発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(

前号に掲げるものを除く。

\_

一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、<

第一号に掲げるものを除く。

### (法第三百四十八条第八項の固定資産)

第五十一条の十六の四 法第三百四十八条第八項に規定する政令で定める

### 一略

固定資産は、

次に掲げる固定資産とする。

一 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産(

前号に掲げるものを除く。

る固定資産で、総務省令で定めるもの( 供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供す第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム以外のものの用に 水道法第三条第八項に規定する水道施設若しくは工業用水道事業法

十五号に掲げるもの及び第一号に掲げるものを除く。)

# (法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業)

### 第五十二条の六 略

掲げる事業とする。 2 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に

河川法

第七条の河川管理者によ

り同法第八条の河川工事として行われる事業

### 二略

## (法第五百八十六条第二項第一号の五の地区等)

において同じ。)以外の区域年法律第十九号)第四十二条の規定の適用を受ける区域をいう。次号過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三一法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過疎地域のうち特定

を受ける区域

を受ける区域

な替えて適用する場合を含む。) 又は第四十一条第二項の規定の適用

一項若しくは第二項(これらの規定を同法第四十三条の規定により読

法第四十二条の規定の適用を受けないものとしたならば同法第三条第

二 特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置

## (法第三百四十九条の三第十四項の水域及び事業)

第一号に掲げるものを除く。

### 第五十二条の六略

2

掲げる事業とする。 法第三百四十九条の三第十四項に規定する政令で定める事業は、次に

河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条の河川管理者によ

り同法第八条の河川工事として行われる事業

### 二略

## (法第五百八十六条第二項第一号の五の地区等)

第五十四条の十三の五 地区」という。 当することとなつた地区以外の区域 法律第十五号) 廃置分合又は境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法 条において 疎地域のうち政令で定める地区は、 「過疎地域」という。 ) とする。 第三十三条第 法第五百八十六条第二項第一号の五に規定する過 一項の規定に基づいて新たに過疎地域に該 のうち当該過疎地域に係る市町村の 同号に規定する過疎地域 (第三項及び第六項において (平成十二年 (以下この 過

略

略

# 重加算金の特例 第六章 地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に係る

# (加重された重加算金が課される部分の金額の計算)

第五十八条 法第七百五十六条第四項に規定する電磁的記録に記録された 事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した された事項に係る事実のみに基づいて同項に規定する電磁的記録に記録 つたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額 つたものとした場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額 とする。

2 法第七百五十六条第五項に規定する電磁的記録に記録された事項に係 の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する工磁的記録に記録された の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された の基礎となるべき金額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された の書でにより計算した金額は、

法第四百八十三条の過少申告加算金額又は不申告加算金額の計算の基礎る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額は、法第七百五十六条第六項に規定する電磁的記録に記録された事項に係

き金額とする。

た場合における当該期限後申告等に基づき納付すべき税額とする。係る事実のみに基づいて同項に規定する期限後申告等があつたものとしとなるべき税額のうち、同項に規定する電磁的記録に記録された事項に

# (加重された重加算金が課される場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十九条 るのは 三十九条の十五の規定の適用については、 十六条第四項 「若しくは第三項又は第七百五十六条第四項の」とする。 以下この条において同じ。)の」と、 「若しくは第三項 法第七百五十六条第四項の規定の適用がある場合における第 (法第七十四条の二十四第一 と の 同条中 項の重加算金に係る部分に限 とあるのは 「又は第三項の」とあるのは 「又は第三項  $\overline{\phantom{a}}$ 又は第七百五 () とあ

- 2 五項 百五十六条第五項第一 」とあるのは くは第三項又は第七百五十六条第五項の」と、 下この条において同じ。) 若しくは第三項 の十九の規定の適用については、 法第七百五十六条第五項の規定の適用がある場合における第四十三条 (法第百四十四条の四十八第一 「法第百四十四条の四十八第 ر ح کر 号」とする。 の」と、 の」とあるのは「)又は第七百五十六条第 同条中「又は第三項 項の重加算金に係る部分に限る。 「又は第三項の」とあるのは 一項若しくは第三項又は第七 同条第 (」とあるのは「 項又は第三項 「若し 以
- 項(法第四百八十四条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条しくは第三項(」と、「)の」とあるのは「)又は第七百五十六条第六の六の規定の適用については、同条中「又は第三項(」とあるのは「若る 法第七百五十六条第六項の規定の適用がある場合における第五十三条

項又は第七百五十六条第六項の」とする。において同じ。)の」と、「又は第三項の」とあるのは「若しくは第三

### (総務省令への委任)

項までの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。 第六十条 前二条に定めるもののほか、法第七百五十六条第四項から第六

### 第七章 雑則

## (法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第六十一条 まで、 二項、 し書 から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二 の二の十二第一項、 第十二条の二の八、 三条から第八条の二まで、 項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第 ら第十四項まで、 医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただ 本則 第七十二条の二十四の七第一項第二号 (社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五項か (法第七十二条の二十三第二項 第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、 第百八十条第二項、 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七 第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二 第十二条の二の九、第十二条の二の十一、第十二条 第八条の三から第八条の六まで、 第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二 (社会保険診療に係る部分に限る。 (同条第六項第十号に掲げる 第九条第十 法

### 第六章 雑則

(法第七百五十七条第一号の政令で定める規定)

第五十八条 し書 本則 から第十五条の五まで、第十五条の十二から第二十九条の八まで、第二 の二の十二第一項、第十二条の四から第十四条まで、第十五条の三の二 第十二条の二の八、 二項、第九条の三から第十条まで、第十一条の六、第十二条の二の六、 三条から第八条の二まで、 項、第七百一条の四十一及び第七百二条第二項を除く。)並びに附則第 まで、第百八十条第二項、 ら第十四項まで、 医療法人に係る部分に限る。)、第七十二条の四十九の十二第一項ただ 、第七十二条の二十四の七第一項第二号 (社会保険診療に係る部分に限る。)、第七十三条の十四第五 (法第七十二条の二十三第二項 法第七百五十七条第一号に規定する政令で定める規定は、 第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の七 第十二条の二の九、 第三百四十九条の三、第七百条の五十二第二 第八条の三から第八条の六まで、 (社会保険診療に係る部分に限る。 第十二条の二の十一、第十二条 (同条第六項第十号に掲げる 第九条第十 項 法

三十三条の二から第七十七条までの規定とする。二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第

### (電子計算機処理に伴う措置)

### 第六十二条 略

### 附則

# (法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例)

第五条の三 法の一 法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十 年法律第十号) 六項若しくは第七項、 置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二条の十一第 の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措 法律第八号) 第四十二条の七第六項、 税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措置法 二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租 法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、 項若しくは第十二項、 附則第二十条第二 部を改正する法律 租税特別措置法の一部を改正する法律 附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりそ 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同 一項の規定によりなお効力を有することとされる同 所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八 所得税法等の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年 (平成七年法律第五十五号) (平成四年法律第十四 附則第二十六条第 租税特別措置 (平成十五年

三十三条の二から第五十八条までの規定とする。二項、第三十条の二から第三十一条の四まで、第三十二条の三並びに第十九条の九から第二十九条の十七まで、第二十九条の十八第一項及び第

### (電子計算機処理に伴う措置)

### 第五十九条 略

# 附則

(法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例

第五条の三 号) 法の一 法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第十 年法律第十号) 六項若しくは第七項、 置法第四十二条の八第六項若しくは第七項若しくは第四十二 の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措 法律第八号) 第四十二条の七第六項、 税特別措置法第四十二条の七第十六項において準用する租税特別措 二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正 法による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第六項、 項若しくは第十二項、 附則第二十条第二 部を改正する法律 租税特別措置法の一部を改正する法律 附則第九十二条若しくは第九十五条第二項の規定によりそ 附則第百六条の規定によりその例によることとされる同 一項の規定によりなお効力を有することとされる同 所得税法等の一部を改正する等の法律 所得税法等の一部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律 (平成七年法律第五十五号) (平成四年法律第 附則第二十六条第 租税特別措置 (平成十九年 (平成十五 一条の十一第 (平成十八 前 十四 置 0

十五 得税法等の の十第五項、 ととされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条 四十二条の七第七項、 三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第 改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十 租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等 とされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正 改正法」という。 租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の構造の変化に対応 よりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正前 部を改正する法律 七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、 四十二条の七第六項若しくは第七項、 よる改正 九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定に 法律第六号) 条の規定によりその例によることとされる同法第七条の規定による改正 十四年法律第十六号) 十三年法律第百十四号。 した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律 附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同 条の規定による改正 前 の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七項、 附則第八十九条、 部を改正する法律 所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六号)附則第七十七条の規定に 附則第五十五条の規定によりなお効力を有すること 附則第二十二条の規定によりなお効力を有するこ 租税特別措置法等の一部を改正する法律 前の 以下この項において「平成二十三年所得税法等 租税特別措置法第四十二条の五第五項 第九十条第六項、 (令和) 第四十二条の十第六項若しくは第 二年法律第十 (平成三十年法律第七号 第九十一条若しくは第 一号) 所得税法等の 附則第四 (平成二 (平成二 十七 法第 前 所 第 0

十五 四十二条の七第七項、 の十第五項、 ととされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条 十四年法律第十六号) 三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置 改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十 租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等 とされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正 改正法」という。 十三年法律第百十四号。 した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律 租税特別措置法第四十二条の十一第五項、 よりなお効力を有することとされる同法第十八条の規定による改正 部 七項若しくは第四十二条の十一第六項若しくは第七項、 四十二条の七第六項若しくは第七項、 よる改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項若しくは第七 九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定に 法律第六号) 附則第八十九条第一 を改正する法律 条の規定による改正前の 附則第八十九条、 所得税法等の一部を改正する法律 (平成二十二年法律第六号) 附則第五十五条の規定によりなお効力を有すること 項の規定によりその例によることとされる同 附則第二十二条の規定によりなお効力を有するこ 租税特別措置法等の一部を改正する法律 以下この項において「平成二十三年所得税法等 租税特別措置法第四十二条の五 第九十条第六項、 第四十二条の十第六項若しくは 経済社会の構造の変化に 附則第七十七条の規定に (平成三十年法律第七号 第九十一条若しくは 所得税法等 第五 伞 伞 項、 対応 法第 成二 法第 成二 0 前 前 第

上欄 ととされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条 十七年法律第九号) 法第六十三条の二 成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置 正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平 税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置法改 とされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正 改正法」という。 成十年法律第二十三号。 置法の 別措置法第六十三条第一 三項の規定によりその例によることとされる同法による改正 部 前 る字句は、 十三条の二第 第六十二条の三 定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法 四第十一項の規定により加算された金額がある場合における次の表の を改正する法律 :の租税特別措置法第四十二条の十二の三第五項 に掲げる規定の適用については、 部を改正する法律 (平成八年法律第十七号) それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律 第 第一 (平成三年法律第十六号) 附則第七十三条第一項の規定によりその例によるこ 附則第二十条第三項の規定によりその例によること 項若しくは第八項、 項又は所得税法等の一 項若しくは第六十三条の二第 以下この条において「平成十年租税特別措置法 これらの規定中同表の中欄に掲げ 第六十三条第一項若しくは第六 部を改正する法律 附則第十四条第二 租税特別措置法の 附則第十五条の規 項、 租税特別措 前の租税特 項 (平成二 及び第 前の 伞 租

項 第八条の 項及び第七 第八条の 六第 第九項又は第六 第一項若しくは 第六十二条の三 九項 第六十二条の三第 正する法律 (租税特別措置法の一 (平成八年法律第十七 項 若しくは第 部を改

> る字句は、 上欄に掲げる規定の適用については、 の四第十一項の規定により加算された金額がある場合における次の ととされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四 十七年法律第九号) 法第六十三条の二第一 成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置 正法附則第二十条第四項の規定によりなお効力を有することとされる平 税特別措置法第六十三条の二第一項若しくは平成十年租税特別措置 とされる平成十年租税特別措置法改正法第一条の規定による改正 改正法」という。 成十年法律第二十三号。 十三条の二第 第六十二条の三第一 定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措 置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) 別措置法第六十三条第一項若しくは第六十三条の二第 三項の規定によりその例によることとされる同法による改正 部を改正する法律 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする 一項若しくは租税特別措置法等の一部を改正する法律 (平成三年法律第十六号) 項若しくは第八項、 附則第七十三条第一項の規定によりその例によるこ 附則第二十条第三項の規定によりその例によること 項又は所得税法等の一 以下この条において「平成十年租税特別措 これらの規定中同 第六十三条第一 附則第十四条第一 部を改正する法 附則第十五 項若しくは 表の中欄に 項 租税 律 前 項 0 伞 二十二条 で及び第 条の 特 租 前 . 掲げ 成二 第六 置法 税特 表 法 別  $\mathcal{O}$ 置 伞

租税特別

措置

法

0

項 第八条の六第 項及び第七 第八条の 第九項又は第六 第一項若しくは 第六十二条の三 九項 第六十二条の三第 正する法律 (租税特別措置法の (平成八年法律第十 項 若し 部を改 くは

租税特別措置法第四十二条の八第		租税特別措置法第四十二条の八第		
法第十二条の規定による改正前の		法第十二条の規定による改正前の		
よりその例によることとされる同		よりその例によることとされる同		
しくは第九十五条第二項の規定に		しくは第九十五条第二項の規定に		
年法律第八号)附則第九十二条若		年法律第八号)附則第九十二条若		
の一部を改正する法律(平成十五		の一部を改正する法律(平成十五		
「項を含む。)若しくは所得税法等		項を含む。)若しくは所得税法等		
の租税特別措置法第六十三条第		の租税特別措置法第六十三条第一		
ることとされる同法による改正前		ることとされる同法による改正前		
条第二項の規定によりその例によ		条第二項の規定によりその例によ		
成八年法律第十七号)附則第十五		成八年法律第十七号)附則第十五		
措置法の一部を改正する法律(平		措置法の一部を改正する法律(平		
三条第一項を含む。) (租税特別		三条第一項を含む。)(租税特別		
る改正前の租税特別措置法第六十		る改正前の租税特別措置法第六十		
の例によることとされる同法によ		の例によることとされる同法によ		
則第十四条第二項の規定によりそ		則第十四条第二項の規定によりそ		
法律(平成三年法律第十六号)附	一項	法律 (平成三年法律第十六号) 附		一項
租税特別措置法の一部を改正する	条の二十三第	租税特別措置法の一部を改正する		条の二十三第
を含む。)、第六十三条第一項(	項並びに第八	を含む。)、第六十三条第一項(		項並びに第八
第六十二条の三第一項又は第八項	条の二十第一	第六十二条の三第一項又は第八項		条の二十第一
された金額 法による改正前の租税特別措置法	第一項、第八された	法による改正前の租税特別措置法	された金額	第一項、第八
規定により加算 よりその例によることとされる同	第八条の十七 規定に	加算よりその例によることとされる同	規定により加算	第八条の十七
十三条第一項の   号)附則第十五条第一項の規定に	十三第一項、  十三冬	項の   号)附則第十五条第一項の規定に	十三条第一項の	十三第一項、

項、 る法律 条の規定による改正前の租税特別 等の法律 第四十二条の七第六項を含む。) 法による改正前の租税特別措置法 置法第四十二条の六第六項若しく 九十条第六項、第九十一条若しく 法律第六号) 附則第八十九条、 若しくは第十二項、所得税法等の 措置法第四十二条の十一第十一項 例によることとされる同法第十三 十二条の十一第六項若しくは第七 六項若しくは第七項若しくは第四 なお効力を有することとされる同 附則第二十条第二項の規定により は第七項、 の規定による改正前の租税特別措 によることとされる同法第十二条 は第九十二条の規定によりその例 (租税特別措置法の一部を改正す 部を改正する法律(平成十九年 附則第百六条の規定によりその 所得税法等の一部を改正する (平成四年法律第十四号) (平成十八年法律第十号 第四十二条の七第六項 第

る法律 十二条の十一第六項若しくは第七 法による改正前の租税特別措置法 置法第四十二条の六第六項若しく は第九十二条の規定によりその例 九十条第六項、第九十一条若しく 法律第六号) 附則第八十九条、 若しくは第十二項、所得税法等の 条の規定による改正前の租税特別 等の法律 第四十二条の七第六項を含む。) 附則第二十条第二項の規定により の規定による改正前の租税特別措 によることとされる同法第十二条 措置法第四十二条の十一第十一項 例によることとされる同法第十三 なお効力を有することとされる同 は第七項、 (租税特別措置法の一部を改正す 部を改正する法律(平成十九年 附則第百六条の規定によりその 所得税法等の一部を改正する (平成四年法律第十四号) (平成十八年法律第十号 第四十二条の七第六項 第

六項若しくは第七項若しくは第四

る法律 税法等改正法」という。) 二十三年法律第百十四号。 法等の一 た税制の構築を図るための所得税 別措置法第四十二条の十一第五項 則第七十七条の規定によりなお効 律 項若しくは第七項若しくは第四十 いて準用する場合を含む。) 若し 置法第四十二条の七第十六項にお 五十五条の規定によりなお効力を の項において「平成二十三年所得 八条の規定による改正前の租税特 力を有することとされる同法第十 くは第七項、 る同法による改正前の租税特別措 よりなお効力を有することとされ 一条の十一第六項若しくは第七項 (租税特別措置法の一部を改正す 附則第二十六条第二項の規定に 経済社会の構造の変化に対応し 所得税法等の一部を改正する法 (平成二十二年法律第六号) 附 (平成七年法律第五十五号 部を改正する法律 第四十二条の十第六 以下こ 附則第 (平成

る法律 二十三年法律第百十四号。 税法等改正法」という。) た税制の構築を図るための所得税 別措置法第四十二条の十一第五項 則第七十七条の規定によりなお効 律 項若しくは第七項若しくは第四十 五十五条の規定によりなお効力を の項において「平成二十三年所得 法等の一 八条の規定による改正前の租税特 力を有することとされる同法第十 くは第七項、第四十二条の十第六 いて準用する場合を含む。)若し 置法第四十二条の七第十六項にお る同法による改正前の租税特別措 よりなお効力を有することとされ 一条の十一第六項若しくは第七項 附則第二十六条第二項の規定に 経済社会の構造の変化に対応し (租税特別措置法の一部を改正す 所得税法等の一部を改正する法 (平成二十二年法律第六号) 附 (平成七年法律第五十五号 部を改正する法律 附則第 以下こ (平成

等の一 ととされる同法第十五条の規定に 年法律第七号) 附則第八十九条第 四十二条の十第五項、所得税法等 ることとされる同法第一条の規定 四十二条の五第五項若しくは平成 による改正前の租税特別措置法第 有することとされる平成二十三年 よる改正前の租税特別措置法第四 による改正前の租税特別措置法第 十四年法律第十六号)附則第二十 る改正前の租税特別措置法第四十 税法等改正法第十九条の規定によ ることとされる平成二十三年所得 五十八条の規定によりその例によ 所得税法等改正法第十九条の規定 二十三年所得税法等改正法附則第 一条の規定によりなお効力を有す 一条の七第七項、 項の規定によりその例によるこ 部を改正する法律 一条の五第五項、 部を改正する法律(平成三十 部を改正する法律 租税特別措置法 所得税法等の (令和三年法 (平成二

> ととされる同法第十五条の規定に 年法律第七号) 附則第八十九条第 四十二条の十第五項、所得税法等 等の一部を改正する法律 る改正前の租税特別措置法第四十 ることとされる平成二十三年所得 四十二条の五第五項若しくは平成 有することとされる平成二十三年 による改正前の租税特別措置法第 ることとされる同法第一条の規定 十四年法律第十六号)附則第二十 税法等改正法第十九条の規定によ による改正前の租税特別措置法第 所得税法等改正法第十九条の規定 五十八条の規定によりその例によ 一条の規定によりなお効力を有す 一条の七第七項、 一十三年所得税法等改正法附則第 項の規定によりその例によるこ 部を改正する法律(平成三十 租税特別措置法 (平成二

十二条の五第五

よる改正前の租税特別措置法第四

法律 平成十年法律第二十三号)附則第 措置法等の一部を改正する法律 三条の二第一項若しくは租税特別 される同法による改正前の租税特 法第六十三条の二第一項若しくは 規定による改正前の租税特別措置 る改正前の租税特別措置法第六十 則第十五条第三項の規定によりそ 租税特別措置法の一部を改正する 別措置法第六十三条の二第一項、 律第十六号)附則第十四条第三項 租税特別措置法等の一部を改正す によることとされる同法第一条の の例によることとされる同法によ の規定によりその例によることと る同法第七条の規定による改正前 定によりその例によることとされ 律第十一 一十条第三項の規定によりその例 部を改正する法律 の三第五項、 租 税特別措置法第四十二条の十 (平成八年法律第十七号) 附 号) 附則第四十七条の規 租税特別措置法の (平成三年法

平成十年法律第二十三号)附則第 法律 法第六十三条の二第一項若しくは 規定による改正前の租税特別措置 措置法等の一部を改正する法律 則第十五条第三項の規定によりそ 租税特別措置法の一部を改正する 別措置法第六十三条の二第一項 される同法による改正前の租税特 律第十六号) によることとされる同法第一条の 三条の二第一項若しくは租税特別 る改正前の租税特別措置法第六十 の例によることとされる同法によ 租税特別措置法等の一部を改正す の規定によりその例によることと 一十条第三項の規定によりその例 部を改正する法律 (平成八年法律第十七号) 附 附則第十四条第三項 租税特別措置法の (平成三年法

を含む。)、第六十三条第一項(			を含む。)、第六十三条第一項(		
第六十二条の三第一項又は第八項			第六十二条の三第一項又は第八項		
法による改正前の租税特別措置法	加算された金額		法による改正前の租税特別措置法	加算された金額	
よりその例によることとされる同	項の規定により		よりその例によることとされる同	項の規定により	
号)附則第十五条第一項の規定に	第六十三条第一		号)附則第十五条第一項の規定に	第六十三条第一	
正する法律(平成八年法律第十七	第九項若しくは		正する法律(平成八年法律第十七	第九項若しくは	
九項(租税特別措置法の一部を改	第一項若しくは	二項第一号	九項(租税特別措置法の一部を改	第一項若しくは	二項第一号
第六十二条の三第一項若しくは第	第六十二条の三	第八条の六第	第六十二条の三第一項若しくは第	第六十二条の三	第八条の六第
り控除された金額に限る。)			り控除された金額に限る。)		
同条第六項又は第七項の規定によ			同条第六項又は第七項の規定によ		
項の規定により加算された金額(			項の規定により加算された金額(		
特別措置法第四十二条の四第十一			特別措置法第四十二条の四第十一		
第八条の規定による改正前の租税			第八条の規定による改正前の租税		
りその例によることとされる同法			りその例によることとされる同法		
附則第七十三条第一項の規定によ			附則第七十三条第一項の規定によ		
法律 (平成二十七年法律第九号)			法律(平成二十七年法律第九号)		
又は所得税法等の一部を改正する			又は所得税法等の一部を改正する		
一項の規定により加算された金額			一項の規定により加算された金額		
租税特別措置法第六十三条の二第			租税特別措置法第六十三条の二第		
同法第一条の規定による改正前の			同法第一条の規定による改正前の		
りなお効力を有することとされる			りなお効力を有することとされる		
) 附則第二十条第四項の規定によ			)附則第二十条第四項の規定によ		
る法律(平成十年法律第二十三号			 る法律(平成十年法律第二十三号		

法律 等の法律(平成十八年法律第十号 項、 措置法の一部を改正する法律 法第十二条の規定による改正前の 年法律第八号) 附則第九十二条若 項を含む。)若しくは所得税法等 ることとされる同法による改正前 条第二項の規定によりその例によ 成八年法律第十七号)附則第十五 三条第一項を含む。) る改正前の租税特別措置法第六十 則第十四条第二項の規定によりそ 十二条の十一第六項若しくは第七 六項若しくは第七項若しくは第四 租税特別措置法第四十二条の八第 よりその例によることとされる同 しくは第九十五条第二項の規定に  $\mathcal{O}$ の例によることとされる同法によ 租税特別措置法の一部を改正する 租税特別措置法第六十三条第 附則第百六条の規定によりその 部を改正する法律(平成十五 所得税法等の一部を改正する (平成三年法律第十六号) 附 (租税特別 伞

法律 等の法律(平成十八年法律第十号 項、 年法律第八号) 附則第九十二条若 項を含む。)若しくは所得税法等 ることとされる同法による改正前 措置法の一部を改正する法律 る改正前の租税特別措置法第六十 則第十四条第二項の規定によりそ 十二条の十一第六項若しくは第七 租税特別措置法第四十二条の八第 法第十二条の規定による改正前の の租税特別措置法第六十三条第 条第二項の規定によりその例によ 成八年法律第十七号)附則第十五 の例によることとされる同法によ 租税特別措置法の一部を改正する 六項若しくは第七項若しくは第四 よりその例によることとされる同 しくは第九十五条第二項の規定に 三条第一項を含む。) 附則第百六条の規定によりその 部を改正する法律(平成十五 所得税法等の一部を改正する (平成三年法律第十六号) 附 (租税特別 伞

措置法第四十二条の十一第十一項 法による改正前の租税特別措置法 なお効力を有することとされる同 置法第四十二条の六第六項若しく によることとされる同法第十二条 九十条第六項、 法律第六号) 附則第八十九条、第 若しくは第十二項、 条の規定による改正前の租税特別 例によることとされる同法第十三 る同法による改正前の租税特別措 よりなお効力を有することとされ る法律(平成七年法律第五十五号 第四十二条の七第六項を含む。) 附則第二十条第二項の規定により る法律 は第七項、第四十二条の七第六項 の規定による改正前の租税特別措 は第九十二条の規定によりその例 、租税特別措置法の一部を改正す (租税特別措置法の一部を改正す 附則第二十六条第二項の規定に 部を改正する法律(平成十九年 (平成四年法律第十四号) 第九十一条若しく 所得税法等の

九十条第六項、 法律第六号) 附則第八十九条、第 若しくは第十二項、 措置法第四十二条の十一第十一項 条の規定による改正前の租税特別 例によることとされる同法第十三 よりなお効力を有することとされ 法による改正前の租税特別措置法 なお効力を有することとされる同 附則第二十条第二項の規定により る法律 (平成四年法律第十四号) 置法第四十二条の六第六項若しく の規定による改正前の租税特別措 によることとされる同法第十二条 は第九十二条の規定によりその例 る同法による改正前の租税特別措 る法律(平成七年法律第五十五号 第四十二条の七第六項を含む。) は第七項、第四十二条の七第六項 附則第二十六条第二 (租税特別措置法の一部を改正す 、租税特別措置法の一部を改正す 部を改正する法律(平成十九年 第九十一条若しく 所得税法等の 一項の規定に

則第七十七条の規定によりなお効 律 四十二条の五第五項若しくは平成 税法等改正法」という。) 附則第 法等の一部を改正する法律(平成 別措置法第四十二条の十一第五項 力を有することとされる同法第十 項若しくは第七項若しくは第四十 置法第四十二条の七第十六項にお による改正前の租税特別措置法第 所得税法等改正法第十九条の規定 有することとされる平成二十三年 五十五条の規定によりなお効力を の項において「平成二十三年所得 た税制の構築を図るための所得税 八条の規定による改正前の租税特 くは第七項、第四十二条の十第六 いて準用する場合を含む。)若し 二十三年法律第百十四号。以下こ 二条の十一第六項若しくは第七項 一十三年所得税法等改正法附則第 経済社会の構造の変化に対応し 所得税法等の一部を改正する法 (平成二十二年法律第六号) 附

律 税法等改正法」という。) 附則第 法等の一部を改正する法律(平成 た税制の構築を図るための所得税 別措置法第四十二条の十一第五項 則第七十七条の規定によりなお効 置法第四十二条の七第十六項にお 四十二条の五第五項若しくは平成 有することとされる平成二十三年 五十五条の規定によりなお効力を の項において「平成二十三年所得 八条の規定による改正前の租税特 力を有することとされる同法第十 項若しくは第七項若しくは第四十 による改正前の租税特別措置法第 所得税法等改正法第十九条の規定 二十三年法律第百十四号。以下こ くは第七項、第四十二条の十第六 一条の十一第六項若しくは第七項 一十三年所得税法等改正法附則第 経済社会の構造の変化に対応し て準用する場合を含む。)若し 所得税法等の一部を改正する法 (平成二十二年法律第六号) 附

律第十 年法律第七号) 附則第八十九条第 等の一部を改正する法律(平成二 ととされる同法第十五条の規定に 四十二条の十第五項、 による改正前の租税特別措置法第 ることとされる同法第一条の規定 る改正前の租税特別措置法第四十 税法等改正法第十九条の規定によ ることとされる平成二十三年所得 五十八条の規定によりその例によ る同法第七条の規定による改正前 定によりその例によることとされ 十二条の五第五項、 よる改正前の租税特別措置法第四 十四年法律第十六号)附則第二十 二条の七第七項、租税特別措置法 二条の規定によりなお効力を有す 一の三第五項 租税特別措置法第四十二条の十 部を改正する法律 項の規定によりその例によるこ 部を改正する法律 号) 附則第四十七条の規 租税特別措置法の 所得税法等の (令和三年法 所得税法等 (平成三十

> ととされる同法第十五条の規定に 年法律第七号) 附則第八十九条第 四十二条の十第五項、 等の一部を改正する法律(平成二 税法等改正法第十九条の規定によ ることとされる平成二十三年所得 ることとされる同法第一条の規定 十四年法律第十六号)附則第二十 二条の七第七項、租税特別措置法 る改正前の租税特別措置法第四十 五十八条の規定によりその例によ 十二条の五第五項 よる改正前の租税特別措置法第四 による改正前の租税特別措置法第 二条の規定によりなお効力を有す 項の規定によりその例によるこ 一部を改正する法律 所得税法等 (平成三十

租税特別措置法の

る法律 法律 平成十年法律第二十三号)附則第 三条の二第一項若しくは租税特別 される同法による改正前の租税特 律第十六号) 同法第一条の規定による改正前の 法第六十三条の二第一項若しくは 規定による改正前の租税特別措置 によることとされる同法第一条の 措置法等の一部を改正する法律 る改正前の租税特別措置法第六十 則第十五条第三項の規定によりそ 別措置法第六十三条の二第一項、 の規定によりその例によることと 租税特別措置法第六十三条の二第 租税特別措置法等の一部を改正す の例によることとされる同法によ 租税特別措置法の一部を改正する 二十条第三項の規定によりその例 なお効力を有することとされる 附則第二十条第四項の規定によ 部を改正する法律(平成三年法 (平成八年法律第十七号) 附 (平成十年法律第二十三号 附則第十四条第三項

る法律 法律 りなお効力を有することとされる によることとされる同法第一条の 租税特別措置法第六十三条の二第 同法第一条の規定による改正前の 法第六十三条の二第一項若しくは 規定による改正前の租税特別措置 平成十年法律第二十三号)附則第 措置法等の一部を改正する法律 の例によることとされる同法によ 則第十五条第三項の規定によりそ 租税特別措置法の一部を改正する 別措置法第六十三条の二第一項、 される同法による改正前の租税特 律第十六号) 租税特別措置法等の一部を改正す 三条の二第一項若しくは租税特別 る改正前の租税特別措置法第六十 の規定によりその例によることと 二十条第三項の規定によりその例 附則第二十条第四項の規定によ 部を改正する法律(平成三年法 (平成八年法律第十七号) 附 (平成十年法律第二十三号 附則第十四条第三項

	償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業
	同条第二十一項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付す
	める金額(以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。)を
定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額	子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定
に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規	金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原
規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項	規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する
9 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に	9 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、同項に
2	2
第六条の二略	第六条の二 略
(法人の事業税の課税標準の特例)	(法人の事業税の課税標準の特例)
略	略
により控除された金額に限る。)	により控除された金額に限る。)
額(同条第六項又は第七項の規定	額(同条第六項又は第七項の規定
十一項の規定により加算された金	十一項の規定により加算された金
租税特別措置法第四十二条の四第	租税特別措置法第四十二条の四第
同法第八条の規定による改正前の	同法第八条の規定による改正前の
によりその例によることとされる	によりその例によることとされる
号)附則第七十三条第一項の規定	号)附則第七十三条第一項の規定
する法律(平成二十七年法律第九	する法律(平成二十七年法律第九
若しくは所得税法等の一部を改正	若しくは所得税法等の一部を改正
一項の規定により加算された金額	一「一項の規定により加算された金額」

2 \ 13 第七条 10 14 法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、 当する収入金額とする。 収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相 という。 項に規定する総務省令で定めるもの それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。 全部又は 間で行う取引 収分割会社 配電事業者に交付する賠償負担金相当金額等に相当する収入金額とする 令で定めるものに交付する場合にあつては当該配電事業者が当該 者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省 定吸収分割承継会社をいう。 いて同じ。 (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等 一項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との 法附則第十一条第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、 略 略 )を行う場合において、 )又は特定吸収分割承継会社 部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、 (同項に規定する特定吸収分割会社をいう。 (特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の 以下この項において同じ。 当該特定吸収分割会社又は当該特定吸 (以下この項において「特定取引」 (同条第二十) 一項に規定する特 以下この項にお が同条第二十 のうち同 特定吸 般送 2 \ 13 第七条 14 法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、 (不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける不動産の価格の決定等 法附則第十一条第十一項及び同項の規定により読み替えて適用される 略 略 に相当する収入金額とする

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

三十平方メートル以上百八十平方メートル以下であること。 その各部分の床面積に算入するものとする。 合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれ るときは、 分のいずれかの床面積 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部 これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割 (当該貸家住宅に共同の用に供される部分があ 次項において同じ。 が

三 で定めるもの 当該貸家住宅の建築に要する費用について、 政府の補助で総務省令

を受けていること。

兀

当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律

住宅をいう。 の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅 三年法律第二十六号)第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向 )の戸数が十戸以上であること。 (同条第 (平成十 一 項

15

法附則第十一条第十一項の規定により読み替えて適用される法第七十

めに独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上 た一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するた 三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画され

次に掲げる要件のいずれにも該当する貸家住宅とする。

その各部分の床面積に算入するものとする。 合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれ るときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割 三十平方メートル以上二百十平方メートル以下であること。 分のいずれかの床面積 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の (当該貸家住宅に共同の用に供される部分があ 次項において同じ。 が 部

Ξ いう。 の補助を受けていること を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け 確保に関する法律 で定めるもの又はサービス付き高齢者向け住宅 当該貸家住宅の建築に要する費用について、 次号において同じ。 (平成十三年法律第二十六号) の整備に要する費用に係る地方公共団! 政府の補助で総務 (高齢者の居住の 第七条第 項 住宅を 0 登録 安定 省令

兀 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法

け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅 第七条第二項に規定するサービス付き高齢者向

の戸数が十戸以上であること。

15 めに独立的に区画された一の部分でその床面積が三十平方メートル以上 た一の部分で政令で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するた 三条の十四第一項に規定する居住の用に供するために独立的に区画され 法附則第十一条第十一項の規定により読み替えて適用される法第七十

百八十平方メートル以下のものとする。

項が定められているものとする。

16 法附則第十一条第十二項に規定する契約のうち政令で定めるものは、 法附則第十一条第十二項に規定する契約のうち政令で定めるものは、

### 略

項でにおいて「特定特例事業者等」という。) 次に掲げる全ての事び口において「特定特例事業者等」という。) 次に掲げる全ての事を除く。)及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者(イ及ニ 法附則第十一条第十二項に規定する特例事業者(小規模特例事業者

であること。

権又は賃借権の取得を含む。) は、当該事業契約締結後に行うもの対象不動産」という。)の取得(同号イ及びホに掲げる土地の地上対象不動産」という。)の取得(同号イ及びホに掲げる土地の地上が 無対則第十一条第十二項第二号に定める不動産(ハにおいて「特例法附則第一条第十二項第二号に定める不動産取引の目的となる

当該土地の地上権若しくは賃借権を取得するものであること。特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地若しくは土地若しくは当該土地の地上権若しくは賃借権及び同号ハに掲げる口、特定特例事業者等が、法附則第十一条第十二項第二号イに掲げる

ハ 次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事

項

① 法附則第十一条第十二項第二号ハに掲げる特定家屋 同号イに

二百十平方メートル以下のものとする。

項が定められているものとする。
で内容として、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める事に掲げる契約(第一号イ及び第二号イにおいて「事業契約」という。)
て動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第三項第二号項が定められているものとする。

### 略

項で口において「特定特例事業者等」という。) 次に掲げる全ての事び口において「特定特例事業者等」という。) 次に掲げる全ての事を除く。)及び同項に規定する特定適格特例投資家限定事業者(イ及法附則第十一条第十二項に規定する特例事業者(小規模特例事業者

イ 特定特例事業者等による事業契約に係る不動産取引の目的となる

は、当該事業契約締結後に行うも

であること。

ロ 特定特例事業者等が、法附則第十一条第十二項第二号イに掲げる

及び同号ハに掲げる

特定家屋又は同号ニに掲げる家屋及び同号ホに掲げる土地

土地

を取得するものであること。

次に掲げる特例対象不動産の区分に応じ、それぞれ次に定める事

# (1) 法附則第十一条第十二項第二号ハに掲げる特定家屋 同号イに

項

内に当該特定家屋の新築に着手すること 掲げる土地又は当該土地の地上権若しくは賃借権の取得後二年以

(2)こと 同 後二年以内に当該家屋の増築、 . 号ホに掲げる土地又は当該土地の地上権若しくは賃借権の取得 法附則第十一条第十二項第二号ニに掲げる家屋 改築、 修繕又は模様替に着手する 当該家屋及び

掲げる土地 内に当該特定家屋の新築に着手すること。

0)

取得後二年以

(2)法附則第十一条第十二項第二号ニに掲げる家屋 当該家屋及び

同号ホに掲げる土地  $\mathcal{O}$ 

取得

こと。 後二年以内に当該家屋の増築、 改築、 修繕又は模様替に着手する

=

増築、 後のものに限る。 る特定家屋又は同号ニに掲げる家屋 法附則第十一 改築、 修繕若しくは模様替後十年以内に譲渡をすること。 条第十二項第二号イに掲げる土地及び同号 及び同号ホに掲げる土地は、 (増築 改築、 当該新築又は当該 修繕又は模様替 ハに掲げ

ホ 略

17

略

18 より証明がされた家屋とする。 げる要件のいずれかに該当することについて総務省令で定めるところに 様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、 法附則第十一条第十二項第一号イに規定する増築、 改築、 次の各号に掲 修繕又は模

あるものに限る。) 共同住宅 (建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部が木造で 以外の家屋であること。

\_ は地方公共団体から補助金等 事と併せて行う家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取 付けに係る工事を含む。 当該家屋について行う増築、 に要した費用の額 (当該増築等の工事の費用に充てるために国又 以下この号において (当該増築等の工事を含む工事の費用に 改築、 修繕又は模様替の工事 「増築等の工事」 という 当 該工

61

17 略

二

略

18 屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含 様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、 法附則第十一条第十二項第一号イに規定する増築、 増築、 改築、 修繕又は模様替の工事 (当該工事と併せて行う家 改築、 当該家屋につ 修繕又は模

む。 要した費用の額 以下この項及び第一 (当該増築等の工事の費用に充てるために国又は地方公 一十一項において 「増築等の工事」という。

に交付される補助金その他これに準ずるものをいう。) 共団体から補助金等 (当該増築等の工事を含む工事の費用に充てるため の交付を受ける

場合には 当該増築等の工事に要した費用の額から当該補助金等の額を

控除した額。 第 一十一項において同じ。 )が三百万円以上であることに

ついて総務省令で定めるところにより証明がされた家屋とする。

19 屋として政令で定めるもの 法附則第十一条第十二項第二号イ及びロに規定する建替えが必要な家

いずれかに該当する家屋とする。

0

及び二 略

20

略

21 法附則第十一条第十二項第二号ニに規定する増築、 改築、 修繕又は模

のいずれかに該当する家屋のうち、 様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、 当該家屋について行う増築等の工事 第十九 八項各号

する額のいずれか多い額を超えるものであることについて総務省令で定 に要した費用の額が、 千万円又は当該家屋の取得価額の百分の に相当

めるところにより証明がされた家屋とする。

22 \( \)
24 略

### (軽油引取税の課税免除の特例

### 第十条の二の二 略

2 6 略

7 当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で 政令で定める事業は、 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他 次の表の上欄に掲げるものとし、 同号に規定する の

> 交付を受ける場合には、 充てるために交付される補助金その他これに準ずるものをいう。 当該増築等の工事に要した費用の額から当該

補助金等の額を控除した額) が三百万円以上であること。

屋として政令で定めるもの並びに同号ニに規定する増築 法附則第十一条第十二項第二号イ及びロに規定する建替えが必要な家 改築 修 | 繕又

19

は模様替をすることが必要な家屋として政令で定めるものは、 次の各号

0 いずれかに該当する家屋とする。 は、

次の各号

一及び二 略

20

略

### (軽油引取税の課税免除の特例

略

### 2 6 第十条の二の二 略

7 当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の政令で 政令で定める事業は、 法附則第十二条の二の七第一項第五号に規定する木材加工業その他 次の表の上欄に掲げるものとし、 同号に規定する

表の下欄に掲げるものとする。 定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同

	. 略		- 略
鉱さいバラス製造業	鉱さいバラス製造業を営む者(租	鉱さいバラス製造業	鉱さいバラス製造業を営む者
	税特別措置法第十条第八項第六号		
	に規定する中小事業者又は同法第		
	四十二条の四第八項第七号に規定		
	する中小企業者(以下この表にお		
	いて「中小事業者等」という。)		
	に限る。)の事業場内において専		の事業場内において専
	ら鉱さいの破砕又は鉱さいバラス		ら鉱さいの破砕又は鉱さいバラス
	の集積若しくは積込みのために使		の集積若しくは積込みのために使
	用する機械(道路運送車両法第四		用する機械(道路運送車両法第四
	条の規定による登録を受けている		条の規定による登録を受けている
	ものを除く。)の動力源の用途		ものを除く。)の動力源の用途
	略		略
廃棄物処理事業	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物	廃棄物処理事業	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物
	の埋立地(廃棄物の処理及び清掃		の埋立地(廃棄物の処理及び清掃
	に関する法律施行令(昭和四十六		に関する法律施行令(昭和四十六
	年政令第三百号)第三条第三号口		年政令第三百号)第三条第三号口
	に規定する埋立地をいう。以下こ		に規定する埋立地をいう
	の項において同じ。)内において		。) 内において
	専ら廃棄物の処分のために使用す		専ら廃棄物の処分のために使用す

表の下欄に掲げるものとする。 定める用途は、同表の上欄に掲げる事業を営む者について、それぞれ同 9 { 11 8 るのは 場合には、 する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあ 準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用 「経過する日(当該経過する日が令和六年三月三十一日以後に到来する 第四十三条の十五の規定は、 略 同日)」と読み替えるものとする。 車両又は設備」と、 同条第四項中 法附則第十二条の二の七第二項において 略 業者 る機械(道路運送車両法第四条の を除く。)で、 規定による登録を受けているもの 必要であると認められるものを除 物の処分のために使用することが のために使用するもの 内において専ら産業廃棄物の処分 者等を除く。 規定する特別管理産業廃棄物処分 又は同法第十四条の四第十二項に 項に規定する産業廃棄物処分業者 清掃に関する法律第十四条第十1 (これらの者のうち中小事業 以外のものの動力源の用途 「経過する日」とあるのは 廃棄物の処理及び が廃棄物の埋立 般廃棄 地 9 \ 11 8 るのは 準用する法第百四十四条の二十一の規定による免税の手続について準用 場合には、 する。この場合において、第四十三条の十五第一項中「又は設備」とあ 「経過する日(当該経過する日が令和三年三月三十一日以後に到来する 第四十三条の十五の規定は、 略 乛 車両又は設備」と、 同日)」と読み替えるものとする。 同条第四項中 法附則第十二条の二の七第二項において 略 規定による登録を受けているもの る機械(道路運送車両法第四条の を除く。 「経過する日」とあるのは 動力源 0 甪 途

# .固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

### 第十一条 略

### 2 5 10 略

12 11 る が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とす に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量 で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。 の設備で総務省令で定めるもののうち、 を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するため 法附則第十五条第十項 法附則第十五条第八項 に規定する設備で政令で定めるものは、 に規定する区間で政令で定めるものは、 一基の取得価額として総務省令 同項 電気 12 11

13 拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分の 法附則第十五条第十項 に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは 又は出資若しくは

14 次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。 法附則第十五条第十項 に規定する固定資産で政令で定めるものは、

### <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> 略

兀 特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを 遊休状態にある土地及び家屋 (法附則第十五条第十項 に規定する

### 五及び六 略

除

₹ .

### 15 法附則第十五条第十一 項に規定する鉄道事業法第七条第一項に規定す

# (固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

### 第十一条 略

### 2 5 10 略

る。 の設備で総務省令で定めるもののうち、 が著しく減少すると見込まれる区間として総務大臣が指定する区間とす に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により旅客輸送量 で定めるところにより計算した金額が一億五千万円以上のものとする。 を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するため 法附則第十五条第十三項に規定する区間で政令で定めるものは、 法附則第十五条第十一 項に規定する設備で政令で定めるものは、 一基の取得価額として総務省令 同項 電 気

13 拠出をされている法人で総務大臣が指定するものとする。 以上の数又は金額が地方公共団体により所有され、 その発行済株式の総数又は出資金額若しくは拠出された金額の二分 法附則第十五条第十三項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものは 又は出資若しくは

14 法附則第十五条第十三項に規定する固定資産で政令で定めるものは、

### <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> = 略

次に掲げる固定資産以外の固定資産とする。

兀 特定鉄道事業の用に供するものとして建設計画が確定しているものを べく。) 遊休状態にある土地及び家屋 (法附則第十五条第十三項に規定する

### 五及び六 略

除

### 15 法附則第十五条第十四項に規定する鉄道事業法第七条第一 項に規定す

事業を営む者として総務省令で定めるものとする。のは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係るる鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるも

18

18

事業を営む者として総務省令で定めるものとする。のは、地域住民の生活に必要な輸送の需要に応ずる鉄道又は軌道に係るる鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるも

法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるもの及び同項に規定する改良された車両で政令で定めるものは、原動機を有する客車又は原動機を有する客車にけん引される客車のうち運動機を有する客車のに対がある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であって、利用者の利便の向上に資するものとする。

宅 地 る同法第二条第一項に規定する公共施設等 同法第五条第二項第五号に規定する事業契約において当該選定事業に係 の項及び次項において「地方公共団体等」という。)が負担し、 該選定事業を選定した同条第三項第一号又は第二号に掲げる者 第四項に規定する選定事業のうち、 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条 方公共団体等に譲渡される旨が定められているものとする 法附則第十五条第十八項に規定する選定事業で政令で定めるもの (公営住宅を除く。 及び同項第五号に掲げる施設を除く。 当該選定事業に係る経費の全額を当 (同項第三号に掲げる賃貸住 (以下こ が当該 かつ、 は

19

法附則第十五条第十五項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び

屋及び償却資産とする。 償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の家

### 一~四略

20 ものは、 公共施設 する耐火建築物をいう。 平方メートル以上) 条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内にある場合には 千平方メートル以上 事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が七万五 法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める 都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業 (都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう の耐火建築物 (当該認定事業の施行される土地の区域が同法第二 が整備されるものに限る。 (建築基準法第二条第九号の二に規定 )により取得した (当該認定 五万

方メートル以上

21 法附則第十五条第十七項に規定する速達性向上事業 により整備のの用に供する家屋及び償却資産とする。

0)

の用に供する家屋及び償却資産とする。

)及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるも

れかに該当する法人とする。 される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいず

### 一〜三略

令で定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備又22 法附則第十五条第十七項に規定する都市鉄道施設 で政

### は電路設備

とする。

産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定23 法附則第十五条第十八項 に規定する政令で定める者は、その基本財

屋及び償却資産とする。 償却資産で政令で定めるものは、次に掲げる家屋及び償却資産以外の

家

### 一 四 略

事業の施行される土地の区域内に地上階数十以上又は延べ面積が五万平ものは、都市再生特別措置法第二十五条に規定する認定事業(当該認定20法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産で政令で定める

。)及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるも公共施設(都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいうする耐火建築物をいう。)が整備されるものに限る。)により取得したの所火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定

れかに該当する法人とする。 される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものは、次の各号のいず21 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道利便増進事業により整備

### 一〜三略

場とする。 場とする。 電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車電路設備、自転車駐車場又は駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車やで定めるものは、停車場建物、旅客用通路、停車場設備、線路設備、22 法附則第十五条第二十項に規定する都市鉄道施設及び駅附帯施設で政

産の全部が地方公共団体により拠出されている公益財団法人のうち指定23 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める者は、その基本財

法人(海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平法人(海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定するもの(次項において「準指定法人」という。)ので総務大臣が指定するもの(次項において「準指定法人」という。)ので総務大臣が指定するものとするとする。

のは、指定法人及び準指定法人とする。 24 法附則第十五条第十八項 に規定する公益財団法人で政令で定めるも

25 法附則第十五条第二十一項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、

設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施27 法附則第十五条第二十二項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

法人 ものとする。 から資産の現物出資を受けて設立された株式会社で総務大臣が指定する ので総務大臣が指定するもの(次項において「準指定法人」という。 条第一項に規定する指定法人をいう。 解散及び業務の承継に関する法律 成十八年法律第三十八号) (海上物流の基盤強化のための港湾法等の一 第二条の規定による改正前の外貿埠頭 (昭和五十六年法律第1 次項において同じ。 部を改正する法 一十八号) に準ずるも 公団 律 第二 伞

のは、指定法人及び準指定法人とする。24 法附則第十五条第二十一項に規定する公益財団法人で政令で定めるも

25 法附則第十五条第二十四項に規定する政令で定める施設は、同項に規定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、定する重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設とし、

の他の総務省令で定める要件に該当する港湾で、総務大臣が指定するもおけるコンテナ取扱量が国土交通大臣が定める取扱量以上であることそがは、港湾法第二条第二項に規定する国際拠点港湾のうち、当該港湾にのとする。

設で総務省令で定める要件に該当するものの用に供する家屋及び償却資償却資産で政令で定めるものは、港湾法第二条第五項に規定する港湾施27 法附則第十五条第二十五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び

資産で次に掲げるもの以外のものとする。産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却

### 一〜三略

な停車場設備の整備を含む。)及び当該設置事業と併せて行われる停一 エレベーターの設置事業(当該エレベーターを設置するために必要備の整備に関する事業で政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。 法附則第十五条第二十六項に規定する移動等円滑化のために必要な設

車場建

物又は旅客用通路の

整備事業であ

つて次に掲げるも

ある駅又は停留場において実施されるものに限る。

均的な利用者の人数が三千人以上である駅又は停留場において実施イ。これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平

ロ これらの事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平

される事業

資産で次に掲げるもの以外のものとする。産のうち、コンテナ貨物の荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却

### 一〜三略

るものとする。
一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物で総務省令で定め、当該改良によつて高さを増したものに限る。)、胸壁及び津波からのとして政令で定めるものは、防潮堤、護岸(改良されたものにあつては法附則第十五条第二十六項に規定する津波対策の用に供する償却資産

30 29 備の整備に関する事業で政令で定めるものは、 円滑な避難のために必要な設備として総務省令で定める設備とする。 定する協定避難用部分又は同項に規定する指定避難施設避難用部分 て政令で定めるものは、 車場建物又は旅客用通路の整備事業 法附則第十五条第二十九項に規定する移動等円滑化のために必要な設 る年度の前 な停車場設備の整備を含む。 法附則第十五条第二十八項に規定する避難の用に供する償却資産とし エレベーターの設置事業(当該エレベーターを設置するために必要 年度の一 日当たりの平均的な利用者の人数が三千人以上で 誘導灯、 )及び当該設置事業と併せて行われる停 誘導標識その他の同条第二十七項に規 (これらの事業の開始 次に掲げる事業とする。 属 す

高齢者、 定められた同法第 年法律第九十 均的な利用者の人数が二千人以上三千人未満である駅又は停留場 において実施される事業 の同条第二十三号イに規定する生活関連施設であるものに限る。 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 号) 一条第一 第二十五条第 二十四号に規定する重点整備地区の 一項に規定する基本構想において (平成十八 )区域内

\_ に必要な停車場設備の整備を含む。) るものの設置事業であつて次に掲げるもの プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定め (当該設備を設置するため

略

口 高 配齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

業計画に基づき同法第二条第二十六号イに掲げる公共交通特定事業 第二十八条第一項に規定する公共交通特定事

として実施される事業

31 び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。 で定めるものは、 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物その他の家屋で政令 前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及

32 用に供する償却資産で政令で定めるものは、 法附則第十五条第二十六項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の 次に掲げる償却資産とする

32

用に供する償却資産で政令で定めるものは、

次に掲げる償却資産とする

法附則第十五条第二十九項に規定する停車場設備その他の鉄道事業の

及び二

33 償却資産で政令で定めるものは、 法附則第十五条第二十九項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び 港湾法第二条第五項に規定する港湾施

> \_ るものの設置事業であつて次に掲げるもの に必要な停車場設備の整備を含む。) プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定 (当該設備を設置するため

略

口 業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定事業 八年法律第九十一号)第二十八条第一項に規定する公共交通特定事 として実施される事業 高齢者、 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成十

31 び旅客用通路に係る家屋で総務省令で定めるものとする。 で定めるものは、 法附則第十五条第二十九項に規定する停車場建物その他の家屋で政令 前項第一号に掲げる事業により取得した停車場建物及

及び二

33 償却資産で政令で定めるものは、 法附則第十五条第三十三項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び 港湾法第二条第五項に規定する港湾施

のものとする。 荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外 設の用に供する家屋及び償却資産のうち、 輸入されるばら積みの貨物の のものとする。

### 一~三略

令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。34 法附則第十五条第三十一項に規定する特別特定技術基準対象施設で政

35 法附則第十五条第三十二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる

### 一~三 略

者とする。

のとする。 道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるも38 法附則第十五条第三十二項に規定する道路法第二条第一項に規定する

### 一~六 略

、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする37 法附則第十五条第三十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは

38 法附則第十五条第三十五項に規定する土地で政令で定めるものは、同地を含む。)が総務省令で定める用途に供する家屋の敷地の用に供され地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土地のうち、当該土地(当該土地と一体として管理又は使用されている土とする。

地

荷さばきを行うための家屋及び固定的な償却資産で次に掲げるもの以外設の用に供する家屋及び償却資産のうち、輸入されるばら積みの貨物の

### <u>〜</u> 三 略

令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。 4 法附則第十五条第三十五項に規定する特別特定技術基準対象施設で政

35 法附則第十五条第三十六項に規定する政令で定める者は、次に掲げる

### 一~三略

者とする。

のとする。 道路その他これに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるも36 法附則第十五条第三十六項に規定する道路法第二条第一項に規定する

### 六略

、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産で政令で定めるものは37 法附則第十五条第三十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは

項に規定する緑地保全・緑化推進法人が有料で借り受けた土地以外の土38 法附則第十五条第三十九項に規定する土地で政令で定めるものは、同

### とする。

39

法附則第十五条第三十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定め

39 法附則第十五条第四十項に規定する特定電気通信設備 で政令で定め |

て複製 下この項において同じ。 当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。 記録をいう。 備をいい、 年法律第三十五号) 8 項において るものは、 に災害その る特定電気通信設備 (電 専ら電磁的記録 他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において 磁的記録によるものに限る。 次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者 「電気通信事業者」という。 以下この項において同じ。 附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設 (特定通信·放送開発事業実施円滑化法 とする (法第二十二条の四第一項に規定する電磁的 )として記録された情報につ を作成し、 の区分に応じ、 及び保管し、 当該各号に定 (以下この 伞 成二 並 以 び

信設備 この 項に規定する地域特定電気通信設備供用事業 施行令第十三条第一 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産 算した取得 定電気通 当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、 地域特定電気通信設備供用事業」 設置促進 額の 法附則第十五条第三 項において 0 合計額に占める割合が百分の二十以上のもの 取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。 信設備で、 地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第三 価額をいう。 「設置促進地域」 号から第七号までに掲げるものに限る。 その取得価額 一十六項に規定する総務省令で定める地域 以下この号において同じ。 という。)内に設置された施設及び という。)を行う電気通信事業者 (総務省令で定めるところにより計 (以下この項において )の合計額の当該 (当該特定電気通 又は増設した (法人税法 0 以 十六 取

> て複製 下この項において同じ。 当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。 に災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合におい 記録をいう。 備をいい、 年法律第三十五号) める特定電気通信設備 項において るものは、 (電磁的記録によるものに限る。 専ら電磁的記録 次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者 「電気通信事業者」という。 以下この項において同じ。 附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通 (特定通信·放送開発事業実施円滑化法 とする (法第二十二条の四第一項に規定する電 )として記録された情報に を作成し、 の区分に応じ、 及び保管 当該各号に定 (以下この 伞 信設 0 磁 並 以

信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。 算した取得価額をい 地域特定電気通信設備供用事業」 設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四 この項において「設置促進地域」という。)内に設置された施設 価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの 施行令第十三条第一 地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産 定電気通信設備で、 当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、 に規定する地域特定電気通信設備供用事業 法附則第十五条第四十 号から第七号までに掲げるものに限る。 その取得価額 う。 · 項 以下この号において同じ。 に規定する総務省令で定める地 という。 (総務省令で定めるところにより計 )を行う電気通信事業者 (以下この項におい (当該特定電 の合計額 又は増設した 法 域 1人税法 Ó 0 以 及び 気 当 て 取 十

42

略

40 等で政令で定めるものは、 法附則第十五条第四十一項に規定する先端設備等に該当する機械装置 次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定

めるものとする。

機械及び装置 一台又は一基 (通常一 組又は一式をもつて取引の単

同じ。 位とされるものにあつては、 )の取得価額 (総務省令で定めるところにより計算した取得価 一組又は一式。 次号及び第三号において

額をいう。 次号から第四号までにおいて同じ。

が百六十万円以上

もので総務省令で定めるもの

定めるもの 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で

三 務省令で定めるもの 器具及び備品 台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総

兀 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもの

で総務省令で定めるもの

41 法附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等が同項に規定する

機械装置等 (以下この項において「機械装置等」という。 について同

る書類を市町村長 条第四十一項の規定の適用を受けようとする場合には、 (当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を 総務省令で定め

等をいう。 受ける場合には、 を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出しなければな 当該機械装置等の価格等 (同条第一項に規定する価格

らない。 法附則第十五条第四十二項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

73

り受けたもの以外のものとする。ち、法附則第十五条第三十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借ち、法附則第十五条第三十七項に規定する都市再生推進法人が有料で借等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうるものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者

受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。 るものは、同項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が有料で借り 法附則第十五条第三十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

42 もの以外のものとする。 権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。 トル未満である場合を除く。)には、当該使用権設定土地及び当該使用 る割合が四分の一未満である場合 権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対す 別措置法 供する土地及び償却資産 るものは、 五条第三十九項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けた 法附則第十五条第三十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定め (平成三十年法律第四十九号) 同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特 (当該事業区域の面積が五百平方メー 第十九条第 のうち、 項に規定する使用 法附則第十 44

一〜五略

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 4 法附則第十五条第四十項 に規定する資金で政令で定めるものは、次

略

り受けたもの以外のものとする。ち、法附則第十五条第四十二項に規定する都市再生推進法人が有料で借ち、法附則第十五条第四十二項に規定する都市再生推進法人が有料で借等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうるものは、都市再生特別措置法第四十六条第二十六項に規定する居住者

受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。るものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借りる。法附則第十五条第四十三項に規定する土地及び償却資産で政令で定め

供する土地及び償却資産 もの以外のものとする。 五条第四十四項に規定する土地使用権を取得した者が有料で借り受けた 権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。 トル未満である場合を除く。)には、当該使用権設定土地及び当該使用 る割合が四分の一未満である場合 権設定土地の面積の同法第十条第一項に規定する事業区域の面積に対す 別措置法 るものは、 法附則第十五条第四十四項に規定する土地及び償却資産で政令で定 (平成三十年法律第四十九号) 同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の (所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特 (当該事業区域の面積が五百平方メー 第十九条第 のうち、 項に規定する使 法附 崱 第十 用に

一〜五略

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。46 法附則第十五条第四十五項に規定する資金で政令で定めるものは、次

一 四 略

45 もつて取引の単位とされるものにあつては、 令で定めるものを除く。)のうち、一台又は する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省 小企業者の共同利用に供する機械及び装置 同 (総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。 利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、 法附則第十 五条第四十項 に規定する農林漁業者又は中小企業者の共 (農林漁業者の共同利用に供 基 組又は (通常一組又は一式を 農林漁業者又は中 式 の取得価額 が三百三

一号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)とする。組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第組合連合会及は農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項に規定する政令で定める法人は、農業協同

十万円以上のものとする

該各号に定めるものとする。は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当47 法附則第十五条第四十一項に規定する機械装置等で政令で定めるもの

### 一~四略

う。)の合計額が三億円以下のものとする。
、その取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をい
到 法附則第十五条第四十四項に規定する償却資産で政令で定めるものは

定めるものは、同項に規定する市町村自転車活用推進計画を定めた市町50 法附則第十五条第四十五項に規定する自転車を賃貸する事業で政令で

47 十万円以上のものとする。 もつて取引の単位とされるものにあつては、 令で定めるものを除く。 )のうち、一台又は する農山漁村における環境の整備のために必要な機械及び装置で総務省 小企業者の共同利用に供する機械及び装置 同利用に供する機械及び装置で政令で定めるものは、 (総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。 法附則第十五条第四十五項に規定する農林漁業者又は中小企業者の (農林漁業者の共同利用に供 基 組又は (通常一 農林漁業者又は 式 組又は一式を の取得価額 が三百三 共

8 法附則第十五条第四十六項に規定する政令で定める法人は、農業協同 は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当 は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当 は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当 は、農業の用に供するものであつて、次の各号に掲げる区分に応じ、当 な、農業の用に供するものとする。

### **~**四 略

で総務省令で定めるものとする。 、同項に規定する実施主体が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産の 法附則第十五条第四十八項に規定する固定資産で政令で定めるものは

う。)の合計額が三億円以下のものとする。
、その取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をい
51 法附則第十五条第四十九項に規定する償却資産で政令で定めるものは

化計画に記載された同条第二項第三号に規定する都市機能誘導区域内に村が作成した都市再生特別措置法第八十一条第一項に規定する立地適正

おいて行われる事業で総務省令で定めるものとする。

## (固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

該各号に定めるところによる。

### 一~十一 略

ートル以上百八十平方メートル以下であるものをいう。 ービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メ事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサ十二 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅

### 十三略

### 2 11 略

ある貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅12 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で

一 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

### イ 略

を受けている

こと。

ح کے ی

## (固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅等の範囲)

第十二条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当

### 一~十一 略

該各号に定めるところによる。

ートル以上二百十平方メートル以下であるものをいう。 ービス付き高齢者向け貸家住宅の一の部分でその床面積が三十平方メ事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサ十二 高齢者向け特定貸家基準住居部分 サービス付き高齢者向け住宅

### 十三略

### 2 11 略

のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ある貸家住宅で政令で定めるものは、サービス付き高齢者向け貸家住宅12 法附則第十五条の八第二項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で

### イ 略

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

け住宅の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているて、政府の補助で総務省令で定めるもの又はサービス付き高齢者向ロ当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の建設に要する費用につい

ハ 略

13 49 略

都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び

### 第十二条の四略

2及び3 略

号に定める土地とする。
うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部の

、それぞれ次に定める土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ等」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じに規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地一 法附則第十六条の二第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項

当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅不前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」という。)が令和三年度又は今和四年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、次住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、かつ、当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 その所有している第五分。)が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅用地の全部又は一部(その所有している当該被災住宅が、

ハ 略

二略

13 〈 49 略

都市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲 ̄)(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び

### 第十二条の四略

2 及び3 略

号に定める土地とする。 うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各4 法附則第十六条の二第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部の

、それぞれ次に定める土地以外の土地(次に掲げる場合の区分に応じ等」という。)である土地以外の土地(次号及び次項において「被災共用土地に規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地基)

1 う。 当該被災住宅用地の全部又は一部 災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 号までに掲げる者 当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五 災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 一従前所有者等」という。)が平成二十八年四月十三日において被 前項第一号又は第二号に掲げる者 が令和元年度又は令和一 (以下この号及び次項において「相続人等」とい 一年度に係る賦課期日において当該被 (その所有している当該被災住宅 (以下この号及び次項において その所有している かつ、

割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 該被災住宅用地の一 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当 十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は 用地の全部又は一 を超える場合には、 人等が当該被災住宅用地の全部又は一 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 部 当該面積に相当する土地 部の面積又はこれらの規定により当該相続人等 の面積が当該従前所有者等が平成二十八年四 部を所有している場合には 総務省令で定めるもの 部に係る共有持分の 相 月

口 規定により当該相続 総務省令で定めるもの) 取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 場合には、 が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している て所有していた当該被災住宅用地の全部又は 積 有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用 宅用地の全部又は一 等が令和 全部又は 全部又は 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用地 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日にお 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 部を所有しており、 部について共有持分を有している場合 人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しく を超える場合には、 かつ、 当該従前所有者等又は相続 一部の面積又はこれら 当該面積 一部の面積 の合計に相 (相続人等 従前 地 面  $\overline{\mathcal{O}}$ 所 人

> 割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 用地の全部又は一 を超える場合には、 該被災住宅用地の一 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当 十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地 人等が当該被災住宅用地の全部又は一 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 部 当該面積に相当する土地 部の面積又はこれらの規定により当該相続人等 の面積が当該従前所有者等が平成二十八年 部を所有している場合には 総務省令で定めるもの 部に係る共有持分 の全部 面積 相 文は 应 月

口 総務省令で定めるもの) 規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しく 取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 場合には、 が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有している 積 有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用 宅用地の全部又は一 等が令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において当該被災住 全部又は て所有していた当該被災住宅用地の全部又は 全部又は一 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年四月十三日に 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 部を所有しており、 部について共有持分を有している場合 を超える場合には、 かつ、 当該従前 一部の 当該面積 一部の面積 所有者等又は 面積又はこれら の合計に相 (相続人等 地 相 従 お 0) 地 前 続 地 面 所 人

当する土地

る場合 又は 四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部 のうち、 部若しくは これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 している場合には、 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有 被災住宅用地の面積 該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる いて当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有してい 者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日に 全部又は一 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当 部について共有持分を有しており、 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 前項第三号から第五号までの規定により当該相 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年 かつ、 当該従前 当該面積 部の面積又は 面 所 地 0) 積 お 有  $\mathcal{O}$ 

二略

合計に相当する土地

賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被分の割合とは、令和三年度又は令和四年度に係る二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分分の割合とは、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において平成 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部

当する土地

又は る場合 のうち、 被災住宅用地の面積 者等又は相続人等が令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日に 部若しくは一 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有 四月十三日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部 該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる いて当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有してい 全部又は一 合計に相当する土地 これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用 している場合には、 従前所有者等が平成二十八年四月十三日において被災住宅用 一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当 部について共有持分を有しており、 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地 前項第三号から第五号までの規定により当該相 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十八年 かつ、 当該面積 部の面積又は 当該従前 の 地 0) 面 所 地 0 全 積 お 有

略

賦課期日において第三項第三号から第五号までの規定により取得した被分の割合とは、令和元年度又は令和二年度に係る共有持分二十八年四月十三日において有していた被災共用土地等に係る共有持分分の割合とは、令和元年度又は令和二年度に係る賦課期日において平成5 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部

第七項において同じ。 住の用に供する部分 分」という。 部分をいう。 災区分所有家屋の専有部分 所有者等を含む。 災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前 面 [積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。 )のうち、 第十三項において同じ。 が平成二十八年四月十三日において所有していた被 (別荘 (第三十六条第二項に規定する別荘をいう。 )の用に供する部分を除く。)であつた部分の床 平成二十八年度に係る賦課期日において人の居 (法附則第十六条の二第三項に規定する専有 (第七項において「特定専有部

6 ~ 10 略

者とする。 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める者は、次に掲げる

が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)以下この条において「被災家屋」という。)の所有者(当該被災家屋) 法附則第十六条の二第十項に規定する滅失し、又は損壊した家屋(

号に掲げる者と同居するその者の三親等内の親族屋(第十三項において「特例適用家屋」という。)に個人である第一屋(第十三項において「特例適用家屋」という。)に個人である第一三法附則第十六条の二第十項に規定する取得され、又は改築された家

号の三に規定する分割承継法人をいう。以下この号及び第十五項第四合併により設立された法人又は分割承継法人(法人税法第二条第十二四)第一号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法人若しくは

面積の合計の当該被災区分所有家屋の床面積に対する割合をいう。第七項において同じ。)の用に供する部分を除く。)であつた部分の床住の用に供する部分(別荘(第三十六条第二項に規定する別荘をいう。分」という。)のうち、平成二十八年度に係る賦課期日において人の居

6 ~ 10 略

人と言いないでして、当該法人をはいて同じ。)を含む。)が法人である場合において、当該法人が分割により被災人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災人若しくは合併により設立された法人又は当該法人が分割により被災が合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人において同じ。)を含む。)が法人である場合において、当該法人

13 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定めるところにより算定 第十六項において「被災区域」という。)とする。 ( 人年熊本地震に際し被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域 ( 法附則第十六条の二第十項に規定する政令で定める区域は、平成二十

した額は、

次の各号に掲げる特例適用家屋の区分に応じ、

当該各号に定

める額とする。 していた当該被災家屋に係る持分の割合を当該被災家屋の床面積に乗 面積とし、 家屋の床面積 の規定の適用を受ける場合には、 らの規定の適用後の額) 条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける場合には、 特例適用家屋に係る固定資産税額 て同じ。 る家屋」という。 る区分所有に係る家屋 区分所有に係る特例適用家屋 項 第 当該被災家屋が共有物であるときは、 号に掲げる者が所有していた当該被災家屋の専有部分の床 及び共有物である特例適用家屋以外の特例適用家屋 (当該被災家屋が区分所有に係る家屋であるときは、 )である特例適用家屋をいう。 (以下この号及び次項において「区分所有に係 又は都市計画税額 (法第三百四十一条第十二号に規定す 同条の規定の適用後の額) (当該特例適用家屋が法附則第十五 (当該特例適用家屋が同条 同号に掲げる者が有 次号及び同項におい に、 被災 当該 第

一)をそれぞれ乗じて得た額用家屋の床面積で除して得た数値(当該数値が一を超える場合には、じて得た面積とする。次号及び第三号において同じ。)を当該特例適

- ぞれ乗じて得た額 面積で除して得た数値 される額 か 額 該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額) 規定の適用を受ける部分である場合には、 五条の十一までの規定の適用を受け、 れる固定資産税額 とされる法第三百五十二条の規定により納付する義務を負うものとさ 区分所有者 同条の規定の が同条又は法第七百二条の八第一項の規定によりその例によること 区分所有に係る特例適用家屋 当 当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には 該 特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受け、 に (法第三百五十二条第一項に規定する区分所有者をいう。 適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものと 被災家屋の床面積を当該特例適用家屋の専有部 (当該特例適用家屋が法附則第十五条の六から第十 (当該数値が一を超える場合には、 当該特例適用家屋の専有部分に係る かつ、 これらの規定の適用後に当 当該専有部分がこれらの 又は都市計画 一)をそれ 分の床 税
- 面積が第十一項各号に掲げる者がそれぞれ有している特例適用家屋に (当該特例適用家屋が居条の規定の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける場合には、計画税額(当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける場合には、計画税額の調度の適用を受ける場合には、これらの規定の適用を受ける場合には、 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額 共有物である特例適用家屋 当該特例適用家屋に係る固定資産税額

三

値をそれぞれ乗じて得た額る場合には、当該面積)を当該特例適用家屋の床面積で除して得た数係る持分の割合を当該特例適用家屋の床面積に乗じて得た面積を超え

- (4) 前項に定める。 (2) 対の同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務 (2) ときの同項各号の床面積その他の事項の算定に関し必要な事項は、総務 (3) 対の同項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋に共用部分がある (4) 前項に定めるもののほか、被災家屋で区分所有に係る家屋であるもの
- る者とする。 | 法附則第十六条の二第十一項に規定する政令で定める者は、次に掲げ
- する者を含む。)

  立る者を含む。)

  立る者を含む。)

  立る者を含む。)

  立る者を含む。)

  立る者を含む。)
- されたものである場合における当該被災償却資産の買主一被災償却資産が法第三百四十二条第三項の規定により共有物とみな
- 法人又は当該法人が分割により被災償却資産に係る事業を承継させたるその合併に係る合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける者の分割の場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける。第一号又は第二号に掲げる者(この号に規定する合併後存続する法

### ときにおけるその分割に係る分割承継法人

- 二 代替償却資産が共有物である場合(次号に掲げる場合を除く。) 第十五項各号に掲げる者(次号において「特例対象者」という。)が 第十五項各号に掲げる者(次号において「特例対象者」という。)が 同対象者が有している代替償却資産に係る持分の割合の合計に応ずる部分 合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合の割合(当該持分の割合の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合が第十五項第一号に掲げる者が有していた被災償却資産に係る持分の割合がある場合(次号に掲げる場合を除く。)
- を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等(同条第一項に規類をこれらの規定に規定する市町村長(法第三百八十九条の規定の適用第十一項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書第十一項又は第十五項に規定する者が法附則第十六条の二第十項又は

18

応ずる部分

なければならない。 定する価格等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に提出し

19

市計画税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲)(平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都)

第十二条の五 法附則第十六条の三第一項に規定する政令で定める者は、

規定する被災住宅用地(以下この条において「被災住宅用地」という一 平成三十年度に係る賦課期日における法附則第十六条の三第一項に次に掲げる者とする。

の全部又は一部を取得した者 平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地

の所有者

したその者の三親等内の親族(前号に該当する者を除く。) 年六月二十八日以後にその者から被災住宅用地の全部又は一部を取得四 第一号又は第二号に掲げる者が個人である場合において、平成三十

る場合において、平成三十年六月二十八日以後に当該法人をその当事より被災住宅用地の全部又は一部を取得した者を含む。)が法人であ第一号又は第二号に掲げる者(この号の規定により合併又は分割に

Ŧī.

11

略

全部又は一部を取得した法人

- 2 する。 該被災住宅用地の 法第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受けたものの面積の当 た土地に係る被災住宅用地のうち平成三十年度分の固定資産税について 宅用地」という。 四十九条の三の二第 政令で定めるものは、 百四十九条の三の二第二 法附則第十六条の三第一項の規定により読み替えて適用される法第三 面積に対する割合を乗じて得た面積に相当する土地と とみなされた土地の面積に当該住宅用地とみなされ 一項に規定する住宅用地 法附則第十六条の三第一項の規定により法第三百 一項に規定する住宅用地とみなされた土地のうち (以下この条において「住
- 者とする。 法附則第十六条の三第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる
- その共有持分を有していた者
  「平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又は
- を取得した者の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分の全部若しくは一部又は被災住宅用地の全部若しくは一部の共有持分二、平成三十年一月二日から同年六月二十七日までの間に被災住宅用地
- 持分を有していた被災住宅用地の全部又は一部について、その全部若 十八日以後にその者についての相続によりその者が所有し、又は共有 取得した者を含む。)が個人である場合において、平成三十年六月二 の主語しては一部の共有持分を での考に掲げる者(この号の規定により相続により被災住宅用地の

- た者しくは一部を取得し、又はその全部若しくは一部の共有持分を取得し

- 号に定める土地とする。 うち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各っち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各場 法附則第十六条の三第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部の
- 「従前所有者等」という。)が平成三十年六月二十七日において被イ 前項第一号又は第二号に掲げる者(以下この号及び次項において

号までに掲げる者(以下この号及び次項において「相続人等」とい 割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の 前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当 用地の全部又は一 当該被災住宅用地の全部又は一部 災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 当該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五 災住宅用地の全部又は を超える場合には、 該被災住宅用地 十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部又は 人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合には、 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積 が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被 0 部の面積が当該従前所有者等が平成三十年六月一 当該面積に相当する土地) 部の面積又はこれらの規定により当該相続人等 一部について共有持分を有しており、 (その所有している当該被災住宅 総務省令で定めるもの) その所有している かつ、 (相続

全部又は 宅用地の全部又は一 等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において当該被災住 て所有していた当該被災住宅用地の全部又は一部の面積 有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該被災住宅用地 全部又は 従前 (当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六月二十七日におい 所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 部を所有しており、 部について共有持分を有している場合 かつ、 当該従前所有者等又は相続人 (相続人等 従前 地の 面

口

当する土地 当する土地 当する土地 当する土地 当する土地 場合には、前項第三号から第五号までの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しく は一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積)の合計に相 総務省令で定めるもの)を超える場合には、当該面積)の合計に相

る場合 又は のうち、 部若しくは 続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは 相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有 月二十七日において共有持分を有していた当該被災住宅用地の全部 被災住宅用地の面積 者等又は相続人等が令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日にお 合計に相当する土地 これらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全 している場合には、 該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる いて当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有してい 全部又は一部について共有持分を有しており、 従前所有者等が平成三十年六月二十七日において被災住宅用 一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 総務省令で定めるもの)を超える場合には、 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 前項第三号から第五号までの規定により当該相 (当該面積が当該従前所有者等が平成三十年六 かつ、 当該面積) 当該従前所有 部の面積又は )面積 ( 面 地  $\mathcal{O}$ 

は、 被災区分所有家屋 災区分所有家屋に係る土地を除く。 有家屋に係る居住部分に相当する部分の割合が四分の一未満である被 該面積が当該被災区分所有家屋の床面積の十倍の面積を超える場合に 分の割合の区分に応じ、 び同表の中欄に掲げる被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 有家屋をいう。 被災共用土地等である土地 当該十倍の面積) 以下この項から第七項までにおいて同じ。) (法附則第十六条の三第三項に規定する被災区分所 に乗じて得た面積に相当する土地 同表の下欄に掲げる率を当該土地の面積 当該土地に係る次の表の上欄に掲げる (被災区分所 の区分及 (当

	四分の三以上	
〇 七 五	二分の一以上四分の三未満	所有家屋のた被災区分
[		有する耐火建築物
つ 近.	四分の一以上二分の一未満	地上階数五以上を
- -	二分の一以上	被災区分所有家屋
=		イ分所有家屋以外の
〇 元	四分の一以上二分の一未満	口に掲げる被災区
<u> </u>	部分に相当する部分の割合	· 本分目之月 / 多月 /
率	被災区分所有家屋に係る居住	波炎区分所有家屋

を引き続き有している従前所有者等(令和三年度又は令和四年度に係る一三十年六月二十七日において有していた被災共用土地等に係る共有持分分の割合とは、令和三年度又は令和四年度に係る賦課期日において平成前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部

5

家屋の床面積に対する割合をいう。 供する部分を除く。 三十六条第二項に規定する別荘をいう。 三十年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分 部分をいう。 災区分所有家屋の専有部分 所有者等を含む。 災共用土地等に係る共有持分を引き続き有している相続人等に係る従前 賦課期日に おいて第三項第三号から第五号までの規定により取得した被 第七項において「特定専有部分」という。 が平成三十年六月二十七日において所有していた被 であつた部分の床面積の合計の当該被災区分所 (法附則第十六条の三第三項に規定する専有 第七項において同じ。 )のうち、 (別 荘 の用に 平成 第

- 。)の規定の適用がある場合について準用する。 6 第五十二条の十一第三項の規定は、第四項(第二号に係る部分に限る
- 第四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項 常四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項の規定において準用する同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地 たいう。)の面 での適用を受けたものの面積の当該被災住宅用地とみなされた土地 を乗じて得た面積に相当する土地 法附則第十六条の三第二項 常四項第一号の規定の適用がある土地 法附則第十六条の三第二項
- 二 第四項第二号の規定の適用がある土地 次に掲げる土地の区分に応

### じ、それぞれ次に定める土地

- あるもの 当該住宅用地とみなされた土地 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートル以下で
- 回 住宅用地とみなされた土地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地の面積を当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあっては当該住宅用地とみなされた土地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあっては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積が二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積につては二百平方メートルに当該特例適用住居数を乗じて得た面積に
- 必要な事項は、総務省令で定める。 前項に規定する特例適用住居数の算定その他同項の規定の適用に関し

9

法附則第十六条の三第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により読み替えて適用される法第三百四十九条の三の一項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地に対応する従前の土地のうちのされるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される同条第一項されるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される同条第一項十九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項されるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される高条第一項といるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される高条第一項といるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される同条第一項といるとしたならば同項の規定により読み替えて適用される同条第一項といるとしたならば同項の規定の適用を受けることとなる土地に相当する土地とする。

## (市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

ものとする。 農地(以下この条において「賃借農地」という。)のうち、次に掲げるは、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつている第十四条の四 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地

一~三略

□ 合和二年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法□ 「一個の表の市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度の項□ 「日本 「日本 「日本 」」□ 「日本 」」□ 「日本 」」□ 「日本 」□ 「「日本 」□

### (前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

| 第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九

## (市街化区域農地に係る徴収猶予の特例を適用しない農地)

ものとする。 農地(以下この条において「賃借農地」という。) のうち、次に掲げるは、農地法第二十条第一項に規定する借賃等を支払うこととなつている第十四条の四 法附則第二十九条の四第一項に規定する政令で定める農地

一〜三略

### (前年度課税標準額を算定する場合の端数処理等)

第十五条 法附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第十九条、第十九

数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第

### 一~九略

産税の課税標準となるべき額む。) 又は第四項の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資土 法附則第十九条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含

### 十一~二十 略

2

度まで 則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 都市計画税については、 定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は 農地を除く。 地」という。 適用を受ける市街化区域農地 れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で令和三年度から令和五年 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら の各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の規定の )以外の農地に該当するもの のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日 当該各年度の前年度に係る賦課期日において特 (以下この条において (次項の規定の適用を受ける 「特定市街化区域農 法附

の項において「令和三年度一般農地等」」という。)、同条第六項第三課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下これた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で令和三年度に「係る賦る、法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。の四の二の規定を適用する場合において、次に掲げる額に一円未満の端二十五条の三から第二十七条の二まで、第二十七条の四又は第二十七条条の三、第十九条の四、第二十一条、第二十一条の二、第二十五条、第

### 一〜九 略

む。) の規定により算定した市街化区域農地に係る固定資十 法附則第十九条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含

### 十一~二十 略

産税の課税標準となるべき額

2 則第十七条及び第十九条又は第二十六条の規定を適用する。 において特定市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして、 都市計画税については、 定市街化区域農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税又は 農地を除く。 地」という。)以外の農地に該当するもの 適用を受ける市街化区域農地 年度までの各年度に係る賦課期日において法附則第十九条の三の れた法附則第十八条第六項各号に掲げる農地で平成三十年度から 法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら のうち、 当該農地が当該各年度の前年度に係る賦 当該各年度の前年度に係る賦課期日におい (以下この条において (次項の規定の適用を受ける 「特定市街化区 課期 規 令 法附 |域農 和一 て 定 日

の項において「平成三十年度一般農地等」という。)、同条第六項第三課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの(以下これた法附則第十八条第六項第二号に掲げる農地で平成三十年度に係る賦法附則第十九条第二項又は第二十六条第二項の規定により読み替えら

3

地以外の であったものとみなして、 似 あ 和四年度 前年度に係る賦課期日」という。 般農地等にあつては令和四年度に係る賦課期日 度 下この項において「令和五年度一般農地等」という。)のうち、 る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの 地等」という。 号に掲げる農地で令和四年度に係る賦課期日において特定市街化区域農 したものに係る令和 第二号において同じ。 規定を適用する。 土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地 つては合和五年度分の固定資産税又は都市計画税については、 の類似土地 農地に該当するもの 般農地等にあつては令和四年度分、 和 四年度 (法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。 又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和五年度に係 三年度 般農地等にあつては令和三年度 が令和三年度一般農地等 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六条 般農地等 (以下この項において において特定市街化区域農地に該当 にあつては令和三年度分 令和五年度 (以下この項におい にあつては令和二年 「令和四年度 令和五年度 般農地等に 当該農 当該類 次項 般農 7 以 令

4 において、 当するときは、 0 規定の適用がなかつたものとみなして令和 法附則第十九条の三、 当該特定市 各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合において 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地について 第 街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地に該 号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の規定 当該特定市街化区域農地が、 第十九条の四、 第二十七条又は第二 三年度から令和五年度まで 当該各年度に係る賦課期 一十七条の二の

4

九年度、 の規定を適用する。 であったものとみなして、 似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の あつては令和二年度分の固定資産税又は都市計画税については、 和元年度 したものに係る平成三十年 前年度に係る賦課期日」という。 般農地等にあつては令和元年度に係る賦課期日 第二号において同じ。 地 下この項において「令和二年度一般農地等」という。 る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当するもの 地等」という。 地以外の農地に該当するもの 号に掲げる農地で令和元年度に係る賦課期日において特定市街 の類似土地 令和元年度 般農地等にあつては令和元年度分、 (法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。 )又は同条第六項第四号に掲げる農地で令和二年度に 般農地等にあつては平成三十年度、 が平成三十年度一般農地等にあつては 度一 法附則第十七条及び第十九条又は第二十六 (以下この項において 般農地等にあつては平 において特定市街化区域農地に 令和 (以下この項におい 「令和元年 一年度 -成三十. ) のうち、 令 和 般農地等 度 度 化区 平 当 年 成二十 当 ⊺該農 次項 般農 該 該 7 度 域 以 令

において、 当するときは、 の各年度分の固定資産税又は都市計画税の税額を算定する場合にお 規定の適用がなかつたものとみなして平成三 法附則第十九条の三、 当該特定市街化区域農地が次の各号に掲げる特定市街化区域農地 法附則第二十九条の二の規定により当該特定市街化区域農地につ 第 一号に掲げる特定市街化区域農地にあつては第二項の 当該特定市街化区域農地が、 第十九条の四、 第二十七条又は第二 当該各年度に係る賦 -年度から令和 一十七条の二の 年度 課 規 に該 期 *(* \ 定

定を適用して算定するものとする。地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定

### 略

にいいて特定市街化区域農地に該当したもの に区域農地でその類似土地が令和四年度に にはいて特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度 に係る賦課期日において特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度 に係る賦課期日において を制に該当する特定市街化区域農地でその類似土地が令和三年度 に係る賦課期日において に係る賦課期日において にの、同項第三号に掲げる農地に該当 に係る賦課期日において にの、同項第三号に掲げる農地に該当 にいる関係としたもの、同項第三号に掲げる農地に該当 にいる関係としたもの、同項第三号に掲げる農地に該当 にいる関係としたもの、同項第三号に掲げる農地に該当 にいる関係としたもの、同項第三号に掲げる農地に該当 にいる関係としたもの。 にいるの、 にい

の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九5 令和三年度から令和五年度まで の各年度分の都市計画税について、

## (特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税)

して政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応**第十八条の三** 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額と

Ľ

当該各号に定める金額とする。

地以外の農地に該当するものとみなして、それぞれ第二項又は前項の規市街化区域農地にあつては前項の規定の適用を受ける特定市街化区域農の適用を受ける特定市街化区域農地以外の農地に、第二号に掲げる特定

### 畔

定を適用して算定するものとする

の市の区及び総合区の区域は、一の市の区域とみなす。 第一項の市に対して準用し、及び適用する場合には、特別区並びに同項法附則第二十五条の三の規定を都及び地方自治法第二百五十二条の十九 不成三十年度から令和二年度までの各年度分の都市計画税について、

## (特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税

の特例

じ、当該各号に定める金額とする。 して政令で定める金額は、次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応**第十八条の三** 法附則第三十五条の二の三第一項に規定する損失の金額と

略

### \_ 略

2 金額 規定の例により計算するものとする。 所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の る株式等をいう。 雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等 定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、 理口座をいう。 義務者が有するそれぞれの特定管理口座 譲渡をいう。 特定管理株式等の譲渡 譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、 以下この項及び第五項において同じ。)による事業所得の 以下この項及び第五項において同じ。 第五項において同じ。 (法附則第三十五条の二の三第二項に規定する (同条第二項に規定する特定管 の譲渡による事業所得、 道府県民税の所得割の納税 (同条第二項に規定す )ごとに、 譲渡所得又は 当該特 譲渡 2

### 3 略

4 定める金額は、 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失の金額として政令で 次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、 当該各

号に定める金額とする。

### 略

同じ。 当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額 株式に係る の二の三第二項に規定する特定管理口座をいう。 つた特定管理株式等であつた株式が特定管理口座 有株式をいう。 特定保有株式 から払い出された時において次項に定めるところにより当該 株当たりの金額に相当する金額を算出した場合における 以下この条において同じ。) (法附則第三十五条の二の三第 当該特定保有株式とな 以下この条において 項に規定する特定保 (法附則第三 一十五条

### 三 略

金額、 義務者が有するそれぞれの特定管理口座 譲渡をいう。 特定管理株式等の譲渡 譲渡所得の金額又は雑所得の金額は、 以下この項及び第五項において同じ。 (法附則第三十五条の二の三第二項に規定する 道府県民税の所得割の納税 )による事業所得

規定の例により計算するものとする。

所得又は雑所得とを区分して、所得税法その他の所得税に関する法令の

る株式等をいう。

第五項において同じ。

の譲渡による事業所得

譲渡

(同条第二項に規定す

譲渡所得又は

ごとに、

当該特

雑所得と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等

定管理口座に係る特定管理株式等の譲渡による事業所得、

3 略

4 号に定める金額とする。 定める金額は、 法附則第三十五条の二の三第五項に規定する損失の金額として政令で 次の各号に掲げる株式又は公社債の区分に応じ、 当該各

略

\_ 略

5及び6 略

### (東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

第二十九条 和三年法律第十一号) 第二十一条の規定は、 第十三条の規定による改正前の震災特例法第十五 所得税法等の 一部を改正する法律 **令** 

において、 条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。 第二十一条第一項中「法人税法第八十条第五項又は第百四十 この場合

令和三 四条の十三第十一項」とあるのは 年法律第十 号) 第十三条の規定による改正前の東日本大震災の 「所得税法等の 一部を改正する法律

条第一項」と、 律第二十九号。 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 以下この項において 「生じた欠損金額」 とあるのは 「旧震災特例法」という。 「生じた旧震災特例法第 第十五

(平成二十三年法

十五条第

項

に

その欠損金額」とあるのは 」とあるのは 失金額」という。)」と、 規定する繰戻対象震災損失金額(以下この項において 「同条」と、 「当該繰戻対象震災損失金額」と、 「法人税法第八十条又は第百四十四条の十三 同法」とあるのは「、法人税法」と、 「繰戻対象震災損 「欠損金

略

\_ 株式が特定管理口座から払い出された時において次項に定めるところ 合における当該金額に当該株式の数を乗じて計算した金額 により当該株式に係る 特定保有株式 当該特定保有株式となつた特定管理株式等であつた 株当たりの金額に相当する金額を算出した場

三 略

5及び6 略

(東日本大震災に係る法人の事業税の特例)

第二十九条 第二十一条の規定は、 震災特例法

関係法律の 四条の十三第十一項」とあるのは において、 条の規定により法人税の還付を受けた法人について準用する。 第二十一条第一項中「法人税法第八十条第五項又は第百四 臨時特例に関する法律 「東日本大震災の被災者等に係る国税 (平成二十三年法律第二十九号) この場合

」とあるのは 条第一 その欠損金額」とあるのは 失金額」という。)」と、 規定する繰戻対象震災損失金額 被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十五条第一項に 項 と、 「同条」と、 「生じた欠損金額」 「当該繰戻対象震災損失金額」と、 「法人税法第八十条又は第百四十四条の十三 同法」とあるのは「、 (以下この項において「繰戻対象震災損 とあるのは 「生じた東日本大震災の 法人税法」と、 「欠損金 第十五

第十五

るものとする。額又は個別欠損金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額」と読み替え

税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画

### 第三十三条 略

2及び3 略

に定める土地とする。 ち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のう

それぞれ次に定める土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に

1 。)が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期 る当該被災住宅用地の全部又は において当該被災住宅用地の全部又は一部を所有している場合 までに掲げる者 該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号 住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 所有している当該被災住宅用地の全部又は ·従前所有者等」という。) が平成二十三年三月十日において被災 前項第一号又は第二号に掲げる者 (以下この号及び次項において 一部の面積が当該従前所有者等が平 (以下この号及び次項において 一 部 「相続人等」という (その所有してい かつ、 そ 当 日

額又は個別欠損金額」とあるのは「繰戻対象震災損失金額」と読み替え

るものとする。

税の特例の適用を受ける被災住宅用地等の範囲等)(東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計

### 第三十三条 略

2及び3 略

に定める土地とする。 ち政令で定めるものは、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号4 法附則第五十六条第二項に規定する被災住宅用地の全部又は一部のう

それぞれ次に定める土地 次に掲げる場合の区分に応じ、」という。)である土地以外の土地 次に掲げる場合の区分に応じ、規定する特定被災共用土地(次号及び次項において「被災共用土地等一 法附則第五十六条第三項に規定する被災共用土地又は同条第四項に

イ 。)が平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課 る当該被災住宅用地の全部又は一 において当該被災住宅用地の全部又は までに掲げる者(以下この号及び次項において 該従前所有者等又は当該従前所有者等に係る前項第三号から第五号 住宅用地の全部又は一部について共有持分を有しており、 「従前所有者等」という。)が平成二十三年三月十日において被災 所有している当該被災住宅用地の全部又は 前項第一号又は第二号に掲げる者 部の面積が当該従前所有者等が平 (以下この号及び次項にお 一部を所有している場合 部 「相続人等」 (その所有して かつ、 という いて 期 そ 当

る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の 当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係 が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により る場合には、 0 地の全部又は 成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅用 定めるもの) 面積 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部を所有してい を超える場合は、 前項第三号から第五号までの規定により当該相続 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 当該面積に相当する土地 面積のうち、 総務省令で

口 部又は の全部若しくは一 又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住宅用 該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 を有している場合には、 月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は一 災住宅用地の面積 被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被 いて当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有して が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日に 面積のうち、 る場合 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の 続人等が当該被災住宅用地の全部又は 一部を所有しており、 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当該 総務省令で定めるもの) 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 (当該面積が当該従前所有者等が平成二十三年三 前項第三号から第五号までの規定により当 かつ、 当該従前所有者等又は相続人等 を超える場合には、 一部について共有持分 部の 当該面 部の 地 面 積  $\overline{\mathcal{O}}$ 地 積 面 お 全

0

合計に相当する土地

の面積 当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一部に係 が取得した当該被災住宅用地の一部の面積又はこれらの規定により 地の全部又は一 定めるもの) る共有持分の割合に応ずる被災住宅用地の面積のうち、 る場合には、 成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住宅 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は を超える場合は、 前項第三号から第五号までの規定により当該相続 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅用 当該面積に相当する土地 一部を所有してい 総務省令で 用

口

る場合 面積のうち、  $\mathcal{O}$ 又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災住 該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 積 月十日において所有していた当該被災住宅用地の全部又は 災住宅用地の面積 被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被 いて当該被災住宅用地の全部又は一部について共有持分を有して が平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦課期日に 部又は一部を所有しており、 を有している場合には、 の合計に相当する土地 全部若しくは一 従前所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地 相 続人等が当該被災住宅用地の全部又は 従前所有者等又は各相続人等が共有持分を有している当 総務省令で定めるもの) 部に係る共有持分の割合に応ずる被災住宅用 (当該面積が当該従前所有者等が平成) 前項第三号から第五号までの規定により当 かつ、 当該従前所有者等又は相続 を超える場合には、 部について共 部の 十三年三 当該面 有持 部 宅 人等 用 0 0) 地 面  $\mathcal{O}$ 分 面

宅用 部の 用地 る賦 当該面積 住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住 により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 共有持分を有している場合には、 宅用地の全部又は一 が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住 の割合に応ずる被災住宅用地の面積 を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分 持分を有している場合 等又は相続人等が平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係 文は 従前 地 面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該被災 、課期日において当該被災住宅用地の全部又は一部について共有 面積 0 所 一部について共有持分を有しており、 面積のうち、 有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用地の の合計に相当する土地 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について 部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 総務省令で定めるもの)を超える場合には 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分 前項第三号から第五号までの (当該面積が当該従前所有者等 かつ、 当該従前所有者 全

5

五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続 に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等 期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土地等 分の割合とは、 ら令和八年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第 前 項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課 (平成二十四年度か

> 部又は 住宅用地の全部若しくは一部に係る共有持分の割合に応ずる被災住 部の面積又はこれらの規定により当該相続人等が取得した当該 共有持分を有している場合には、 用地の面積 宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分の割合に応ずる被災住宅 が平成二十三年三月十日において共有持分を有していた当該被災住 持分を有している場合 等又は相続人等が平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係 当該面積 宅用地の面積のうち、 により当該相続人等が取得した当該被災住宅用地の全部若しくは一 の割合に応ずる被災住宅用地の面積 を有している当該被災住宅用地の全部又は一部に係る当該共有持分 る賦課期日において当該被災住宅用地の全部又は 従前 所有者等が平成二十三年三月十日において被災住宅用 一部について共有持分を有しており、 の合計に相当する土地 (相続人等が当該被災住宅用地の全部又は一部について 総務省令で定めるもの) 各従前所有者等又は各相続人等が共有持分 前項第三号から第五号までの (当該面積が当該従前所有者等 かつ、 を超える場合には 一部について共有 当該従前所有者 地 0) 全

5 五号までの規定により取得した被災共用土地等に係る共有持分を引き続 ら令和三年度までの各年度に係る賦課期日において第三項第三号から第 に係る共有持分を引き続き有している従前所有者等 期日において平成二十三年三月十日において有していた被災共用土 分の割合とは、 前項第二号に規定する被災区分所有家屋に係る居住部分に相当する部 略 平成二十四年度から令和三年度までの各年度に係る賦 (平成二十四 年 度か 地等

6 30 略

範囲等)
「却資産に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償

に応じ、当該各号に定めるものとする。 に供する特例対象資産 で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分第三十九条 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用

もので総務省令で定めるものた取得価額をいう。以下この項において同じ。)が百二十万円以上の一家屋一の家屋の取得価額(総務省令で定めるところにより計算し

三 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で同じ。)の取得価額が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの位とされるものにあつては、一組又は一式。次号及び第四号において、機械及び装置 一台又は一基(通常一組又は一式をもつて取引の単

所有家屋の床面積に対する割合をいう。 | 大八条第三項に規定する別荘をいう。第七項において同じ。)の | (第三十六条第二項に規定する専有部分をいう。第十五項及び第二十四項において同じ。)(第七項において「特定専有部分」という。)のうち、平成二十三年度に係る賦課期日において人の居住の用に供する部分(法附則第五所有家屋の床面積に対する割合をいう。第十五項及び第二十四項にお所有家屋の床面積に対する割合をいう。第十五項及び第二十四項にお

6 30 略

範囲等) 
築物 に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の(新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構

に応じ、当該各号に定めるものとする。 に供する家屋及び構築物で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分第三十九条 法附則第六十四条に規定する先端設備等に該当する事業の用

もので総務省令で定めるものた取得価額をいう。次号 において同じ。)が百二十万円以上の一家屋 一の家屋の取得価額(総務省令で定めるところにより計算し

### 定めるもの

兀 務省令で定めるもの 器具及び備品 台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総

五. 建物附属設備 の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもの

で総務省令で定めるもの

六 構築物 一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令

2 法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する で定めるもの

項に規定する価格等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事)に の規定の適用を受ける場合には、 務省令で定める書類を市町村長 特例対象資産について同条の規定の適用を受けようとする場合には、 (当該特例対象資産が法第三百八十九条 当該特例対象資産の価格等 (同条第一 総

## (令和三年度から令和八年度までの各年度における特別区財政調整交付

金の特例

提出しなければならない。

第四十条 項の規定により交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額」とする 同条中 条の十の規定の適用については、 項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十 「係る額」とあるのは、 法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二 「係る額と地方税法附則第六十六条第三 令和三年度から令和八年度までの間、

> =構築物 一の構築物の取得価額が百二十万円以上のもので総務省令

法附則第六十四条に規定する中小事業者等が同条に規定する家屋及び で定めるもの

2

構築物

について同条の規定の適用を受けようとする場合には、

総

務省令で定める書類を市町村長 項に規定する価格等をいう。)を決定する総務大臣又は道府県知事) の規定の適用を受ける場合には、 (当該構築物 当該構築物  $\mathcal{O}$ が法第三百八十九条 価格等 (同条第一

提出しなければならない。

(令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付

### 金の特例

第四十条 同条中 項の規定により交付すべき固定資産税減収補塡特別交付金の額」とする 条の十の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間 項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十 「係る額」とあるのは、 法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二 「係る額と地方税法附則第六十六条第三

れた同令による改正前の地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)) 第二条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとさ

四官事学者は乙作で名具催食主会本当会客等は本当で名申之会客とでる。	見電影というでは、いるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	者が賠償負担金相当金額等を同項に規定する一般送配電事業者で総務省	償負担金相当金額等に相当する収入金額とし、同項に規定する配電事業	る場合にあつては当該一般送配電事業者が当該発電事業者に交付する賠	同条第二十二項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付す	める金額(以下この項において「賠償負担金相当金額等」という。)を	子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定	金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び同項に規定する原	規定する一般送配電事業者が同項に規定する原子力損害の賠償に要する	9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に	2~8 略	第六条の二略	(法人の事業税の課税標準の特例)	附則	改正後
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	こ目当ける又人を頂にける						定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額	に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規	規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項	9 法附則第九条第二十二項に規定する政令で定める収入金額は、同項に	2~8 略	第六条の二略	(法人の事業税の課税標準の特例)	附則	改正前

# 第三条による改正(地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第二百六十四号))

) から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ	) から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ
する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。	する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この節において同じ。
れた場合には」を「合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有	れた場合には」を「合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有
開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなさ	開始の日から六月を経過した日の前日までの期間内にその適格合併がなさ
われた適格合併(」に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度	われた適格合併(」に、「予定申告法人の前事業年度中又は当該事業年度
」を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行	」を「前項の場合において、予定申告法人が次の各号に掲げる期間内に行
いて「中間期間」という。)の月数」に改め、同条第二項中「適格合併(	いて「中間期間」という。)の月数」に改め、同条第二項中「適格合併(
「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項及び第三項にお	「に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間(次項及び第三項にお
四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を	四第五項」を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に、「に六」を
四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の	四十二条の九第四項         、第四十二条の十二の
項第一号及び第六項において同じ。)」に、「第四十二条の六第五項、第	項第一号及び第六項において同じ。)」に、「第四十二条の六第五項、第
」を「六月経過日(法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次	」を「六月経過日(法第五十三条第一項に規定する六月経過日をいう。次
期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日	期間を除く。以下この節において同じ。)開始の日から六月を経過した日
に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する	に、「当該道府県民税の申告書に係る事業年度(連結事業年度に該当する
り、「予定申告法人(以下この条」を「予定申告法人(次項及び第四項」	り、「予定申告法人(以下この条」を「予定申告法人(次項及び第四項」
第八条の六第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を削	第八条の六第一項中「(連結事業年度に該当する期間を除く。)」を削
(中略)	(中略)
に改正する。	に改正する。
地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のよう	地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のよう
改正前	改正後

項」に、 加え、 項第二号中 定期間 二条の六第五項、 を削 法人税割額 0 間 属特別控除取戻税額等」 た日」を 又は各連結事業年度」 資産及び負債の移転を行つた法人をいう。 及び次項において 第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第 月数を」に改め、 人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」、 「ときは、 及び 、法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。 同 日 !内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、 資産及び負債の移転を受けた法人をいう。 **E**条第三 いから六 であるときは」 「中に適格合併がなされた場合」 「六を」 当 「六月経過日」 」に改め、 項第 項 一該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 第九項若しくは」 月 「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期 7の期間」 中 の下に を 「予定申告法人」 一号中「(合併により被合併法人 第四十二条の九第四項 「確定法人税割額の算定期間」という。 「中間期間の月数を」 「終了した」の下に に改め、 「の計算の基礎となつた法人税額の課税標準」 を削り、 を 「かかわらず、 及び に改め、 「当該合併法人の中間期間」 を「第九項又は」に改め、 「又は個別帰属法人税額に係る連結法 「当該事業年度開始の日以後六月を経過し を 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 「又は連結事業年度」 「合併法人」 「当該適格合併に係る」 の 下 に を削り、 に改め、 以下この節において同じ。 以下この節において同じ。 「当該適格合併に係る」を に、 同条第六項中 「六を」 (合併によりその有する に改め、 「ときは、 「当該事業年度開始 を削り、 「又は個別帰属法 )」を削り、 を 項若しくは第四 の課税標準の算 「又は 「中間期間 を加え、 「当該確定 その」 (連結事 を加え 個別帰 第四十 人税額 (次号 を 同 か 0 0)

定期間 項」に、 加え、 を削 法人税割額 間内に適格合併がなされた場合」を「中間期間」に、 項第二号中 及び次項において 属特別控除取戻税額等」 第四十二条の十二の四第五項」を「第四十二条の十四第 二条の六第五項、 た日」を 又は各連結事業年度」 月数を」に改め、 ら資産及び負債の移転を受けた法人をいう。 資産及び負債の移転を行つた法人をいう。 人税額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合」 「ときは、 及 び 、法第五十三条第四項に規定する連結法人税額をいう。 同 日から六月 であるときは」 ŋ 条第三項中 「六を」 「中に適格合併がなされた場合」を削り、 (当該被合併法人の連結事業年度に該当する期間に限る。 同項第一号中「(合併により被合併法人 「六月経過日」 「第九項若しくは」 」に改め、 「当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日まで の 下 に の期間」 を 「予定申告法人」 第四十二条の九第四項 「確定法人税割額の算定期間」という。 「中間期間の月数を」に改め、 「終了した」の下に に改め、 「の計算の基礎となつた法人税額 を を削り、 「かかわらず、」 及び に改め、 「当該合併法人の中 を 「又は個別帰属法人税額に係る連結法 「第九項又は」に改め、 「当該事業年度開始の日以後六月を経 を「合併法人」 次の各号に掲げる場合の区 「又は連結事業年度」 「当該適格合併に係る」 の 下 に 以下この節において同じ。 第四十二 間期 以下この節において同 「当該適格合併に係る」 に、 間 同条第六項中 一条の十二 「六を」 (合併によりその有する に改め、 の課税標準」 「ときは、 「当該事業年 を削り、 \_ 「又は個別 項若しくは の課税標準 を <u>の</u> 三 分に応じ、 「又は 中 を削 を加え、 その」 第五 当 間 連 第四 該 度 b, 人税 帰 期 個 (次号 結事 加 確 開 0) 0 別 第 間 属 項 過 同 カュ え 定

翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る|業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「当該前事業年度終了の日の

### (中略)

十三条第三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項――に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第五項」を「法第五第八条の十三の見出しを「(法第五十三条第三項の政令で定める額)」

条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。

第四十二条の十二の四第五項」を

「第四十二

### 中略

五十三条第十三項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」を「法第第八条の十七の見出しを「(法第五十三条第十三項の政令で定める額)

十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る。、第四十二条の十二の四第五項」を

「第四

### (中略

項第一 五十三条第二十三項第二号」に改め、 五項、 0 める額等)  $\pm$ 同条第二項を削り、 第八条の二十の見出しを「(法第五十三条第二十三項第一 一の四第五項」 号 第四十二条の九第四項 」に改め、 を 「法第五十三条第二十三項第一号」 を 同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十二 同条第三項中 「第四十二条の十四第一 「第五十三条第十二項第二号」を「第 同項を同条第二項とし、 項若しくは第四項」 に、 「第四十二条の六第 号の政令で定 同条第四項 第四十二条 に改め

翌日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改め、同条第七項を削る業年度に該当する期間を除く。)」を削り、「当該前事業年度終了の日の

### (中略)

に改め、 条の十四第一項若しくは第四項」に改め、 四十二条の十二の三第五項、 十三条第三項」 第八条の十三の見出しを「(法第五十三条第三項の政令で定める額)」 同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第五項」 に、 「第四十二条の六第五項、 第四十二条の十二の四第五項」 同条第二項を削る。 第四十二条の九第四 を 第四十二 「法第五 項 第

### (中略)

」に改め、 五十三条第十三項」 十二条の十四第一項若しくは第四項」 第四十二条の十二の三第五項、 第八条の十七の見出しを「(法第五十三条第十三項の政令で定め 同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第九項」 に、 「第四十二条の六第五項、 第四十二条の十二の四第五項」を に改め、 同条第二項を削る。 第四十二条の九 を 第四 る 「法第 「第四 額 項

### 中略

五十三条第二十三項第二号」に改め、 五項、 める額等) 0 項第一号」を 同条第二項を削り、 十二の四第五項」 第八条の二十の見出しを「(法第五十三条第二十三項第一 第四十二条の九第四項、第四十二条の十二の三第五項、 」に改め、 「法第五十三条第二十三項第一号」に、 を 同条第三項中 同条第一項中 「第四十二条の十四第 「法人税額に係る法第五十三条第十二 「第五十三条第十二項第二 同項を同条第二項とし、 一項若しくは第四 「第四十二 号の政令で定 号 [垣 第四十二条 同条第四 一条の六第 を に改め 項

中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改

(中略)

 $\emptyset$ 

同項を同条第三項とする

を 九第四項 額)」に改め、 · 法第五十三条第二十六項」 第八条の二十三の見出しを「(法第五十三条第二十六項の政令で定める 「第四十二条の十四第一 同条第一項中 項若しくは第四項」に改め、 に、 「法人税額に係る法第五十三条第十五項」 「第四十二条の六第五項、 第四十二条の十二の四第五 同条第二項を削る 第四十二条の 項」 を

(中略)

法人」という。 二号の七の二に規定する通算法人 七項」を 規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」 法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に 第八十一条の十五第一 項」に改め、 れらの」に改め、 下この条 又は連結事業年度」 同条第二項中「又は各連結事業年度において」を「において」に改め、 第九条の七第 「第六項」 次条第一 「この条」 項中 (通算法人であつた内国法人 (法第二十三条第一項第三 「除くものとし」の下に「、当該法人が同法第二条第十 項」 に を削り、 項に規定する個別控除対象外国法人税の額」 「第五十三条第二十六項」 に、 の 下 に 一計算した額 「又は各連結事業年度 「及び次条第四項」 「若しくは」を「又は」に改め、 (以下この項及び第八項において「通算 (以下この条」を を を加え、 (これらの」 「第五十三条第三十八 「計算した額 を削り、 「並びに同法 を「(こ 「又は同 を削 第 以 ŋ 七項」

を

「第六項」

に

め、同項を同条第三項とする。中「第五十三条第十二項第三号」を「第五十三条第二十三項第三号」に改

(中略)

を「第四十二条の十四第一項若しくは第四項」に改め、同条第二項を削る九第四項、第四十二条の十二の三第五項、第四十二条の十二の四第五項」「法第五十三条第二十六項」に、「第四十二条の六第五項、第四十二条の額)」に改め、同条第一項中「法人税額に係る法第五十三条第十五項」を第八条の二十三の見出しを「(法第五十三条第二十六項の政令で定める

(中略)

規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」 法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額に第六項に 第八十一条の十五第一 項」に改め 「又は連結事業年度」 第九条の七 同条第二項中「又は各連結事業年度において」を「において」 第 項中 を削り、 項に規定する個別控除対象外国法人税の額」 「第五十三条第二十六項」 「若しくは」を 「又は」 を 「第五十三条第三十八 に改め、 を削 「並びに同 に改め 「又は同 削 第

号イに規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。)を含む。以法人」という。)(通算法人であつた内国法人(法第二十三条第一項第三二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第八項において「通算二分の」に改め、「除くものとし」の下に「、当該法人が同法第二条第十れらの」に改め、「除くものとし」の下に「、当該法人が同法第二条第十れらの」を「(こ

号イに規定する内国法人をいう。

以下この条において同じ。)を含む。

以

項」に、 二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係 下この項において同じ。 0 る内国法人をいう。 事業年度」 が 得をいう。 外国の法人税等の額を」 算完全支配関係」 法人をいう。 のうちに当該法人又は」 第二十六項」を 十八項」 を「及び第二項」 終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた の二に規定する連結法人をいう。 ものに限る。 人に係る通算親法人 項」に、 がある」 項 業年度の」に、 を を に改め、 を削り、 「次号」 「第三百1 に改め、 第九項において同じ。 前 次条第 以下この条において同じ。 終了の日において」に、 三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」 「第五十三条第三十八項」に改め、 という。 に、 に改め、 同条第三項中 <del>一</del> 「連結所得 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 以下この条において同じ。)」を削り、 (法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親 項 「第五十三条第二十六項」を )である場合において」を加え、 を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度 を「事業年度のうちいずれかの事業年度 条の八第二十六項」を 第八十一条の十五」を削り、 ) に、 第四十八 (同法第二条第十八号の四に規定する連結所 (租税特別措置法第六十六条の七第二項の規 「(法第二十三条第一項第三号イに規定す )」を 第九項において同じ。 条の十三及び第四 「連結法人 )の事業年度終了の日に終了する 「所得」に改め、 「連結完全支配関係」 第二 (同法第二条第十二号の七 に、 同項第一号中「以下こ 三百 「第五十三条第三十八 (第八項において「通 十八条の 「から第三項まで」 「及び第四十八条の <del>一</del> がその課された 「連結事業年度 「連結事業年度 を「前三年内 を「事業年度 「第五十三条 を「同法第 条の八第三 十三 (当該法 一の二第

がある」を削り、 得をいう。 事業年度の」に、 に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた 外国の法人税等の額を」 算完全支配関係」という。)」に、 二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係 ものに限る。 法人をいう。 のうちに当該法人又は」 下この項において同じ。 終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 の二に規定する連結法人をいう。 人に係る通算親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親 第九項において同じ。 )終了の日において」に、 以下この条において同じ。 「連結所得 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 )である場合において」を加え、 を「通算法人が当該終了の日に終了する事業年 を「事業年度のうちいずれかの事業年度 (同法第二条第十八号の四に規定する連 )」を 第九項において同じ。 「連結法人 「所得」に改め、 「連結完全支配関係」 の事業年度終了の日に終了 (同 法第二条第十二 (第八項にお がその課され 「連結事業年度 「連結事 を を 事 当 業年度 号 同 業 7 する 年度 該法 結 0 「通 法

項」に、 0) 第二十六項」を る内国法人をいう。 十八項」に改め、 を「及び第二項」 事業年度」 項」を 「次号」 「第三百 に改め、 前二 三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」 「第五十三条第三十八項」に改め、 に、 に改め、 同条第三項中 <del>一</del> 以下この条において同じ。)」 一、 「第五十三条第二十六項」を 第八十一条の十五」を削り、 条の八第二十六項」を (租税特別措置法第六十六条の七第二 「(法第二十三条第一項第三号イに規定す 第 を削り、 同項第一 「第五十三条第三十八 百百 「から第三 <del>-</del> 号中 を 条の八 「第五十三条 前 項まで」 「以下こ 項 第三 0 規

同じ。 され により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるも う。 対象金額とみなされるものを含む。 同法第六十六条の九の三 条第六項」 0 別措置法」 定により当 六項」を なされるものを含む。 十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみ るものを含む。 より当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみなされ 融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。 六第八項」 るものを含む。 七第1 項 七第 同 を含む。 一号を削り、 以下この号において同じ。 法第六十六条の九 るものを含む。 を 三項 一項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされ 同 (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金 に、 に、 を の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるも 一該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の額とみな 同条第六項」 項 「又は同条第八項」 )」を削り、 部分課税対象金額 同項第三号中 「をいう。 「をいう。 又は金融子会社等部分課税対象金額 に、 \_ <u>の</u> 「をいう。 第二 を削り、 に、 一第八項」 部分課税対象金額 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 |項の規定により当該外国関係法人の部分課 「(同法第六十六条の九の三第二 「課税対象金額 「をいう。 に改め、 以下この号において同じ。 (同法第六十六条の六第六項」 (同法第六十六条の九の三第二項の規定 )又は金融関係法人部分課税対象金額 を 課税対象金額 「又は同条第八項」 以下この号において同じ。 「をいう。 (同法第六十六条の九の二第 (同法第六十六条の九の二第 (同法) 以下この号において \_ (同法第六十六条の (同法第六十六条 (同法第六十六条 に改め、 を を削り、 一項の規定に (同法第六 を 租税特 「をい 同項 税 同

う。 同じ。 により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるも 対象金額とみなされるものを含む。 同法第六十六条の九の三 六項」を「、 なされるものを含む。 十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の課税対象金額とみ るものを含む。 より当該外国関係法人の所得に対して課される外国法人税の額とみ 第二号を削り、 融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。 六第八項」を るものを含む。 の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなさ 条第六項」に、 のを含む。 の七第二項の規定により当該外国関係会社の課税対象金額とみなされるも 別措置法」に、 されるものを含む。 定により当該外国関係会社の所得に対して課される外国法人税の 同 項」 以下この号において同じ。 法第六十六条の九の二 を 「同項」 (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 同条第六項」 「又は同条第八項」 「をいう。 )」を削り、 )又は金融子会社等部分課税対象金額 部分課税対象金額 同項第三号中 「をいう。 に、 「をいう。 第一 を削り、 に、 一第八項」 部分課税対象金額 以下この号において同じ。 以下この号において同じ。 項の規定により当該外国関係法 「(同法第六十六条の九の三第1 「課税対象金額 「をいう。 に改め、 以下この号において同じ。 (同法第六十六条の六第六項」 (同法第六十六条の九の三 )又は金融関係法人部分課税対 を 課税対象金額 「又は同条第八項」 以下この号において同じ 「をいう。 (同法第六十六条の九の二第 (同法第六十六条の九の (同法) 以下この号に \_ (同法第六十六 (同法第六十六条 (同法第六十六 に改め、 二第二項 人の を削 を 一項の 同 額とみ 部分 いなされ Ó 象 法 規 お 租 規定 をい 金額 第六 税特 課 定 0 条 同 税 項 同 な

度」 余裕額 七項」 事業年度において課された」を「において課された」に改め、 三項」を 連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」 条の八第三十八項」 の十三第八項」 れた額を除く。 事業年度」 限度個別帰属額」 第四項中 くは同令第百九十七条第四項」を「又は同令第百九十七条第四項」 を 十三第七項」に改め、 第五十三条第二十六項」 百四十二条の三」 「又は」に改め、 に、 第五十三条第二十六項」 を含む。 前 「若しくは に に 三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」を 第四十 (同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなさ 第五十三条第二十六項」 「第十二条第一 当 第五十三条第二十六項」 を削り、 「この条、 該事業年度又は連結事業年度」 同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の個別控除 八条の十三の二第二項及び第五十七条の二の四第二号 に、 を削り、 を を削り、 「又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除 に改め、 を削り、 「第三百二十一条の八第二十六項」 「第百四十四条第六項第一号」に改め、 「第四十八条の十三第八項」 同項を同条第六項とし、 項」 を を 同号を同項第二号とし、 を「第五十三条第三十八項」に、 「この項、」 「第四十八条の十三第八項」を「第四十八条の 「第五十三条第三十八項」に、 に改め、 同項を同条第七項とし、 「第四十八条の十三第九項」 を「第五十三条第三十八項」 を 同条第六項を削り、 「第五十三条第三十八項」に、 に、 を 「及び第五十七条の二の 同条第八項中「又は各連結 「当該事業年度」 を 同項第四号を削り、 「第四十八条の を 同条第九項中 「前三年内事業年度 を「第三百二十一 「以後の各事業年 を 同条第七項中「 「若しくは」を 同条第五項中 「第十二条第 「第四十八条 に、 「又は連結 に改め、 に改め 十三第 口 「若し 「又は 应 同条 「第

七項」 事業年度」 事業年度において課された」を「において課された」に改め、 十三第七項」に改め、 限度個別帰属額」 第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」に、 三項」を 第四項中 のを含む。 百四十二条の三」 「又は」に改め、 ·第五十三条第二十六項」 に、 「第十二条第二項」 「第五十三条第二十六項」 )」を削り、 を削り、 「この条、 を削り、 を「第百四十四条第六項第一号」に改め、 「又は同法第八十一条の十五第 「第四十八条の十三第八項」 同項を同条第六項とし、 を 同号を同項第二号とし、 を「第五十三条第三十八項」 「この項、」に、 「第四十八条の十三第八項」 に改め、 を 同条第六項を削り、 「第五十三条第三十八項」 「第五十七条の二の 同条第八項中 を 同項第四号を削 一項に規定する連結 「第四十八 に、 を 同条第七 「第四十八 「若しくは」 同条第五 「又は各 「第十二条第 条の 「又は 四 ŋ 十三 を 条の 連 控 連 項 同 条

余裕額 度」 連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度」 条の八第三十八項」 の十三第八項」に、 れた額を除く。 くは同令第百九十七条第四項」を「又は同令第百九十七条第四項」 に、 「若しくは同令第百五十五条の三十二第五項に規定する国税の 「前三年以内の各事業年度又は各連結事業年度」 に、 (同令第百五十五条の三十三第三項の規定によりないものとみなさ 「第五十三条第二十六項」 「当該事業年度又は連結事業年度」 を削り、 に改め、 「第三百二十一条の八第二十六項」 同項を同条第七項とし、 「第四十八条の十三第九項」 を 「第五十三条第三十八項」 を 「当該事業年度」 を を 同条第九項中 「前三年内事業年度 を 「以後の各事業年 を 「第三百二十一 「第四十: に、 に改め 個別 控除 改

第五十七条の二の四第二号

口

におい 事業年度等」 する当該法人の事業年度以前の」に改め、 年内事業年度」 に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその納 法人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の日 法人等が通算法人 ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度 配関係」 のうちいずれかの事業年度 であつた内国法人を含む。 に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。 割法人等又は」 て同じ。)である場合において」を加え、 終了の日に終了するものに限る。 て」を加え、 人税等の額を」を 及び 又は各連結事業年度 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 )」を削り、 に ・て」に、 「又は各連結事業年度」 連結所得」 「通算完全支配関係」 「ものとし」 を 「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」 を に改め、 「連結完全支配関係」 「分割等前三年内事業年度」に改め、 同項第一号中 「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付す 「事業年度のうちいずれかの事業年度 (通算法人であつた内国法人を含む。 を「所得」 (以下この条において「前三年内事業年度等」とい の 下 に 「又は各連結事業年度」及び「又は連結事業年度 以下この号において同じ。)である場合におい (当該被合併法人に係る通算親法人の事業年度 を削り、 「合併前三年内事業年度等」を「合併前三 )終了の日において」に、 に改め、 に、 当該被合併法人が通算法人 を 「連結法人がその課された外国の法 「ものとし」の下に「、 「通算完全支配関係」 同項第二号中 「連結事業年度のうちに当該分 「連結事業年度がある」 を「事業年度終了の日に終了 「又は連結事業年度 以下この号におい 「分割等前三年内 (当該分割法人等 を「事業年度 「連結完全支 に、 (通算法人 当該分割 終了の日 を削り 「連結

う。 に終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその 法人がその課された外国の法人税等の額を」を において」に、 に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。 割法人等又は」 て同じ。)である場合において」を加え、 法人等が通算法人 事業年度等」を する当該法人の事業年度以前の」に改め、 ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事 配関係」を 終了の日に終了するものに限る。 のうちいずれかの事業年度 て」を加え、 であった内国法人を含む。 年内事業年度」に改め、 人税等の額を」を 「又は各連結事業年度 及び「又は各連結事業年度」を削り、 を削り、 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」を )」を削り、 に、 「連結所得」 「ものとし」 「通算完全支配関係」 「連結事業年度のうちに当該被合併法人又は」 を 「連結完全支配関係」 「分割等前三年内事業年度」に改め、 同項第一号中 「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納 「事業年度のうちいずれ (通算法人であつた内国法人を含む。 を「所得」 (以下この条において「前! の下に 「又は各連結事業年度」及び 以下この号において同じ。 (当該被合併法人に係る通算親法人の事業年 「、当該被合併法人が通算法人 「合併前三年内事業年度等」 )終了の日において」 に改め、 に、 を 「連結法人がその課された外 「通算完全支配関係」 「ものとし」の下に 同項第二号中 かの事業年度 「連結事業年度のうちに当該 「連結事業年度がある」 「通算法人が当該終了 「事業年度終了の日に 三年内事業年度等」 )である場合に 「又は連結事業年度 「又は連結事 に、 以下この号に 「分割等前 (当該分割法 を「事業年度 を 「連結完全支 「合併 (通算法 終了 当 業年度 を削 該 業 国 分割 年度 前三 とい 0) 0) お 付 お 連 0)

に改め、 に、 事業年度」 各連 度等」 め 度等の控除限度超過額」 項 連 割等前三年内事業年度等」 内事業年度」に改め、 連 等の控除限度超過額\_ 又は各連結事業年度」 を 分に、 を削り、 に改め、 [結事業年度がある] **結事業年度** 業年度等」 を同条第八項とし、 「第九項」を 「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 「分割等前三年内事業年度等の区分」 「合併前 ·結事業年度\_ 同 「又は 項第 を 「又は連結事業年度の控除限度超過額」を 「合併事業年度」 に改め、 項第 .連結事業年度の控除限度超過額. 第二十二 三年内事業年度等の区分」 一号中 「又は各連結事業年度」 を を削り、 「合併前」 「第八項」 号中 を 二項第二 「合併前三年内事業年度等」を 「又は各連結事業年度」 「以後の各事業年度」に、 を を を削り、 同条第十項中 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 を 「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」 「以後の各事業年度」に、 「分割等前」 に、 を 一号」を 一年内事業年度」 に改め、 「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」 「分割等前三年内事業年度」 「又は連結事業年度以後の各事業年度又は 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 「第二十一項第二号」に、 同項を同条第九項とし、 を削り、 二年内事業年度等」 「又は連結事業年度以後の各事業年度 を を 「合併前三年内事業年度の区分」 に改め、 「分割等前三年内事業年 を削り、 を 同項第一 「の控除限度超過額」 「分割等前三 「合併前三年内事業年度 「の控除限度超過額」 「又は連結事業年度」 一号中 「合併前三年内事業年 を 同項第二号中 同項第三号中 を 「分割等前 に改め、 「分割等前 「合併前三年内 一年内事業年度 同条第十一項 「合併事業年 に改め、 一度の区 「又は 年内 又は に改 三年 分 に に 同 中 事 項

付することとなつた事業年度の」

に、

「連結所得」

を

「所得」

に改め、

に改め、 事業年度」に改め、 度等 割等前三年内事業年度等」 内事業年度」に改め、 連結事業年度 分 等の控除限度超過額」 各連結事業年度」 度等」を め に、 又は各連結事業年度」 を 連結事業年度がある」 付することとなつた事業年度の」 を削り、 に改め、 ,業年度等」 を同条第八項とし、 「事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 「分割等前三年内事業年度等の区分」 「第九項」を 「合併前三年内事業年度等の区分」 同項第 に、 の控除限度超過額」 「又は連結事業年度の控除限度超過額」 同 「合併事業年度」 「又は連結事業年度の控除限度超過額」を 項第 第二十二 一号中 「又は各連結事業年度」 を を削り、 一号中 「合併前三年内事業年度」 「第八項」に、 を 一項第二号」を 「合併前三年内事業年度等」を 「又は各連結事業年度」を削り、 「以後の各事業年度」に、 を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過 を「以後の各事業年度」に、 を削り、 同条第十項中 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 を 「分割等前」 を に改め、 「合併前三年内事業年度の控除限度超過 「分割等前三年内事業年度」 「又は連結事業年度以後の各事業年度又は 「連結事業年度以前の連結事業年度又は に、 「第二十一項第1 同項を同条第九項とし、 を削り、 二年内事業年度等」 「又は連結事業年度以後の各事業年度 を を 「連結所得 「合併前 に改め、 「分割等前 を 同項第一 「の控除限度超過額」 「分割等前三 三年内事業年度の 号 「合併前三年内事業年度 を 一号中 「の控除限度超 「又は連結事業年 「合併前三年内事 同項第一 を 「所得」 に、 一年内事業年 同項第三号中 を 「分割等前 に改め、 「分割等前 「合併前三年内 一年内事業 同条第十一 一号中 「合併事業 に改め、 に 改 止 額 -額」 か、 過 区 度 「又は 又は に改 年 度 0) 分 額 内 同

三項 それぞれ」 に、 三年内事業年度等」 連 割等前三年内事業年度の」 併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、 事業年度等」を 結事業年度」 条第十項とし 五. を削り、 を 十項各号」に改め、 各連結事業年度\_ 十項各号」を 人等三年前事業年度等開始日」を 分割 項中 [事業年度等] に、 に、 ·結事業年度\_ 「第八項」に改め、 「分割承継等事業年度等」 を 中 「第十項 等前 「分割等前 「第九項第一 「第九項」 「合併前三年内事業年度等」 「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」 を加え、 法 三年内事業年度」 及び 人三年前事業年度等開始日」を 「第九項各号」に改め、 を を削り、 を 同条第十二項中 「分割等前三年内事業年度」に、 を削り、 を 「又は各連結事業年度」 二年内事業年度」 「分割等前三年内事業年度」 「第九項」 一号」を「第八項第二号」に改め、 を 同項を同条第十二項とし、 同項第一 「第八項」に改め、 「又は連結事業年度」 「被合併法人等前三年内事業年度」 に、 第二十三項第三号」を 「第八項」 に改め、 号中 を に改め、 「当該分割等前三年内事業年度等」 「第九項」 「分割承継等事業年度」 「分割等前三年内事業年度等 「被合併法人等三年前事業年度開始日」 を「合併前三年内事業年度」 に改め、 を 同項を同条第十一項とし、 同号イ中 同項を同条第十三項とし、 「第七項」に、 「又は連結事業年度」 を削り、 を「第八項」に改め、 同項第一 及び 「法人三年前事業年度開始日 同条第十四項中「第九項」 に、 「分割等前」 第一 「又は各連結事業年度」 「第十一項各号」 二号中 「第八項」 「第八項後段」 「応じ、」 一十二項第三号」 に改め、 「分割等前三年内 「被合併法人等前 に、 「分割等前 一年内事業年度 及び を <u>の</u> に、 「被合併法 同条第十 の下に「 同条第十 同項を同 「又は連 「第七項 を「第 を を を を 「又は 三年 分 合 「第 当 「第 に 等」 に、

三項中 五項中 を削り、 内事業年度等」 該分割等前三年内事業年度」 割等前三年内事業年度の」 それぞれ」を加え、 三年内事業年度等」 併前三年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に、 を「第八項」に改め、 事業年度等」を 各連結事業年度」 十項各号」を 結事業年度」及び 条第十項とし、 連結事業年度\_ 人等三年前事業年度等開始日」を 十項各号」に改め、 に、 に、 「分割承継等事業年度等」 を 第十項 「分割等前」 「第九項第一 「第九項」 「合併前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度」 「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」 法人三年前事業年度等開始日」を 「第九項各号」に改め、 を を を削り、 同条第十二項中 「分割等前三年内事業年度」に、 を を削り、 二年内事業年度」 「又は各連結事業年度」 「分割等前三年内事業年度」 「第九項」 一号」を を 同項を同条第十二項とし、 同項第一 「第八項」に改め、 「又は連結事業年度」 「被合併法人等前三年内事業年度」 に、 第二十三項第三号」を 「第八項第二号」に改め、 「第八項」 に改め、 に改め、 号中 を 「当該分割等前 「第九項」 「分割承継等事業年度」 「分割等前 「被合併法人等三年前事業年度開 に改め、 を 同号イ中 同項を同条第十三項とし、 同項を同条第十一項とし、 「第七項」に、 「又は連結事業年度」 を「第八項」 を削り、 及び 同項第 三年内事業年度等 「法人三年前事業年度開 同条第十四項中 に、 二年内事業年度等」 「分割等前」 「又は各連結事業年 第 第十一 一号中 「第八項」 第八項後段」 「応じ、 一十二項第三号」 に改め、 に改め、 「分割等前三年 項各号」 に、 「被合併法人等 「分割等前 一年内事業年度 及び <u>の</u> 同条第 同条第 「被合併 「第九 の 下 に 同 「第七 「又は を を を 始 項 「又は 始 項 を 日 分 に 項

又は」 開始 結親法 0) 金額」 る個別 は 七 五十三条第二十六項」 業年度をいう。 第九項」 結事業年度」及び に 以後」を加え、 0 了するものであるときに限る。 「とあるのは、 号 に、 É 項 た各事業年度 前 同 「及び第二十七項」 「適格分割等が」 《後段 を 前三年内事業年度等」 :事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に終 0 条第十七項中 前三年以内に開始した各事業年度」 に改め、 É という。 を 人事業年度 調整国外所得金額 「又は」 を 「分割等前 規定する調整国外所得金額 に改め、 0 「第八項」 下に 一に改め、 )」を削り、 第 同項を同条第十六項とし、 「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第一 に改め、 「又は各連結事業年度」 「から一月以内」 「により分割法人等」 一十七項において同じ。 (法人税法第十五条の) の 下 に 一年内事業年度等」 の下に 同号イ中 を に、 を加え、 「又は同令第百五十五条の二十九第一 「第五十三条第三十八項」に、 を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始 (第二十五項第一号において 同項を同 「の属する当該分割法人等の事業年度開始の 「当該適格分割等の日の属する」 前三年内事業年度等」 同項を同条第十四項とし、 「規定する調整国外所得金額 )」を、 「第九項」 を、 条第十七項とし、 を (第二十四項第一号」 の 下 に に改め、 「とき」 二第一項に規定する連結親法・ 「分割等前 \_ 「同項中 を を削り、 同条第十八項中「この項」の下 「第八項」 を 「である他の内国法人」 の下に「(当該事業年度 同項を同条第十五項とし  $\Box$ 「事業年度」 を 二年内事業年度」 「第八項」 の下に「以後」 同 「個別調整国外所得 「当該事業年 に改め、 同条第十六項中「 条第十九項中 「若しくは」を を加え、 に、 (第二十五 を 号に規定す に改め、 「又は連 「若しく 「第七項 項に規 -度開始 を、 に、 項第 人事 「第 連 を 日

又は」 は 五十三条第二十六項」 に 以後」を加え、 開始の日」 業年度をいう。 結親法人事業年度 0) 第九項」を 金額」という。 七項後段 結事業年度」及び「又は各連結事業年度」  $\mathcal{O}$ る個別調整国外所得金額 了するものであるときに限る。 号 「とあるのは、 た各事業年度\_ に、 (T) 日前三年以内に開始した各事業年度」 前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了の日に 同条第十七項中 「及び第二十七項」 「適格分割等が」 を「又は」に改め、 前三年内事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に に改め、 を 「分割等前 「規定する調整国外所得金額 の 下 に に改め、 「第八項」 第 )」を削り、 同項を同条第十六項とし、  $\Box$ 「又は同法第八十一条の十五の規定により同条第 に改め、 「から一月以内」 「により分割法人等」 一十七項において同じ。 一年内事業年度等」 (法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法 の 下 に 同号イ中 の 下 に を に、 を加え、 「又は同令第百五十五条の二十九第一 「第五十三条第三十八項」に、 (第二十五項第一号において 同項を同条第十七項とし、 「の属する当該 「当該適格分割等の日の属する」 前三年内事業年度等」 同項を同条第十四項とし、 「規定する調整国外所得金額 )」を、 「第九項 を、 を (第二十四項第 の 下 に に改め、 「分割等前 「同項中 しとき」 \_ を削り、 を 同条第十八項中 分割法人等の事業年度開 「第八項」 を 「である他の内国法 の下に 同項を同条第十五 二 「事業年 を 二年内事業年 同 第八項」 の 下 に 「個別調整国 「当該事業年 号 に改め、 同条第十六 条第十九項 「(当該事業年度 度 若しくは」 「この (第二 を加え、 に、 「以後」 を に改め、 号に規 項」 干 度」 「若しく 「第七 又は - 度開 項 始 項 項 外 五. らとし に規 を を 開 0 中 定 0) 所 項 連 を 日

改め、 区分」 業年度等」 は は各連結事業年度」 規定する連結申告法人に限る。 法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 第百四十四 合併事業年度」 内事業年度等」 未済外国法人税等額」 第二十項」 前三年内事業年度」 業年度」 又は連結事業年度」 八項とし、 「又は連結事業年度以後」 を 規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該 に改め、 連結事業年度」 に、 に改め、 「第五十三条第三十八項」に改め、 に、 同 項 「合併前 改め、 第 を を 同 条の六第 同条第二十項中 項第 定める事業年度又は連結事業年度」 一号中 「における第十九項」 「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度 「又は各連結事業年度」 に改め、 を を削り、 同項第一 「合併前三年内事業年度」 二年内事業年度等の区分」を「合併前三年内事業年度の 一号中 及び を に改め、 「合併前三年内事業年度等」を を 項 「前三年内事業年度」 「又は連結事業年度」を削り、 「合併前三年内事業年度等」を 「又は各連結事業年度」 「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等 一号中 に改め、 を 同項を同条第十九項とし、 「若しくは第百四十四条の六第 同項を同条第二十項とし、 「以後」 「分割等前三年内事業年度等」 に、 を削り、 「又は同法第八十一条の二十二第一項 に、 を削り、 「又は前連結事業年度」及び 「合併前三年内事業年度等の控除 「又は各連結事業年度における に、 に、 前 同 を削り、 を 項第一 「合併事業年度等」を「 「第五十三条第二十六項 (同法第二条第十六号に 二年以内の各事業年度又 「合併前三年内事業年 「定める事業年 同条第二十一項中 一号中 同条第二十二項中 同項を同条第二十 「合併前三年内事 「の前三年内事 項」 「合併前三年 を「分割等 を 度 「又は 乊又 に

定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削り、

同項を同条第十 度」 改め、 区分」 合併事業年度. 内事業年度等」 額」 未済外国法人税等額」 第二十項」を 業年度」に改め、 業年度等」 又は連結事業年度」 は連結事業年度」 は各連結事業年度」 規定する連結申告法人に限る。 法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人 の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該 第百四十四条の六第 八項とし、 定する外国法人税の額を控除する連結事業年度」を削 前三年内事業年度」 「又は連結事業年度以後」 に改め、 を に改め、 に、 「第五十三条第三十八項」に改め、 同項第 に、 「合併前 を 同条第二十項中 同項第一号中 「定める事業年度又は連結事業年度」 一号中「合併前三年内事業年度等」 「における第十九項」 「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度 「又は各連結事業年度 に改め、 を を削り、 同項第一 「合併前三年内事業年度」 二年内事業年度等の区分」を 及び を に改め、 を 項 「前三年内事業年度」に、 「又は連結事業年度」を削り、 「合併前三年内事業年度の控除未済外国法人税等 一号中 「合併前三年内事業年度等」 「又は各連結事業年度」 に改め、 を 同項を同条第十九項とし、 「若しくは第百四十四条の六第 同項を同条第二十項とし、 「以後」 )」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 に、 「又は同法第八十一条の二十二 に、 を削り、 「又は前連結事業年度」 「合併前 「又は各連結事業年度に に、 前 同 「合併前三年内事業年 を を削り、 を 項第 三年内事業年度等の 「合併事業年度等」 二年以内の各事業年度又 (同法第二条第十六号に 「第五十三条第二十六項 「合併前三年内事業年 を 「定める事業年 同条第二十一 り 一号中 同条第二十二項 同項を同条第二十 「合併前三年 同項を同 「の前三年 項 一合併 を 及び を 項中 前 度 第 お 分 条第十 を 控除 又は 度 け 内 内 項

度 年 中 事業年度等」 削り、 等前三 改め、 区分」 に、 国法 前事業年度開始日」 年前事業年度開始日」 削 事業年度等」 事業年度」に改め、 結事業年度以後」 第二十項」 結事業年度」を削り、 業年度」 を を -度等」を 項とし、 「被合併法人等前三年内事業年度等」を に、 人税等額 「又は」 「における第十九項」 同項第 に、 一年内事業年度等」 - 分割等前三年内事業年度等の区分」を「分割等前三年内事業年度の 同項を同条第一 <del>-</del>+ に改め、 所得等申告法人三年前事業年度等開始日」を 一被合併法人等三年前事業年度等開始日」を に改め、 同条第二十三項中 「定める事業年度又は連結事業年度」を 「分割等前三年内事業年度」 を に改め、 項第 を 一号中 を 「分割承継等事業年度」 「合併前三 を 「又は各連結事業年度」 「分割等前三年内事業年度の控除未済外国法 号」 に改め、 「以後」 「又は連結事業年度」及び 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 に、 一十二項とし、 「分割等前三年内事業年度等」 「又は個別調整国外所得金額」 を を に、 一年内事業年度又は分割等前三年内事業年度」に 「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内 「分割等前三年内事業年度」 「第二十項第二号」に、 に、 同項を同条第二十三項とし、 「第二十一項」を 「分割等前三年内事業年度等の控除未済外 「又は各連結事業年度における第二十項 同条第二十四項中 に改め、 に改め、 を削り、 「被合併法人等前三年内事業年 「又は各連結事業年度」 「第二十項」 同項第一号中「若しくは 「又は連結事業年度」 を 同項第一 「分割等前三年 「定める事業年度」に を を削り、 同項第三号中 第 「分割等前三年内事 「所得等申告法人三 「被合併法人等三年 に、 「分割等前三年内 同条第二十五項 一号中「又は連 <del>+</del> に、 「分割承継等 同項を同条 人税等額」 項」 「又は連 -内事業 「分割 を「 を を

度」 削り、 削り、 改め、 区分」 年度等」を 中 前事業年度開始日」 事業年度等」を 年前事業年度開始日」 第二十項」に改め、 事業年度等」を 等前三年内事業年度等」 事業年度」に改め、 結事業年度」を削り、 業年度」に改め、 に、 国法人税等額. 結事業年度以後」 項とし、 を「における第十九項」に、 を「又は」に改め、 「第二十一項第1 「被合併法人等前三年内事業年度等」を に、 「分割等前三年内事業年度等の区分」 に、 同項第一号中 同項を同条第二十二項とし、 「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 同条第二十三項中 「分割等前三年内事業年度」 「定める事業年度又は連結事業年度」を を 「分割承継等事業年度」 「合併前三年内事業年度又は分割等前」 を 「又は各連結事業年度」 「分割等前三年内事業年度の控除未済外国法 号 に改め、 に、 「又は連結事業年度」及び 「以後」 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 「又は個別調整国外所得金額」 「分割等前三年内事業年度等」 を「第二十項第一 を「分割等前三年内事業年度」 「合併前三年内事業年度等又は分割等前 に、 同項を同条第二十三項とし、 「第二十一項」を 「分割等前三年内事業年度等の控除 「又は各連結事業年度における第 同条第二十四項中 に改め、 に改め、 一号」に、 を「分割等前三年内事業年 を削り、 「被合併法人等前三年内事業年 「又は各連結事業年度」 「第二十項」 同項第一号中 「又は連結事業年 を を 同項第一 を 「定める事業年度」 「分割等前三 を削り、 同項第三号中 を 二年内事業年 第一 「分割等前三年 「所得等申告法 「被合併法人等三年 に、 「分割等前三年 同条第二十 一号中 に、 「分割承 人税等 同項を同 「若しくは 項」 「又は 度 度 未済 又は 内 「分割 + 度 五. 内 額 項

項又は第十九項」 二十八項中 事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。 事業年度」 事業年度」 五. 書」を 当該事業年度又は連結事業年度」を 該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」 下に「 に 第二十四項とし、 を同条第二十八項とし、 十三条第三十八項\_ 条第二十七項とし、 分割法 を の事業年度開始の日以後」を加え、 0 第三十四項若しくは第三十五項」に、 十三条第三十八項」 を削り、 三年内事業年度等」 「第二十項」に改め、 「当該適格分割等の日の属する」 下に 「分割等前三年内事業年度」に、 (当 「第六項ただし書」 人等」 「以後」 に改め、 該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の に改め、 「所得等申告法 「第二十項」 の 下 に を、 に改め、 同条第二十六項中 に、 同条第二十九項中 同項を同条第二十五項とし、 「開始の日」の下に「から一月以内」 に、 を 「である他の内国法人」 「とあるのは、 同条第三十項中 を「第十九項」 「又は連結事業年度に係る」を 「又は連結事業年度」及び 「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各 に改め、 人 「又は連結事業年度」 「第四項、 を「分割承継法 を加え、 「当該事業年度」に、 「第二十 「又は連結事業年度分」 第二十二項若しくは第二 同項を同条第二十六項とし、 「第五十三条第二十六項」 「の前三年内事業年度等」を「の当 に、 「第五十三条第二十六項」 「第八項又は第二十項」を「第七 の 下 に 一項」を 「分割等前三年内事業年度等 「連結親法人事業年度」 を、 人等」に、 及び 同条第二十七項中 「の属する当該分割法人 「又は各連結事業年度 \_ 「適格分割等が」 「又は各連結事業年 「第二十項」 に改め、 「に係る」 を、 を、 「第七項ただし 第二十一 を削り、 十三 「とき」 「同項中「 を 同項を同 項」 に、 同条第 に、 を 「によ 「第五 を「 同項 項」 の下 「第 を 0) 書」 を に ŋ

項又は第十九項」 二十八項中 事業年度」に改め、 五十三条第三十八項」 当該事業年度又は連結事業年度」を 十三条第三十八項」 条第二十七項とし、 該事業年度開始の日前三 等の事業年度開始の日以後」を加え、 事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。 下に「(当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法 事業年度」に改め、 前三年内事業年度等」 第二十四項とし、 を同条第二十八項とし、 の下に 「第三十四項若しくは第三十五項」に、 を を削り、 分割法人等」 「当該適格分割等の日の属する」を加え、 「第二十項」に改め、 を 「分割等前三年内事業年度」に、 「第六項ただし書」 「以後」 「所得等申告法人」 「第二十項」 の下に「である他の内国法人」 に改め、 を、 同条第二十六項中 に、 同条第二十九項中 同項を同条第二十五項とし、 「開始の日」の下に「から一月以内」 に、 を 「とあるのは、 一年以内に開始した各事業年度」 同条第三十項中 を「第十九項」に、 「又は連結事業年度に係る」 「又は連結事業年度」 「当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各 に改め、 「第四項、 「又は連結事業年度」 を「分割承継法 「第二十 「当該事業年度」 「又は連結事業年度 第二十二項若しくは第二 同項を同条第二十六項とし、 「第五十三条第二十六項」 「の前三年内事業年度等」 「第五十三条第二十六項」 「第八項又は第二十項」を「第七 の 下 に · 項 「分割等前三年内事業年 及び 「連結親法人事業年度」 を 人等」 及び 同 「の属する当該分割 を 条第二十七項中 「又は各連結事業年度 に、 を に、 「適格分割等が」 「又は各連結事業年 「第二十項」 に改め、 分 「に係る」 を、 を、 「第七項ただ 第二 を削 十三 とき」 同 を 同 項」 に、 を 項 同条第 項 ヮ 第 「によ を同 度等 人の 中 0) 同 項 法 項

度」を削り、同項を同条第二十九項とする。

(税額控除不足額相当額の控除等)

第九条の七の次に次の一条を加える。

第九条の七の二 替えるものとする。 国法人税等額」とあるのは、 二十二項まで、 た部分の額について準用する。 する税額控除不足額相当額をいう。 ることとされた税額控除不足額相当額(法第五十三条第四十一項に規定 準用する場合を含む。 算上法第五十三条第四十一項 を提出する義務がある法人の前三年内事業年度における法人税割額の計 七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書 つた額で前事業年度以前の事業年度の法人税割について控除されなかつ 当該法人税割額を超えることとなるため控除することができな 第二十四項、 前条第十九項から第二十七項までの規定は 以下この条において同じ。 第二十五項及び第二十七項中 (同条第四十五項及び第四十六項において この場合において、 「控除未済税額控除不足額相当額」と読み 次項及び第四項において同じ。 の規定により控除す 前条第十九項から第 「控除未済外 法人税法第

項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道 条第四十一項の規定により関係道府県ごとの法人の当該控除をしようとする 事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者 の数(当該事業年度の道府県民税の控除限度額の計算について前条第六 の数(当該事業年度の道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者 の数(当該事業年度の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三

して計算した額とする。務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数)に按分務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の一で除して得た数)に按分府県が課する当該事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総

て同じ。)について準用する。 大の法第五十三条第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において 連用する場合を含む。以下この項及び第五項において同じ。)の規定に より関係道府県ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当額( 同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五項において 可入の規定は、二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法

4

限り、 場合 の総務省令で定める金額は、 より控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の法人税等の額その他 務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場合) 事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載した総 告書等を提出し 関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付がある 次項において の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書。 第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の よる更正請求書 人に係るものにあつては、 法第五十三条第四十一項の規定は、 (第 適用する。 項において準用する前条第十九項の規定については、 「申告書等」 (二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法 かつ、 この場合において、 当該規定の適用を受けようとする金額の生じた という。 当該法人の主たる事務所又は事業所の所在 道府県知事において特別の事情があると認 同条第 法第五十三条第四十 に税額控除不足額相当額の 一項、 第三十四項若しくは 以下この項及び 項の規定に 対規定に 当該申 控除に

された金額を限度とする。
された金額を除くほか、当該書類に当該計算の基礎となる金額として記載

額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他の総務省5 法第五十三条第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告書等に税

改める。第九条の八中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第五十二項」に

三条第三十三項」を「第五十三条第五十二項」に改める。第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五十

に改める。

及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第五十三項」及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第五十三項」

第九条の八の五(見出しを含む。)中「第五十三条第三十五項第三号」

を「第五十三条第五十四項第三号」に改める。

「第五十三条第五十六項」に改める。第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十七項」を

五十六項」に、「同条第三十五項」を「同条第五十四項」に改める。
「方項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第五十三条第二十七項」を「第五十三条第五十三条第三十七項」を「第五十三条第五十

十七項」に改める。第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第五

(同条第三十一項において準用する場合を含む。) の規定によりみなして第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十八項(同条第三十項

第九条の八中「第五十三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に

改める。

三条第三十三項」を「第五十三条第四十四項」に改める。第九条の八の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「第五

に改める。

及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第四十五項」及び同条第一項中「第五十三条第三十四項」を「第五十三条第四十五項」

第九条の八の五(見出しを含む。)中「第五十三条第三十五項第三号」

を「第五十三条第四十六項第三号」に改める。

「第五十三条第四十八項」に改める。 第九条の八の六の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十七項」な

四十八項」に、「同条第三十五項」を「同条第四十六項」に改める。八項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十第九条の九の見出し中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第四十

十九項」に改める。 第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十八項」を「第五十三条第四

(同条第三十一項において準用する場合を含む。) の規定によりみなして第九条の九の三第一項第一号中「第五十三条第二十八項(同条第三十項

で「以下この号において同じ 。)が 大九項(同条第五十項 において準用する場合を含む。)の規定によりみ 大九項(同条第五十項 において準用する場合を含む。)の規定によりみ でして適用する場合及び同条第五十項 」に改め、「若しくは連結事業年 なして適用する場合及び同条第五十項 」に改め、「若しくは連結事業年 なして適用する場合及び同条第五十項 」に改め、「若しくは連結事業年 の規定によりみ

これらの申告書の提出期限、 提出された日 過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若 おいて準用する場合を含む。 場合を含む。 出された場合には当該同項の申告書」 しくは同条第 日の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経 第五十三条第二十九項 六第 提出された日 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 )の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項に 一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条 (当該法第五十三条第 (これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には (同条第三十項(同条第三十一項において準用する 法第五十五条第二項の規定による決定をした 次号において同じ。 項の申告書が )に規定する当該更正 その提出期限前に提 改め、 「又は法  $\mathcal{O}$ 

(中略)

を「同項」

に改める。

八項又は第二十九項」

を

「第五十三条第四十八項」

に、

「これらの規定」

場合には当該決定をした日)」

を削り、

同項第二号中

「第五十三条第二十

を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」

これらの申告書の提出期限、 これらの申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書」 八項又は第二十九項」 場合には当該決定をした日)」 が の六第一 しくは同条第一項の申告書(法人税法第七十四条第一項又は第百四十四 過する日の属する連結事業年度若しくは事業年度の同条第四項 日 おいて準用する場合を含む。 場合を含む。 第五十三条第二十九項(同条第三十項 出された場合には当該法人の道府県民税の確定申告書」 提出された日 を「以下この号において「法人の道府県民税の確定申告書」という。 なして適用する場合及び同条第四十二項」に改め、 適用する場合及び同条第三十一項」 項 提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出された場合には の属する連結事業年度若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経 「同項」に改める。 を削り、 (同条第四十) 項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 )の規定によりみなして適用する場合及び同条第三十一項に  $\supset$ (当該法人の道府県民税の確定申告書がその提出期限前に 若しくは法第五十三条第四項の申告書が提出された日 「項において準用する場合を含む。 を 「第五十三条第四十項 法第五十五条第二項の規定による決定をした 次号において同じ。 を削り、 を (同条第三十一項において準用する 「第五十三条第四十項 同項第二号中 )に規定する当該更 に、 「若しくは連結事業年 「第五十三条第二十 に改め、 「これらの規定」 の規定により (同条第四十 の申告書若 「又は法 正 が

(中略)

を「第七十二条の二十三第一項」に改め、「連結申告法人以外の」を削り第二十条の三第一項中「第七十二条の二十三第一項第一号及び第三号」

に掲げる法令の同表の第二欄」に、 から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄 「第四欄」に改め、 「算定する場合には」の下に「、法人税法施行令第百十二条の二第六項|、「算定する場合には」の下に「、法人税法施行令第百十二条の二第六項 同項の表を次のように改める。 「中欄」を「第三欄」に、 「下欄」を

															置法	租税		第
															141	税特別措		州欄
													号	第一項第一	の 十 一 の 四	第六十六条		第二欄
て「所得事業年度」という。	のに限る。以下この号におい	年度終了の日後に終了するも	ずる事業年度(当該基準事業	ちに欠損控除前所得金額が生	げる事業年度を除く。)のう	じ。)の各事業年度(次に掲	限る。以下この号において同	算完全支配関係があるものに	て当該通算法人等との間に通	の日後のいずれかの時におい	法人(当該基準事業年度終了	始の日前に開始する他の通算	。)の当該最初の事業年度開	おいて「通算法人等」という	た法人を含む。以下この号に	(通算法人(通算法人であつ	略	第三欄
																開始		第四欄

に掲げる法令の同表の第二欄」に、 から第八項の規定の例によらないものとし」を加え、「上欄」を「第一欄 「中欄」を「第三欄」に、 「下欄」を

「第四欄」に改め、 第 第一 同項の表を次のように改める。 第三欄 第四 欄

略

号 第 の十一の四 第六十六条 一項第二 からニまで 開始 当該通算法人等の事業年度 度のうちその開始の 法人のいずれかの い事業年度開 がある場合には 略 始の 所得事業年 日を含む 日 他 エが最も 一の通算 及びニ

第二十条の三第二項から第四項までを削る。

間をいう」に改め、 業年度」の下に「又は中間期間」を加え、 び第三十二条の三第一項第一号において同じ。)」を削り、 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。 年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額( 第二十一条第一 項中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業 「生じた欠損金額」の下に「(法人税法第二条第十九 「中間期間を含む」 「開始した事 を「中間期 次条及

損金額」を削り、 又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別欠 同条第一 一項を次のように改める。

2

ある各事業年度の所得を算定する場合には、

次の表の第一

欄に掲げる法

2

法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準で

号に規定する欠損金額をいう。

以下この項において同じ。)」を加え、

第二十条の三第二項から第四項までを削る。

略

間をいう」に改め、 損金額」を削り、 又は個別帰属損金額」、「又は第五十八条第一項本文」及び「又は個別 号に規定する欠損金額をいう。 業年度」の下に「又は中間期間」を加え、 び第三十二条の三第一項第一号において同じ。)」を削り、 法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。 年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額 第二十一条第一項中「又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業 「生じた欠損金額」の下に「(法人税法第二条第十九 以下この項において同じ。 「中間期間を含む」 を を加え、 開始した事 「中間期 次条及 欠

ある各事業年度の所得を算定する場合には、 法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の課税標準で 次の表の第 欄に掲げる法

同条第二項を次のように改める。

る。れ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとすれ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとす令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞ

											置法	租税特別措		第一欄
									号	第二項第一	の十一の四	第六十六条		第二欄
略	)	礎となつた金額とされたもの	を受けるべき金額の計算の基	は、これらの規定により還付	項の規定の適用がある場合に	第八十条第十二項又は第十三	算の基礎となつたもの(同法	り還付を受けるべき金額の計	百四十四条の十三の規定によ	もの及び同法第八十条又は第		あるもの、同法	略	第三欄
										もの	及び同法	あるもの		第四欄

おいて「完全支配関係」という。)」を加える。第二十一条第三項中「規定する完全支配関係」の下に「(以下この項に

(中略)

百二十一条の八第三十八項」に改め、「この条」の下に「及び次条第四項第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三

れ同表の第四欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとす令の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞ

略

百二十一条の八第三十八項」に改め
第二十一条の八第三十八項」を「第三部四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三紀かて「完全支配関係」という。)」を加える。

略

象金額 を含む。 同じ。 同じ。 金額 三百二十一条の八第二十六項」 が 条の九の三 税対象金額とみなされるものを含む。 Ŧī. は各連結事業年度」 された外国 外国法人税 分課税対象金額とみなされるものを含む。 六条の六第六項」 れる外国法人税の額とみなされるものを含む。 第六十六条の七第一 十六項」を 第二十六項」 より当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるもの を加え、 同項第 に改め を削り、 (同法) 以下この号において同じ。 )」を削り、 (同法第六十六条の六第八項」を「又は同条第八項」 (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の課 (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部 第 0 0 一号中 「第三百二十一条の八第三十八項」に改め、 を を 法人税等の額が」 額 並びに同法第八十一条の十五第一 「又は連結事業年度」 一項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課される 「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、 「第五十三条第三十八項」に、 を を削 「以下この項」 一項の規定により当該外国関係会社の所得に対して課さ を 租税特別措置法」 ŋ 同項第二号を削り、 「前三年内事業年度」 同条第六項」 同条第二項中 を「第三百二十一条の八第三十八項」に改 を を「次号」に改め、 「において課された外国の法人税等の額 を削り、 (同法第六十六条の七第1 に、 に、 「又は各連結事業年度におい )又は金融子会社等部分課税対 同項第三号中 部分課税対象金額 「をいう。 「をいう。 に改め、 )」を削り、 「前三年以内の各事業年度又 項に規定する個別控除 「第三百二十一条の八第二 以下この号において 以下この号において 同条第三項中 「(同法第六十六 (租税特別措置法 第八十一条の十 に改め、 一項の規定に 「第五十三条 (同法第六十 課税対象 て課 対 「第 「を 象

象金額 外国法· 同じ。 金額 五. 条の九の三第 を含む。 より当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるも いう。 同じ。) 六条の六第六項」 税対象金額とみなされるものを含む。 れる外国法人税の額とみなされるものを含む。 第六十六条の七第二 め、 三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」 第二十六項」 は各連結事業年度」 が」に改め、 された外国の法人税等の額が」 分課税対象金額とみなされるものを含む。 十六項」を を削り、 同項第一号中 (同法) 以下この号において同じ。 人税 )」を削り、 (同法第六十六条の六第八項) (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 (同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社 の額 「第三百二十一条の八第三十八項」 を を 並びに同法第八十一条の十五第一 「又は連結事業年度」 「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、 一項の規定により当該外国関係法人の所得に対して課され 一、 を、、 「第五十三条第三十八項」に、 を削り、 「以下この項」を「次号」に改め、 一項の規定により当該外国関係会社の所得に対 を 租税特別措置法」 同項第二号を削り、 「前三年内事業年度」 同条第六項」 同条第二項中 を 「において課された外国の を削り、 (同法第六十六条の七第二 に、 に、 を「又は同条第八項」 「又は各連結事業年度におい 同項第三号中 )又は金融子会社等部分課 部分課税対象金額 「をいう。 「をいう。 に改め、 )」を削り、 「前三年以内の各事業年 に改め、 項に規定する個別控除 「第三百二十一 以下この号にお 以下この号に 同条第三項 「(同法第六十六 (租税特別措 第八十一条の に改め、 法人税等 一項の 条の (同法第六十 「第五十三条 課 して 就税対. 規 お 八 定に に改 第二 - 度又 置 0 て課 税 0) 0 課 対

関係法 条の八第二十六項」 十六項」 六項」 この号において同じ。 係法 同法第六十六条の九の一 業年度又は各連結事業年度」 同条第七項中 税対象金額とみなされるものを含む。 六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課 条第八項」 該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。 同法第六十六条の九の二第六項」 おいて同じ。 に改め、 第三十八項」に、 十四条第六項第一号」 て課された」に改め、 第三百二十一条の八第三十八項」 同項第四号を削り、 人の課税対象金額とみなされるものを含む。 同条第九項中 を 人部分課税対象金額 を 同項を同条第六項とし、 第 に改め、 第三百 三百 「第三百二十一条の八第二十六項」を (同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関 \_ + \_ 「第五十三条第二十六項」を を 「又は各連結事業年度において課された」 「をいう。 一十一条の八第三十八項」 に改め、 同条第四項中 「又は連結事業年度」 「第三百二十一条の八第三十八項」 第一 条の八第三十八項」に改め、 (同法第六十六条の九の三第二項の規定により当 (同法第六十六条の九の二第八項」 を 項」 同条第五項中 以下この号において同じ。 「前三年内事業年度」 を 同条第八項中 を「同項」に、 に、 「第三百二十一条の八第二十六項」 )」を削り、 同条第六項」に、 「第百四十二条の三」 を削り、 「第三百二十一条の八第二十 に改め、 「第三百二十一条の八第二 「第五十三条第三十八項」 「をいう。 同号を同項第二号とし 「第三百二十一条の八 に、 部分課税対象金額 同条第六項を削り、 前 同項を同条第七項 に改め、 「をいう。 一年以内の各事 「第三百二十一 以下この号に (同法第六十 )又は金融 を「におい を「第百四 を「又は同 同 項を 以下 を 関係法· とし、 に改め、 十六項」 六項」を

外国法人税の

額とみなされるものを含む。

)」を削り、

「課税対象金額

外国法人税の額とみなされるものを含む。 条の八第二十六項」 業年度又は各連結事業年度」 第三十八項」に、 同条第七項中 十四条第六項第一号」 税対象金額とみなされるものを含む。 六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法 条第八項」に改め、 該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。 この号において同じ。 同法第六十六条の九の二第六項」 係法人の課税対象金額とみなされるものを含む。 おいて同じ。 同法第六十六条の九の二 て課された」に改め、 「第三百二十一条の八第三十八項」に、 同項第四号を削り、 同条第九項中「又は各連結事業年度において課された」 人部分課税対象金額 を 同項を同条第六項とし、 「第三百1 「第三百1 「第三百二十一条の八第二十六項」を (同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該 一十一条の八第三十八項」に改め、 「第五十三条第二十六項」を を 「をいう。 に改め、 一十一条の八第三十八項」 同条第四項中 「又は連結事業年度」 「第三百二十一条の八第三十八項」 第一 (同法第六十六条の九の三第二項の規定により当 (同法第六十六条の九の二第八項) 項」 を 同条第五項中 以下この号において同じ。 「前三年内事業年度」 を 同条第八項中 を「同項」に、 「第三百二十一条の八第二十六項」 「、同条第六項」 \_ 「第百四十二条の三」 )」を削り、 を削り、 を削り、 「第三百二十一条の八第二十 に改め、 「第三百二十一条の八第1 「第五十三条第三十八 「をいう。 同号を同項第二号とし 「第三百二十一条の に、 に、 同条第六項を削 部分課税対象金 前 同項を同条第七 「課税対象 に改め、 「をいう。 三年以内 第三百二十一 以下この を (同法第六十 又は 「又は に 人部分課 第百 0 外 金 同 .項を 号に お 項 金 額 玉 以 額 同

規定する連結法人をいう。 支配関係」という。 事業年度 当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人( 併前三年内事業年度等」 において ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度 以下この条及び第四十八条の十五の五第四項において同じ。 日に終了するものに限る。 定する通算親法人をいう。 結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を「事業年度のうちいずれかの を含む。 以下この項において「通算法人」という。 結事業年度」 人税等の 第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係 連結事業年度以前の連結事業年度又は」 おいて同じ。 人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。 額を」 以下この号において同じ。 を 前 (当該被合併法人に係る通算親法人 連 「当該事業年度」 **注結所得** 及び 三年内事業年度等」という。 \_ を 「又は連結事業年度」 「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に納付す を (同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 「所得」 に、 を「合併前三年内事業年度」に改め、 次号において同じ。 以下この条において同じ。 に改め、 終了の日において」に、 「連結法人 に改め、 )である場合において」を加え、 「又は各連結事業年度 を削り、 「連結事業年度がある」 (同法第二条第十二号の七の二に を 「事業年度終了の日に終了す (同条第十二号の六の (通算法人であつた内国法人 を削り、 (次号において「通算完全 がその課された外国 「ものとし」 「連結完全支配関係 の事業年度終了の 同項第一号中 \_ の下に (以下この条 「又は各連 を削り、 を 七に規 「同条 次号 の法 合 乛 連

各連

·結事業年度\_

を

「以後の各事業年度」に、

「当該事業年度又は連結事

同条第八項とし、

同条第十項中

「又は連結事業年度以後の各事業年度又は

<u>の</u> ることとなつた外国の法人税等の額をその納付することとなつた事業年度 規定する連結法人をいう。 支配関係」という。 第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係 日に終了するものに限る。) 定する通算親法人をいう。 事業年度 結事業年度のうちに当該被合併法人又は」を を含む。 以下この項において「通算法人」という。 当該被合併法人が法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法 結事業年度」及び「又は連結事業年度」 併前三年内事業年度等」 において 業年度」 各連結事業年度」 同条第八項とし、 以下この条及び第四十八条の十五の五第四項において同じ。 人税等の額を」 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 (法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。 おいて同じ。 に、 を 以下この号において同じ。)である場合において」 「前三年内事業年度等」という。 「連結所得 (当該被合併法人に係る通算親法人 「当該事業年度」 \_ を を 同条第十項中 「通算法人が当該終了の日に終了する事業年度に を 「以後の各事業年度」に、 (同条第十八号の四に規定する連結所得をいう。 「所得」に改め、 に、 を「合併前三年内事業年度」 以下この条において同じ。 次号において同じ。 に改め、 終了の日において」に、 「連結法人 「又は連結事業年度以後の各事業年 「又は各連結事業年度 を削り、 (同法第二条第十) \_ 「連結事業年度がある」 を 「事業年度終了の 「事業年度のうちいず (同条第十二号の六の (通算法人であつた内国 を削り、 (次号において がその課された外 「当該事業年度又は 「ものとし」 に改め、 連結完全支配 の事業年度 同項 一号の七 第 の 下 に (以下この 日に終了す 「通算 「又は を削 号中 を の二に 納 終 度 玉 七 連 完全 又は 付す 同 了 各 0 に か 法 人 結 連 規

度等」 を削 め に、 同じ。 及び 度等の控除限度超過額」 又は各連結事業年度」 係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。 法人等又は」 る当該法人の を同条第九項とし、 結事業年度がある」 することとなつた事業年度の」 終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその おいて」に、 人等が通算法人 人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了の 業年度等」 に改め、 事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 「合併前 同 「又は各連結事業年度」 「又は連結事業年度の控除限度超過額」を 項第 )である場合において」を加え、 を 「合併事業年度」 第二十三項第二 を 三年内事業年度等の区分」 一号中 を を 又は各連結事業年度」 事業年度以 「分割等前三年内事業年度」 「連結完全支配関係」 「事業年度のうちいずれかの事業年度 (通算法人であつた内国法人を含む。 「合併前三年内事業年度」 「合併 を削り、 同条第十一項中 を を 前三年内事業年度等」 前 に改め、 一号」を 「以後の各事業年度」に、 の」に改め、 「合併前三年内事業年度の控除限度超過額」 を削り、 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 に、 「第二十二項第二号」 を 同項を同条第十項とし、 を削り、 「又は連結事業年度以後の各事業年度 「連結所得」 を「合併前三年内事業年度の区分」 「通算完全支配関係」 「ものとし」の下に 同項第二号中 「連結事業年度のうちに当該分割 に改め、 に改め、 同項第 を 「の控除限度超過額」 を 「合併前! 「所得」 一号中 「又は連結事業年度」 「合併前三年内事業年 「又は連結事業年度」 以下この号において に、 「分割等前三年内事 (当該分割法人等に 乛 「合併前 に改め、 に、 一年内事業年度 に改め、 同条第十二項 「合併事業年 当該分割法 終了の日に 「連結法 三年内 に改 納付 日に 同 連 に 項 を

度等」 を削 同じ。 及び 事業年度等」 め に、 度等の控除限度超過額」 又は各連結事業年度」 結事業年度がある」 することとなつた事業年度の」 終了する事業年度に納付することとなつた外国の法人税等の額をその 係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。 法人等又は」を 業年度等」を る当該法人の事業年度以前の」に改め、 を同条第九項とし、 人がその課された外国の法人税等の額を」を「通算法人が当該終了 おいて」に、 人等が通算法人 に改め、 事業年度終了の日に終了する当該法人の事業年度以前の」 「合併前 り、 同 「又は各連結事業年度」 「又は連結事業年度の控除限度超過額」 を )である場合において」を加え、 項第 「合併事業年度」 第二十三項第二号」を 三年内事業年度等の区分」 一号中 「又は各連結事業年度」 を 「分割等前三年内事業年度」 「連結完全支配関係」 「事業年度のうちいずれかの事業年度 (通算法人であつた内国法人を含む。 「合併前三年内事業年度」 「合併前三 を削り、 同条第十一項中 を を 「以後の各事業年度」 に改め、 「合併前三年内事業年度の控除限度超過 一年内事業年度等」 を削り、 「連結事業年度以前の連結事業年度又は」 に、 「第二十二項第一 を削り、 を 同項を同条第十項とし、 「又は連結事業年度以後の各事業年度 「連結所得」 を「合併前」 「通算完全支配関係」 「ものとし」 同項第二号中 「連結事業年度のうちに当該 に改め、 に改め、 を 同項第一 に、 を 「の控除限度超過 を 三年内事業年度の 号 「合併前」 の下に 「又は連結事業年 「所得」 「又は連 一号中 「合併前三 以下この号におい 「分割等前 (当該分割法人等に に、 「合併前 年内事 に改め、 に改 に、 同条第十二項 活事業年 年内事 終了の 「合併事業年 当 T該分割 額 額」 年 区 連 0 年度 に改 分割 度 内 分 同 納 日 結 日 連 を 項 て

等の 年度」 十項 項」 に改め、 分 各連 年内事業年度等」 連 割等前三年内事業年度等」 内事業年度」に改め、 連結事業年度\_ 事業年度」 又は各連結事業年度」 第十一項各号」を 条第十一 始日」 第十 結事業年度」 結事業年 「分割承継等事業年度等」 「分割等前 に、 に 控除限度超過額. ·結事業年度\_ を 頃中 を削り、 項各号」 に 項とし、 同 「第九項」 に改め、 「合併前三年内事業年度等」 度 項第 「又は連結事業年度の控除限度超過額」 「第十項」 三年内事業年度等の区分」 「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年度等」 及び を削り、 を削り、 号中 に改め、 を を 法人三年前事業年度等開始日」を 同条第十三項中 「第十項各号」に改め、 に改め、 「又は各連結事業年度」 「又は各連結事業年度」 「以後の各事業年度」に、 「分割等前」 を削り、 を を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過額」 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 「第九項」 「分割等前三年内事業年度等」 を「分割等前」 同項を同条第十三項とし、 第二十四項第三号」 を「分割承継等事業年度」 「又は連結事業年度」及び 三年内事業年度」に、 「第九項」を 「第十項」を に改め、 を「合併前三年内事業年度」 を 三年内事業年度」 同項を同条第十二項とし、 「分割等前三年内事業年 を削り、 を削り、 「第八項」 「又は連結事業年度」 を 「第九項」 「分割等前三年内事業年度 を 「第二十三項第三 「法人三年前事業年度 「の控除限度超過額」 を 同条第十五項中 同項第一 第十二 に、 に改め、 「第九項」 を 同項第三号中 「又は各連結事業 「分割等前 に改め、 に改め、 「分割等前三年 「分割等前三 一号中 |項各号] を 同項を同 一度の区 及び 号 に、 三年内 「第八 「又は 「又は 「又は 同条 「第 分 を に に

中

「第十項

を

「第九項」

に、

「又は連結事業年度以後の各事業年度又は に改め、 開始 年度」 項」 分 十項」 年内事業年度等」 又は各連結事業年度」 第十四項中 第十一項各号」を 連結事業年度」 条第十一 連結事業年度」 割等前三年内事業年度等」 内事業年度」に改め、 連結事業年度\_ 事業年度」に改め、 等の控除限度超過額」 各連結事業年度」 中 第十一項各号」 「分割承継等事業年度等」 「第十項 「分割等前三年内事業年度等の区分」 に、 日 日 に、 を を削り、 項とし、 に、 同 「又は連結事業年度の控除限度超過額」 「第九項」 「合併前三年内事業年度等」 項第 「第十項」 を 「合併前三年内事業年度等又は分割等前三年内事業年 及び「又は各連結事業年度」を削り、 を削り、 を削り、 一号中 「第九項」 に改め、 「法人三年前事業年度等開始日」を を を 同条第十三項中 「第十項各号」 「又は各連結事業年度」 に改め、 「以後の各事業年度」 「分割等前三年内事業年度」に、 を削り、 を を「分割等前三年内事業年度の控除限度超過 「又は各連結事業年度」を削り、 「分割等前三年内事業年度等」 「第九項」 「分割等前三年内事業年度等」 を「分割等前三年内事業年度」 に、 第二十四項第三号」 同項を同条第十三項とし、 を「分割承継等事業年度」 「又は連結事業年度」 「第九項」を 「又は連結事業年度以後の に改め、 「第十項」を に改め、 を を 「合併前 に、 同項を同条第十二 「分割等前 を削り、 「第八項」 「又は連結事業年度」 を 「第九項」 を 「分割等前 三年内事業年度」 第一 及び 「の控除限度超 「法人三年前事業年度 同項 を 同条第十五項 「第十二 三年内事業年 一十三項第三 に、 第九項」 に改め、 同項第三号 を 「又は各連 「分割等前 に改め、 第一 に改め、 各事業年 三年内 一項とし、 「分割等前 「分割等前 一号中 |項各号| を 事業 同 -度等」 号」 中 に、 項 中 過 額 度 結 及 三年 度 「第 「又は 「又は 「又は を同 文は 事 び 同 0 年 額 を 度 業

七項中 改め、 親法 法人」 等前 始日」 事業年度の え、 年 国外所得金額」 0 同条第十六項中 六項とし、 に規定する個別調整国外所得金額 十六項第 合併法人等三年前事業年度等開始日」 人等前三年 -度開 下に を を 若しくは」 業年度等」 を 人事業年度をいう。 「分割等前 「第八項後段」 一年内事業年度等」 連結親法人事業年度 に 始 「第十項」 「それぞれ」 「該分割等前」 開 0 一号 |日前| 前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度終了 -内事業年度等」 始の日」 同条第十八項中 第十 を を 適格分割等が」 を という。 二年以内に開始した各事業年度」に改め、 「又は」 「分割等前三年内事業年度」に改め、 二年内事業年度の」 「第十項第一 を 「規定する調整国外所得金額 に改め、 項」 の 下 に を加え、 三年内事業年度」 「第九項」 に改め、 を \_ 第 を を 「から一月以内」を、 「により分割法人等」 「分割等前三年内事業年度」 「第十項」 一十八項におい (法人税法第十五条の の 下 に 号 を削り、 同項第一号中 同号イ中 「被合併法人等前」 に、 を (第二十六項第一号において「個別調整 「又は同令第百五十五条の二十九第一号 に、 前 「第九項第二号」に改め、 「当該適格分割等の日の属する」 を に改め、 同項を同条第十五項とし、 に改め、 「規定する調整国外所得金額 三年内事業年度等」 「被合併法人等三年前事業年度開 「当該分割等前三年内事業年度等 て同じ。 「分割等前三年内事業年度等の 同号イ中 同項を同条第十四項とし、 三年内事業年度」 (第二十五項第一号」に、 の 下 に 「とき」 一第一項に規定する連結 同項第二号中 に、 を 「である他の内国 「分割等前三年内 の 下 に 同項を同条第十 「事業年 を 「第九項後段 「応じ、 当 に、 同条第十 「(当該 度 ⋾該事業 「分割 第二 を加 一被 に

を

「合併前

三年内事業年度又は分割等前1

三年内事業年度

に、

被合併法 七項中 改め、 親法 法人」 事業年度の前事業年度が当該分割法人等に係る通算親法人の事業年度 え、 年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度」 国外所得金額」 十六項第一号」 等前三年内事業年度等」 事業年度等」  $\mathcal{O}$ 同条第十六項中 始日」に、 を 六項とし、 に規定する個別調整国外所得金額 合併法人等三年前事業年度等開始日」 人等前三年内事業年度等」 を 若しくは」 下に を を 「合併前三年内事業年度又は分割等前! 人事業年度をいう。 「第八項後段」 「分割等前」 「当該分割等前三年内事業年度」 「連結親法人事業年度 を、 「それぞれ」 「第十項」 「開始の日」 同条第十八項中「により分割法人等」 「第十一 を を 適格分割等が」 を という。 三年内事業年度の」 「第十項第二号」 「又は」 「分割等前三年内事業年度」に改め、 を 「規定する調整国外所得金額 に改め、 項」 の下に「から一月以内」を、 を加え、 「第九項」に、 に改め、 第一 を を「第十項」 を 「分割等前三年内事業年度」 (法人税法第十五条の 一十八項におい の 下 に を削り、 同項第一号中 同号イ中 「被合併法人等前 を 「又は同令第百五十五条の二十九 (第二十六項第 に、 「前三年内事業年度等」 「第九項第二号」に改め、 「当該適格分割等の日の属す に改め、 を に改め、 同項を同条第十五項とし、 「規定する調整国外所得 「被合併法人等三年前事業年 三年内事業年度 「当該分割等前三年内事業年 て同じ。 「分割等前三年内事業年度等 同号イ中 同項を同条第十四項とし 三年内事業年度」 (第二十五項第 に改め、 の下に 一号において 「とき」 第一 同項第一 を 項に規定する連 に、 「である他の 「分割等前三年 の 下 に に、 同項を同 「事業年 を 一号中 金額 第九項 「個別 当 「応じ、 号 Ź 被合併 同 **E**条第十 度 条第十 第 該 (当該 後段段 分割 -度開 内 調 を 事 度 被被 加 法

開始の 二条第十二号の七に規定する連結子法人 項中 度」に、 項 法第八十一条の二十二第一 規定により 項」に、 後」を、 又は連結事業年度 第三百二十 度」を 告法人に限る。 義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある同法第 十四条の六第 内に開始 「又は連結事業年度」 又は ,業年度等」 を削り、 第八項」 日に終了するものであるときに限る。 に改め、 0) 「第三百二十一条の八第二十六項」を 連結事業年度」 日以後」 「前三年内事業年度」 ヮ 「とあるのは、 同条第 に、 一若しくは」を「又は」に改め、 た各事業年度」 同 一条の八第三十八 「及び第二十八項」 を 項を同条第十九項とし、 前 同 一項 を加え、 項第 「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年 二年内事業年度等」 「分割等前三年内事業年度等」を を削り、 を削り、 を 項に規定する外国法人税の額を控除する連結事業年度 号中 及び 及び「又は各連結事業年度」 「又は第百四十四条の六第 同項を同条第十七項とし、 に改め、 項の規定により法人税に係る申告書を提出する 「又は各連結事業年度」 「合併前三年内事業年度等」 項」 に、 の 下 に 同項を同条第二十項とし、 を加え、 前三年以内の各事業年度又は各連結事業年 に改め、 「第三百二十一条の八第二十六項」を を 同項を同条第十八項とし、 「の属する当該分割法人等の事業年度 同条第二十一項中 「の当該事業年度開始の日前三年以 (同条第十六号に規定する連結申 「第十項」 「第三百二十一条の八第三十八 「又は前連結事業年度」 「又は同法第八十一条の十五の を、 項」 「分割等前三年内事業年 を削り、 を削り、 を 「同項中 同条第十九項中 「第九項」に改め、 に改め、 を 同条第二十二項中 「若しくは第百四 「合併前三年内 「の前三年内 「第九項」 の 下 に 同条第二十 「又は同 及び この 以 を 事

後」を、 度 項」 項中 度」 項」 第三百二十一条の八第三十八 度」を「前三年内事業年度」 告法人に限る。 二条第十二号の七に規定する連結子法人 義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係が 法第八十一条の二十二第一項の規定により法人税に係る申告書を提出 規定により 内に開始した各事業年度」 開始の日以後」を加え、 の日に終了するものであるときに限る。 又は連結事業年度」 十四条の六第一項」 「又は連結事業年度」 「又は連結事業年度」 を削り、 「第八項」に、 ,業年度等」 に、 に改め、 の 下 に に、 「第三百二十一条の八第二十六項」を  $\sigma$ 「とあるのは、 「若しくは」を「又は」に改め、 同項を同条第十九項とし、 同条第一 「及び第二十八項」 を 同項第 前 「の当該事業年度開始の日前 三年内事業年度等」 「分割等前三年内事業年度等」を を削り、 を削り、 を「又は第百四十四条の六第 項に規定する外国法人税の額を控除する連結事 及び 号中 及び「又は各連結事業年度」 同項を同条第十七項とし、 に改め、 「又は各連結事業年度」 「合併前三年内事業年度等」 項」 に、 の 下 に 同項を同条第二十項とし、 「前三年以内の各事業年度又は各連結事 を加え、 に改め、 「第三百二十一条の八第二十六項」 を 同項を同条第十八項とし、 「の属する当該分割法人等の 同条第二十一項中 「の当該事業年度開始の日前三 (同条第十六号に規定する連 第十項 「第三百二十一条の八第三十 「又は前連結事業年度」 「又は同法第八十一条の を、 三年以内に開始した各事業年 項」 「分割等前三年内事業 を削り、 を 「同項中 を削り、 同条第十九項中 「第九項」 を 同条第二十二項 に改め、 「若しくは第百 「合併前三年内 「第九項」 ある同 の 0) 同条第二十 下に 前三年 に改め、 又は 十五. 及び を 年 法 以 内

等前 項中 等前 号中 事業年度」 中 前三年内事業年度」 事業年度の区分」 事業年度」 年度の区分」に、 ける第二十 分割承継等事業年度等」 業年度」に改め、 控除未済外国法 第二十一項」を 第二十二項とし、 前三年内事業年度等」 度」に改め、 人税等額 人税等額」 「又は連結事業年度以後」 を 控除未済外国法人税等額」 「又は連結事業年度」 三年内事業年度」 「合併事業年度」 「又は連結事業年度以後」 二年内事業年度」 「分割等前」 に、 に、 に改め、 項」 に改め、 同項第 人税等 三年内事業年度等」を「分割等前」 「における第二十項」 「合併前三年内事業年度等の区分」を に、 一分割等前三年内事業年度等の区分」を 同条第二十四項中 同項第一号中 を「における第二十項」に、 「定める事業年度又は連結事業年度」 に改め、 同項第二号中 「又は各連結事業年度」を削り、 号中 に改め、 に改め、 額 を「合併前三年内事業年度」に、 に改め、 「定める事業年度又は連結事業年度」 を削り、 を を を 「合併前三年内事業年度等」 「分割承継等事業年度」 を「合併前三年内事業年度の控除未済外国法 「以後」 「又は各連結事業年度」 「分割等前三年内事業年度の控除未済外国法 を 同項を同条第二十一項とし、 「分割等前」 「又は連結事業年度」 「又は各連結事業年度」 「以後」 「分割等前三年内事業年度等」 「分割等前三年内事業年度等」 「第二十二項」 に、 に、 に、 三年内事業年度等」 「又は各連結事業年度における 「分割等前三年内事業年度等の 「又は各連結事業年度にお 「合併前三年内事業年度等 三年内事業年度」 を に改め、 を削り、 同項第二号中 を削り、 「第二十一 「合併前三年内事業 を を削り、 を 「合併事業年度等 「分割等前三年内 「合併前三年内 「定める事業年 を 同条第二十三 「又は連結事 を「分割等 同項を同条 同項第二号 「定める事 項」 を を 同項第三 に、 「分割 「合併 「分割 に、

号中 項中 分割承継等事業年度等」 等前三年内事業年度」 中 前三年内事業年度」 業年度」に改め、 事業年度の区分」 控除未済外国法 第二十二項とし、 前三年内事業年度等」 事業年度」に改め、 年度の区分」に、 の控除未済外国法人税等額」 ける第二十一項」 等前三年内事業年度」 事業年度」に改め、 人税等額」 第二十一項」を 人税等額」に、 「又は連結事業年度以後」 を「合併事業年度」 「又は連結事業年度」 に改め、 「又は連結事業年度以後」 「分割等前三年内事業年度等」を に、 同項第 人税等額」 「における第二十項」 「分割等前三年内事業年度等の区分」 「合併前三年内事業年度等の区分」を に、 同条第二十四項中 を「における第二十項」 同項第一号中 「定める事業年度又は連結事業年度」 に改め、 同項第二号中 「又は各連結事業年度」を削り、 に改め、 号 中 を「合併前三年内事業年度」に、 に改め、 に改め、 「定める事業年度又は連結事業年度」 を削り、 を「分割承継等事業年度」 を を 「合併前三年内事業年度等」 を「合併前三年内事業年度の控除未済外国 「以後」 「又は各連結事業年度」 「分割等前三年内事業年度の控除未済外 を 同項を同条第二十一項とし、 「分割等前 「又は連結事業年度」 「又は各連結事業年度」 「以後」 「分割等前三年内事業年度等」 「分割等前 「第二十二項」 に、 に、 「分割等前 に、 に、 二年内事業年度等」 「分割等前 「又は各連結事業年度に 二年内事業年度等」 「又は各連結事業年 「合併前三年内事業年 三年内事業年度」 に改め、 を を を削り、 を削り、 同項第二号中 三年内事業年度等 「合併前三年内事 「第二十一 を削 を を 「合併事業年度等 「分割等前三年 「合併前三年内 「定める事 を 同条第二 「又は連 同項を 同 「定める事 項」 を 項第二 を 同 「分割等 一度に に、 お 項 「分割 第三 に -度等 十三 分割 結 同 玉 け

二十八項中 号中 等前 併法 三年内事業年度\_ 事業年度」に、 事業年度」 二項」を 七項とし、 する当該分割法 条第二十六項中 割等前三年内事業年度等」 等申告法人三年前事業年度開始日」に、 係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。 格分割等が」の下に 以内に開始した各事業年度」 人事業年度」 を、 を、 「第二十二項\_ 同項を同条第二十五項とし、 .人等三年前事業年度開始日」 二年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」 「若しくは\_ 項」に、 「とき」の下に「(当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に 同 を削 第二十 項中 を削り、 同条第二十九項中 「により分割法人等」 を ŋ 人等の事業年度開始の日以後」 「事業年度」 前 第一 を に、 を 一被合併法人等前三年内事業年度等」を 同項を同条第二十三項とし、 の 下 に 項」 「当該適格分割等の日の属する」を加え、 「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」 「又は」 「第二十一項」に改め、 一年内事業年度等」を 一十二項第二号」を「第二十一項第二 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 に改め、 を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年内 「以後」 に改め、 に改め、 に改め、 「所得等申告法人」を 同条第二十七項中 に改め、 の 下 に 「又は連結事業年度」 を、 同項を同条第二十六項とし、 「又は個別調整国外所得金額」 「開始の日」 「である他の内国法人」 「とあるのは、 「合併前三年内事業年度等又は分 同項を同条第二十四項とし、 「当該事業年度開始の日前三年 「又は連結事業年度」 を加え、 同条第二十五項中「第二十 の下に「から一 「分割承継法人等」に 「第二十二項」 及び に改め、 同項を同条第二十  $\Box$ 号」 「被合併法・ の下に 「又は各連結 「連結親法 に、 を、 同項第一 を「被合 を「所得 及び 月以内 同条第 を 人等前 「の属 「分割 を削 適 「第  $\overline{\phantom{a}}$ 同 号中 を、 を、

<u>-</u> + -七項とし、 する当該分割法 係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものであるときに限る。 格分割等が」の下に「当該適格分割等の日の属する」を加え、 二十八項中 以内に開始した各事業年度」 等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」 条第二十六項中 併法人等三年前事業年度開始日」 三年内事業年度」 事業年度」に、 割等前三年内事業年度等」を「合併前三年内事業年度又は分割等前三年 等申告法人三年前事業年度開始日」に、 事業年度」 二項」を 業年度」 人事業年度」を 「第二十二項」 同項を同条第二十五項とし、 「若しくは」 項」に、 「とき」の下に「(当該事業年度の前事業年度が当該分割法人等に 「同項中 を削り、 第二十一 同条第二十九項中 を削り、 「により分割法人等」 人等の事業年度開始の日以後」 二 「事業年度」 「前三年内事業年度等」を 「第二十二項第二号」 を 「被合併法人等前三年内事業年度等」 に、 を「又は」 同項を同条第二十三項とし、 の下に 項 「所得等申告法人三年前事業年度等開始日」 「第二十一項」に改め、 「被合併法人等三年前事業年度等開始日」 に改め、 「以後」 に改め、 に改め、 に改め、 「所得等申告法人」を 同条第二十七項中 に改め、 の 下 に 「又は連結事業年度」 を、 を 同項を同条第二十六項とし、 「又は個別調整国外所得 「開始の日」 「である他の内国法人」 「第二十一項第二 「とあるのは 「合併前三年内事業年度等又は 同項を同条第二十四項とし、 「当該事業年度開始の日 「又は連結事業年度」 を加え、 同条第二十五項中 の下に「から 「分割承継法人等」に 「第二十一 を 及び に改め、 同項を同条第二十 号 「被合併法 の下に 項」 「又は各連結 に、 金 連結 同項 及び 前 第二十 同 月 人等 ヮ 「被合 条第 を削 第一 所得 親 適 同 分

等前 事業年度に係る」を「に係る」に、 事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年 同項を同条第三十項とする。 項」に改め、 条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、 度」に改め、 又は各連結事業年度」を削り、 しくは第三十五項」 八項」に、 項中 「当該事業年度」 「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十九項とし、 三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」に、 「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十 「第四項、 「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、 同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十一 に、 に、 「第八項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、 第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若 「第九項又は第二十一項」 「第二十一項」を「第二十項」 「当該事業年度又は連結事業年度」を を 「第八項又は第二十 「の前三年内 「又は連結 同条第三十 に、 「分割

第四十八条の十三の次に次の一条を加える。

(税額控除不足額相当額の控除等)

第四十八条の十三の二 四項において同じ。 額 申告書を提出する義務がある法人の前! 税法第七十 条の八第四十 定により 十六項において準用する場合を含む。 の計算上法第三 控除することとされた税額控除不足額相当額 一条第 一項に規定する税額控除不足額相当額をいう。 百 項又は第七十四条第一 のうち、 前条第二十項から第二十八項までの規定は 条の八第四十 当該法人税割額を超えることとなるため 以下この条において同じ。 二年内事業年度における法人税割 項 項の規定により法人税に係る 同 条第四十五項及び第四 (法第三 次項及び第 百 の規 法人

> 一項 中 同 項」に改め、 しくは第三十五項」 八項」に、 事業年度に係る」を「に係る」に、 条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に、 度」に改め、 事業年度等」を「の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年 等前三年内事業年度等」を「分割等前三年内事業年度」 又は各連結事業年度」を削り、 「当該事業年度」に、「第八項ただし書」を「第七項ただし書」 「又は連結事業年度分」を削り、同項を同条第二十九項とし、 .項を同条第三十項とする。 「第三百二十一条の八第二十六項」を「第三百二十一条の八第三十 「第四項、 同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「第三百二十一 「又は連結事業年度」 に、 第二十二項若しくは第二十三項」を「第三十四項若 「第九項又は第二十一項」 「第二十一項」を「第二十項」 及び「又は各連結事業年度」を削り、 「当該事業年度又は連結事業年度」を を 「第八項又は第二十 に、 「の前三年内 「又は連結 に、 同条第三十 に改め、 「分割

除不足額相当額」と読み替えるものとする。

二十八項中「控除未済外国法人税等額」とあるのは、「控除未済税額控て、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第て、前条第二十項から第二十三項まで、第二十五項、第二十六項及び第一次ができなかった額で前事業年度以前の事業年度の法人税割

- 2 当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の六で除 者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分の法人税割の税率に 算について前条第七項ただし書の規定による法人にあつては、 項に規定する従業者の数 うとする事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二 除することができる税額控除不足額相当額を当該法人の当該控除をしよ 除すべき税額控除不足額相当額は、 して得た数) 十一条の八第四十一 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二 に按分して計算した額とする。 項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控 (当該事業年度の市町村民税の控除限度額の計 当該法人に係る同項の規定により控 当該従業 相
- 項において同じ。)について準用する。 村当額(同条第四十二項に規定する税額控除超過額相当額をいう。第五の規定により関係市町村ごとの法人税割額に加算すべき税額控除超過額の規定は、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法項において同じ。)
- 若しくは第三十五項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項法第三百二十一条の八第四十一項の規定は、同条第一項、第三十四項

4

税等の + 額として記載された金額を限度とする。 情があると認める場合を除くほか、 合) 生じた事業年度以後の各事業年度について当該金額に関する事項を記載 当該申告書等を提出し、 がある場合 控除に関する事項を記載した書類その他の総務省令で定める書類の添付 項及び次項において の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書。 有する法人に係るものにあつては の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を した総務省令で定める書類の添付がある当該申告書等を提出している場 項の規定により控除されるべき金額の計算の基礎となる外国の に限り、 額その他の総務省令で定める金額は、 ( 第 適用する。 「項において準用する前条第二十項の規定については、 一申告書等」 この場合において、 かつ、 当該規定の適用を受けようとする金額 という。 当該書類に当該計算の基礎となる金 当該法人の主たる事務所又は事業所 法第三百二十一条の八第四 に税額控除不足額相当額 市町村長において特別の事 以下この 法人

の総務省令で定める書類を添付しなければならない。 書等に税額控除超過額相当額の加算に関する事項を記載した書類その他 法第三百二十一条の八第四十二項の規定の適用を受ける法人は、申告

条の八第五十二項」に改める。第四十八条の十四中「第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十

第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第五十二項」に第四十八条の十四の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八

改める。

一条の八第四十四項」に改める。

改める。第三百二十一条の八第三十三項」を「第三百二十一条の八第四十四項」に第四十八条の十四の二第一項中「又は当該連結事業年度分」を削り、「

第四十八条の十四の三の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八

第三十四項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改める。

十四項」を 条の八第三十四項」 第三百二十 第四十八条の十四の四の見出し中 「同条第五十三項」に改める。 一条の八第五十三項」 を 「第三百二十 に改め、 一条の八第五十三項」 「第三百二十一条の八第三十四項」 同条第一項中 に、 第 「同条第三 百二十一 を

第三十七項」を「第三百二十一条の八第五十六項」に改める。
第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中「第三百二十一条の八十五項第三号」を「第三百二十一条の八第五十四項第三号」に改める。第四十八条の十四の五(見出しを含む。)中「第三百二十一条の八第三

十五項」を 条の八第三十七項」 第三百二十 第四十八条の十四の七の見出し中 「同条第五十四項」 一条の八第五十六項」 を 「第三百二十一条の八第五十六項」 に改める。 に改め、 「第三百二十一条の八第三十七項」を 同条第 一項中 に、 第三 同条第三 一百二十一

百二十一条の八第五十七項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三

含む。 第四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提出 によりみなして適用する場合及び同条第三十一項」 八第四十八項 (同条第三十項 第四十八条の十五の一 「若しくは連結事業年度」を削り、 0 規定によりみなして適用する場合及び同条第五十項 (同条第四十九項 (同条第三十一項において準用する場合を含む。 第一 項第一号中 (同条第五十項 「)若しくは法第三百二十一条の八 「第三百二十一条の八第二十八項 において準用する場合を を 「第三百1 一十一条の に改め の規定

第三十四項」を「第三百二十一条の八第四十五項」に改める。

十四項」を 条の八第三十四項」 「第三百二十一条の八第四十五項」 第四十八条の十四の四の見出し中 「同条第四十五項」に改める。 を 「第三百二十 に改め、 一条の 「第三百二十一条の八第三十四 八第四十五項」 同条第 一項中 に 第三 同条第三 [項] を

条の八第三十七項」 十五項第三号」 第三十七項」を 「第三百二十一条の八第四十八項」 第四十八条の十四の七の見出し中 第四十八条の十四の五 第四十八条の十四の六の見出し及び同条第一項中 を 「第三百二 「第三百二十一条の八第四十六項 を 「第三百二十一条の八第四十八項」 (見出しを含む。 一十一条の八第四十八項」に改める。 に改め、 「第三百二十一条の八第三十七 中 同条第 「第三百二十一条の八第 第三号」 「第三百二十一条の 項中 に、 第三 に改める。 百二 同条第三 項」 を 八

百二十一条の八第四十九項」に改め、同条第三項中「読み替えて」を削る第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十八項」を「第三

十五項」を

「同条第四十六項」

に改める。

含む。 第四項の申告書が提出された日(これらの申告書がその提出期限前に提 八第四十項 によりみなして適用する場合及び同条第三十一項. 同条第三十項 第四十八条の十五の一 「若しくは連結事業年度」を削り、 の規定によりみなして適用する場合及び同条第四十二 (同条第四十一項 (同条第三十一項において準用する場合を含む。 一第一項第一号中 (同条第四十二項において準用する場合を 「)若しくは法第三百二十一条の八 「第三百二十一条の八第二十八 を 「第三百! 項 に改め 0) 条の 規定 出

された場合にはこれらの申告書」を「以下この号において同じ

書 八第 又は第二十九項」 限 提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一 若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連結事 む。 よりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含 同条第三十項 決定をした日)」を削り、 ・申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提出期 (法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第 に 法第三百二十一条の十一 次号において同じ。 項 0 申告書がその提出期限前に提出された場合には当該同項の申告 (同条第三十一項において準用する場合を含む。) の規定に を 「第三百二十一条の八第四十八項」 )に規定する当該更正の日の属する連結事業年度 改め、 同項第二号中 第二項の規定による決定をした場合には当該 が提出された日 「又は法第三百二十一条の八第二十九項 「第三百二十一条の八第二十八項 )が提出された日(これら (当該法第三百) に改める。 一項の規定により  $\overline{+}$ 項の申告 一条の

中略

関係都道府県」に改め、 都道府県に」に、 準用する場合を含む。 十八条の十の三の項中 の十三第二十九項及び第四十八条の十三の二第二項 第五十七条の二中 「市町村」」 「及び第四十八条の十三第三十項」 「市町村民税」を「市町村に」に、 同表第四十八条の十の六の項中 に改め、 を 「関係市町村」に、 同条の表第四十八条の十の項及び第四 (同条第三項において 「都道府県」 を 「第四十八条の十 「都民税」を「 第四 一十八条 を

六

を

「第四十八条の十の四」

に改め、

同表第四十八条の十一の

呵

第

む。 決定をした日)」を削り、 限、 0) 提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。 書 業年度若しくは事業年度の同条第四項の申告書若しくは同条第一 若しくは事業年度開始の日から起算して一年を経過する日の属する連 よりみなして適用する場合及び同条第三十一項において準用する場合を含 同条第三十項 村民税の確定申告書」 確定申告書が 民税の確定申告書」 された場合にはこれらの申告書」 又は第二十九項」 申告書がその提出期限前に提出された場合にはこれらの申告書の提 (法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第 次号において同じ。 法第三百二十一条の十一 (同条第三十一項において準用する場合を含む。 を という。 その提出期限前に提出された場合には当該法 第二 に改め、 )に規定する当該更正の |百二十一条の八第四 同項第二号中 第二項の規定による決定をした場合には当 が提出された日 「又は法第三百二十一条の八第二十 を「以下この号において「法人の 「第三百二十一条の八第二十八 十項 (当該法人の が提出された日 日の属する連結事業年 に改める。 項の規定によ 市 町 項の 0) 村民 人の これ 規定に 九 市 出 申 結 項 税 市 町 町 村

中略

第五十七条の二中「 ̄ ̄第四十八条の十三第三十項」を「第四十八条の

十三第二十七項

の六」を 関係都道府県」に改め、 都道府県に」に、 十八条の十の三の項中 「第四十八条の十の四」 「市町村」 「市町村民税」 同表第四十八条の十の六の項中 に改め、 を に改め、 「関係市 同 を 条の 「市町村に」 同表第四十八条の十一の 町村」に、 表第四十八条の に、 「都道府県」 「第四十八条の十  $\dot{+}$ 「都民税」 Ó 項及び 应 を 第四 を 第

二十七」に改め、 四十八条の十一の七、 十一の十三」を 十八条の十一の二十、 頃中 「第四十八条の十一の七、 「第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、 同表第四十八条の十二第一 第四十八条の十一の二十三及び第四十八条の十一の 第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三 第四十八条の十一の十及び第四十八条の 項の項を次のように改める。 第四

略

中略 準用する法第三百二十一条の八第三十八項」に改め、 第五十七条の二の四中 「準用する法第三百二十一条の八第二十六項」 同条第一号中「又 を

の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国の 十八項」に改め、 は連結事業年度」 を削り、 同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国 「第五十三条第二十六項」を 「第五十三条第三

事業年度」 法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、 を「が当該事業年度」に改め、 同号イ中「又は連結事業年度」 「が当該事業年度又は連結

同号口中 を削り、 「又は連結事業年度」を削り、 第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」 「第三百二十一条の八第二十六項 に改め、

第五十七条の二の七を第五十七条の二の八とし 第五十七条の二の六を

第五十七条の二の七とする。

を

「第三百二十一条の八第三十八項」

に改める。

第五十七条の二の五中「第三項を」を 「第二項後段を」 に改め、 同条を

第五 十七条の 一の六とする。

第五十七条の二の四の次に次の一条を加える。

第五十七条の二の五 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は

の項中 四十八条の十一の七、 二十七」に改め、 十八条の十一の二十、 十一の十三」を 「第四十八条の十一の七、 「第四十八条の十一の八、第四十八条の十一の十五、 同表第四十八条の十二第一 第四十八条の十一の二十三及び第四十八条の十一の 第四十八条の十一の十及び第四十八条の十一の十三 第四十八条の十一の十及び第四十八条の 項の項を次のように改める。 第四

略

中 略

同号口中 を削り、 事業年度」を「が当該事業年度」に改め、 法人税等の額のうち国税の控除限度額を」に、 の法人税等の額のうち国税の控除限度額を」を「において課された外国 十八項」に改め、 は連結事業年度」 「準用する法第三百二十一条の八第三十八項」に改め、 を 第五十七条の二の四中 「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。 「又は連結事業年度」を削り、 「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第三十八項」 を削り、 同条第二号中「又は連結事業年度において課された外国 「準用する法第三百二十一条の八第二十六項」 「第五十三条第二十六項」を 「第三百二十一条の八第二十六項 同号イ中「又は連結事業年度 「が当該事業年度又は 同条第一号中 「第五十三条第三 に改め、 連 乊 を

第五十七条の二の五中「第三項を」を「第二項後段を」に改める

いう。 項において準用する場合を含む。 税額控除不足額相当額 用する場合を含む。 百二十一条の八第四十一 事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三 は 第一条の規定にかかわらず、 の規定により都民税の法人税割額から控除すべき (同条第四十 項 (同条第四十五項及び第四十六項において準 に規定する税額控除不足額相当額を 一項 (同条第四十五項及び第四十六 次に掲げる額の合計額とする

控除不足額相当額」という。 及び第四十六項において準用する場合を含む。 定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除した額 告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。 額相当額」という。 規定する税額控除不足額相当額 十六項において準用する場合を含む。 当該 当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十一項 )に規定する税額控除不足額相当額 事業年度の法第五十三条第四十 (当該事業年度の同条第四十一 (以下この号において「税額控除不足 (当該事業年度の同条第四十一 以下この号において同じ。 項 (以下この号において (同条第四十五項及び第四 以下この号にお (同条第四十五項 項に規定する申 から同項の規 項に規 いて同 税額

2

した額

同項の規定により控除することができる税額控除不足額相当額を控除

定する申告納付すべき法人税割額に相当する額を限度とする。

から

四十二項

人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法

(同条第四十五項及び第四十六項において準用する場合を含む

の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。場合を含む。)に規定する税額控除超過額相当額をいう。)は、第一条額(同条第四十二項(同条第四十五項及び第四十六項において準用する。)の規定により都民税の法人税割額に加算すべき税額控除超過額相当

とされる税額控除超過額相当額を控除した額 
村六項において準用する場合を含む。以下この号において「税額控除超過 
規定する税額控除超過額相当額(以下この号において「税額控除超過 
規定する税額控除超過額相当額(以下この号において同じ。)に 
当該事業年度の法第五十三条第四十二項(同条第四十五項及び第四

することとされる税額控除超過額相当額を控除した額で、)に規定する税額控除超過額相当額(以下この号において「税額で、)に規定する税額控除超過額相当額(以下この号において「税額をび第四十六項において準用する場合を含む。以下この号において同税額・当該事業年度の法第三百二十一条の八第四十二項(同条第四十五項

(中略)

める。

「大工万円」と、同条第二項第二号中」に、「、「法」を「「法」に改百二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「百十万円」とあるのは「十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは 「附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

日」に改め、同条第三項第一号中「第五十三条第一項若しくは」を「第五附則第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月一

(中略)

める。

「田東第二項第二号中」に、「、「法」を「「法」に改す二十五万円」と、同条第二項第二号中」に、「可申「百十万円」とあるのは「十九」に、「同項第二号中」を「同条第一項中「百十万円」とあるのは「附則第十八条の八中「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九第二項」を「第五十六条の八十九条」と

日」に改める | 円別第三十六条第一項中「令和三年一月三十一日」を「令和三年二月

第四条 削り、 2 及 び 3 三条第三十四項」 項若しくは第三百二十 十三条第 4 を 第五十三 項、 条の八第三十四項」 同 掲げる所得税法等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 則第二十条第三項、 標準である各事業年度の所得を算定する場合には、 項 「第二項後段の規定により」 附則第一 長の下 (事業税に関する経過措置) 四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の 第四項及び第六項の規定の例によらないものとし、 附 同条第五項第 一条第 略 略 項又は」 一十条第五 欄に掲げる字句として、 則 項後段若しくは第一 に、 に改め、 一号中 に改める 第四項、 第 「第三百二十 条の八第四項の規定による申告書の提出期限」 項又は前項 「第五十三条第 第八項及び第十三項並びに第二十一条第二 に、 一又はその連結事業年度の法第五十三条第四 一項後段 これらの規定の例によるものとする。 略 一条の八第二十二項」 「第五十三条第二十二 一項後段若しくは第三 に 二年政令第二百六十四 号。 を改正する政令 地 方税法施行令の 第三項の規定により」 以下 所得税法等改正法附 項 「地方税法施 を 次の表の上欄に 「第三百二十 を それぞれ (令和 項 「第五十 部 課 を 税 を 第四条 4 2 及 び 3 項、 同 掲げる所得税法等改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 則第二十条第三項、 標準である各事業年度の所得を算定する場合には、 附則第I 項 (事業税に関する経過措置) 表の下欄に掲げる字句として、 四年新法第七十二条の二十三第一項の規定により法人の事業税の 第四項及び第六項の規定の例によらないものとし、 附 略 略 則 一十条第五 第四項、 第 項又は前項 第八項及び第十三項並びに第二十一条第二 これらの規定の例によるものとする。 略 号。 を改正する政令 地方税法施行令の 一年政令第二百六十四 以下「地方税法施 所得税法等改正法附 次の表の上欄に それぞれ (令和 部 課 税

	条第一項」とあるのは
と	」と、「又は第五十八
の令和二年改正法	改正法
(第二項又は読替え後	(第二項又は令和二年
	ر د
	第二十条第四項の規定
	は令和二年改正法附則
	定」とあるのは「)又
	しくは」と、「)の規
	とあるのは「第九項若
と	」と、「第九項又は」
改正法	
「読替え後の令和二年	「令和二年改正法
り読み替えられた	
四条第四項の規定によ	
二百六十四号)附則第	
政令(令和二年政令第	
行令の一部を改正する	
この項又は地方税法施	この項又は
れた第一項	
規定により読み替えら	
)附則第四条第四項の	
行令改正令」という。	

	条第一項」とあるのは
と	」と、「又は第五十八
の令和二年改正法	改正法
(第二項又は読替え後	(第二項又は令和二年
	_ ك
	第二十条第四項の規定
	は令和二年改正法附則
	定」とあるのは「)又
	しくは」と、「)の規
	とあるのは「第九項若
」と	」と、「第九項又は」
改正法	
「読替え後の令和二年	「令和二年改正法
り読み替えられた	
四条第四項の規定によ	
二百六十四号)附則第	
政令(令和二年政令第	
行令の一部を改正する	
この項又は地方税法施	この項又は
れた第一項	
規定により読み替えら	
)附則第四条第四項の	
行令改正令」という。	

項	附則第二十条第六																					
	第一項の規定により		二十条第一項」とする	令和二年改正法附則第	十条第四項」と	和二年改正法附則第二	五十八条第一項又は令	あるのは「若しくは第	第五十八条第一項」と	条第一項」と、「又は	二年改正法附則第二十	のは「第二項又は令和	号中「第二項」とある	」と、同条第八項第一	法附則第二十条第一項	二項又は令和二年改正	二項」とあるのは「第	び第七項第一号中「第	項」と、同条第六項及	正法附則第二十条第四	第一項又は令和二年改	「若しくは第五十八条
附則第四条第四項の規	地方税法施行令改正令	項」とする	正法附則第二十条第一	読替え後の令和二年改																		
項	附則第二十条第六																					
	六																					
	六 第一項の規定により		二十条第一項」とする	令和二年改正法附則第	_ ك	条第四項	項 又は同	あるのは「若しくは次	次項」と	条第一項」と、「又は	二年改正法附則第二十	のは「第二項又は令和	号中「第二項」とある	」と、同条第八項第一	法附則第二十条第一項	二項又は令和二年改正	二項」とあるのは「第	び第七項第一号中「第	項」と、同条第六項及	正法附則第二十条第四	第一項又は令和二年改	「若しくは第五十八条

Art		の二第一項	附則第百二十七条							-F	#1			1		
第五十七条第二項又は		は第四項	附則第二十条第一項又	略		同条第二項				項	事業年度 又は第二			もの又は第二項		
第五十七条第二項又に 地方税法施行令の一部 を改正する政令(令和 二年政令第二百六十四 一一年政令第二百六十四	た附則第二十条第一項	附則第四条第四項の規	地方税法施行令改正令		第二項	新法人税法第五十七条	二項	より読み替えられた第	第四条第四項の規定に	税法施行令改正令附則	事業年度 又は地方	れた第二項	規定により読み替えら	もの又は同条第四項の	た第一項の規定により	定により読み替えられ

	略	
第二項		
新法人税法第五十七条	同条第二項	
二項		
より読み替えられた第		
第四条第四項の規定に		
税法施行令改正令附則	項	
連結事業年度又は地方	連結事業年度又は第二	
れた第二項		
規定により読み替えら		
もの又は同条第四項の	もの又は第二項	
た第一項の規定により		
定により読み替えられ		

の二第二項第一号	の二第二項	附則第百二十七条	
号の二第一項第一九十六の二第一項第一		同条の	令和二年法律第八号。 以下この号において「 令和二年改正法」とい う。 」と、「又は第九項」 とあるのは「若しくは 第九項又は令和二年改 正法附則第二十条第四 一十八条」とあるのは「 十八条」とあるのは「
各事業年度(連結事業 年度に該当する期間に 限る。)で地方税法施 行令改正令による改正	条の三の規定により読の四の	地方税法施行令第二十	令和二年法律第八号

ものを除く。)で地方		
欠損金額とみなされた		
人の欠損金額又は個別		
り当該認定事業適応法		
七条第二項の規定によ		
れた旧法人税法第五十		
規定により読み替えら		
三第一項又は第二項の	帰属額で	
税法施行令第二十条の	定する連結欠損金個別	の二第二項第二号
個別欠損金額(旧地方	同条第三項第二号に規	附則第百二十七条
事業年度を	連結事業年度を	
事業年度が	連結事業年度が	
	額	
欠損控除前所得金額	欠損控除前連結所得金	
第一項第一号		
第六十六条の十一の四		
えられた四年旧措置法		
項の規定により読み替		
。)第二十条の三第二		
方税法施行令」という		
第三号において「旧地		
百四十五号。次号及び		
昭和二十五年政令第二		

	の二第二項第三号	п	の二第二項第二号	附則第百二十七条						1	の二第二項第二号	附則第百二十七条			
連結事業年度で四年旧連結事業年度で四年旧	適用事業年度(			旧法人税法	しくは	第六項まで、第八項若	第五十七条第四項から					旧法人税法			
事業年度(連結事業年度に該当する期間に限	適用事業年度(地方税 お加たの規定により読み替え	<b>替えられた旧法人税法</b> 一項の規定により読み	十条の三第一項又は第	旧地方税法施行令第二		五項若しくは	第五十七条第四項、第	税法	読み替えられた旧法人	は第二項の規定により	十条の三第一項若しく	旧地方税法施行令第二	より読み替えられた	第四条第四項の規定に	税法施行令改正令附則

第一項 改正法	の下欄に掲げる字句として、同条の規定	附則第五十六条の二の規定中同表の中欄に掲げる字句は、	る法人税法施行令等の一部を改正する政令	標準である各事業年度の所得を算定する場合には、	5 四年新法第七十二条の二十三第一項の	額の合計額のうち	及び個別超過控除対象	条の九十六の二第二項	四年旧措置法第六十八	規定する連結欠損金額	二項第二十二号の三に	四年旧措置法第二条第	連結事業年度に				
地方税法施行令の一部と改正する政令(令和工年政令第二百六十四号。第一号において「地方税法施行令改正令	同条の規定の例によるものとする。	院に掲げる字句は、それぞれ同表	(令 (令和二年政令第二百七号)	場合には、次の表の上欄に掲げ	項の規定により法人の事業税の課税		対象のうち	項	十八 同条第二項	金額		条第 個別欠損金額	事業年度に	第一項	第六十六条の十一の四	えられた四年旧措置法	項の規定により読み替

超過控除対象額(同条   法等の	連結事業年度に事業年度	各連結事業年度	二第一項第一項	第六十八条の九十六の第六十六	により苦	十条の一	の地方説	令改正会	る。)	度に該当	連結事業年度で事業年度	られた日	の規定と	十五号)	二十五年	第一項第一号 同項に 地方税法	°)	え後のか	(次項)	_
法等の一部を改正する	事業年度に	各事業年度	第一項	第六十六条の十一の四	により読み替えられた	十条の三第二項の規定	の地方税法施行令第二	令改正令による改正前	る。)で地方税法施行	度に該当する期間に限	事業年度(連結事業年	られた同項に	の規定により読み替え	十五号) 第二十条の三	二十五年政令第二百四	地方税法施行令(昭和	° )	え後の改正法」という	(次項において「読替	

	において同じ。) があ
	する個別超過控除対象
	額(同条第二項に規定
がある	又は個別超過控除対象
四第二項	
法第六十六条の十一の	
られた旧租税特別措置	
の規定により読み替え	
令第二十条の三第二項	
改正前の地方税法施行	
法施行令改正令による	
過控除対象額(地方税	
て同じ。)のうちに超	
う。以下この号におい	
する個別欠損金額をい	
の二十三第四項に規定	
二十六号)第七十二条	
和二十五年法律第二百	
改正前の地方税法(昭	
号に掲げる規定による	
五号) 附則第一条第五	
法律(令和二年法律第	第二項

	第二項				第一項第二号														
又は	改正法	て計算した金額	ちに占める割合を乗じ	がハに掲げる金額のう	金額に口に掲げる金額	計額)	びニに掲げる金額の合	基礎となった同号ロ及	象額並びにその計算の	法人の個別超過控除対	係る当該認定事業適応	、当該連結欠損金額に	対象額がない場合には	合計額(最終超過控除	二及びホ	同条第二項第二号口、	過控除対象額	連結欠損金額に係る超	る
十四号)附則第四条第 令和二年政令第二百六 一部を改正する政令(	読替え後の改正法				金額									合計額	びハ	同条第二項第二号口及	過控除対象額	個別欠損金額に係る超	

替えられた四項の規定により読み

### (地方自治法施行令の一部改正)

の七第一項」に改める。第二百十条の十中「第五十七条の二の六第一項」を「第五十七条の二

## (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第七条の二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十

の一部を次のように改正する。

三年政令第四百二十六号)

る。
、」を「(」とあるのは「」に、「又は同法」と」を「(」と」に改め、」を「(」とあるのは「」に、「又は同法」に、「又は」とあるのは「第二十五条第二項中「、同法」を「同法」に、「又は」とあるのは「

## (地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第八十七号)の一部を次のように改正する。第七条の三地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成三十一年政令

項及び第五十七条の二の七第一項の項中「第五十七条の二の七第一項」条の二の八第一項及び」に改め、同項の表第三十五条の四の七第一項の附則第三条第一項中「第五十七条の二の七第一項及び」を「第五十七

を

「第五十七条の二の八第一項」

に改め、

同表第五十七条の二の七第一

第五十七条の二の八第一項」に改める 「第五十七条の二の八第一項」に改める 「第五十七条の二の七第一項の表」を
--------------------------------------------------------------

# 第四条による改正(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号))

いう。)を除く。)について、同法 第二百三十一条の三第一項又 いのののでは、 一項において「強制徴収により徴収する債権」と 十一条の三第三項に規定する分担金等に係る債権(第百七十一条の五及 十年の三第三項に規定する分担金等に係る債権(地方自治法第二百三 第五第百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三 第五	(強制執行等)		寺 の	略			のいずれにも該当する者とする。	四に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件	第百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二の三第一項及び第二百 第百(指定納付受託者等の要件)	改 正 後
いう。)を除く。)について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又十一条の三第三項に規定する歳入 「強制徴収により徴収する債権」と「強制の三第三項に規定する歳入」に係る債権(以下	(強制執行等)	、記号その他の符号とする。 者から有償で役務の提供を受けることができる証票それがです。	時定の販売業者から商品苦しくは権利を購入し、又は時定の役務の是共の他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、の他の物又は番号、記号その他の符号は、それを提示し又は通知して、地方自治法第二百三十一条の二第六項に規定する政令で定める証票そ		_	わつて歳入を納寸する事務(欠号こおいて「納寸事務」という。)を  地方自治法第二百三十一条の二第六項の規定により納入義務者に代	いずれにも該当す		第百五十七条の二 地方自治法第二百三十一条の二第六項に (指定代理納付者による歳入の納付)	改正前

履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この 第百七十一条の五の措置をとる場合又は第百七十一条の六の規定により ないときは、次に は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行され 掲げる措置をとらなければならない。ただし、

限りでない。

略

履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この 第百七十一条の五の措置をとる場合又は第百七十一条の六の規定により ないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、 は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行され

限りでない。

略

、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するた	、取水施設、貯水施設若しくは浄水施設又はこれらの施設を管理するた
第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する土地で政令で定めるものは	第一条の三 法第二条第一項第五号に規定する土地で政令で定めるものは
(法第二条第一項第五号の土地等)	(法第二条第一項第五号の土地等)
	°
	量に対する割合を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする
	次条第四項において同じ。)の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流
	る水利使用者(河川法第五十三条第一項に規定する水利使用者をいう。
	等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係
	2 法第二条第一項第四号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート
	する。
	より証明がされたもの(次項において「洪水吐ゲート等」という。)と
	、洪水調節に資するものであることについて総務省令で定めるところに
	と一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。)であつて
	議に基づき設置された洪水吐ゲート及び放流のための管(これらの設備)
	七条に規定する河川管理者をいう。次条第三項において同じ。)との協
	に係る河川の河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第
	第一条の二 法第二条第一項第四号に規定する政令で定めるものは、ダム
	(法第二条第一項第四号の洪水吐ゲート及び放流のための管等)
改 正 前	改 正 後

おいて 組 が所有するもの 供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。)で地方公共団体 水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には を全うする施設及び工作物を含む。 めの施設で総務省令で定めるもの 織する市町村の区域内に所在する土地を除く。)とする。 当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における 「取水施設等」という。)の用に供する土地 (市町村の組合が所有する土地にあつては、 (ダム (ダムと一体となつてその効用 以下同じ。)を除く。 (取水施設等に係る 以下この項に 当該組合を

め の 管 物を含む。 これらの 省令で定めるところにより証明がされたもの 月の河川 法第 で洪水調節に資するものとして政令で定めるものは、 (これらの設備と一体となつてその効用を全うする施設及び工作 一条第 管理者との協議に基づき設置された洪 備と であって、 項第五号に規定する洪水吐ゲー 体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む 洪水調節に資するものであることにつ (次項において ト及び放流のため 水吐ゲー 及び放流のた ダムに係る河 一洪水吐ゲ の管

ト等」という。

とする。

3

供給に係る部分として総務省令で定めるものを除く。 組織する市町村の区域内に所在する土地を除く。)とする が所有するもの 水が当該取水施設等所在の市町村の区域内において供給される場合には おいて「取水施設等」という。)の用に供する土地 を全うする施設及び工作物を含む。 めの施設で総務省令で定めるもの 当該取水施設等の用に供する土地のうち当該市町村の区域内における (市町村の組合が所有する土地にあつては、 (ダム (ダムと一体となつてその 以下同じ。)を除く。 (取水施設等に係る )で地方公共団体 以下この 当該組合を 項に 効

合を組織する市町村の区域内に所在する固定資産を除く。)とする。が所有するもの(市町村の組合が所有する固定資産にあつては、当該組係る部分として総務省令で定めるものを除く。)で国又は地方公共団体れる場合には、当該固定資産のうち当該市町村の区域内において供給さより貯留されている水が当該ダム所在の市町村の区域内において供給さば又は工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産(当該ダムに法第二条第一項第五号に規定する固定資産で政令で定めるものは、水

る水利使用者の取水量の当該洪水吐ゲート等に係る放流量に対する割合等のうち、当該洪水吐ゲート等の価格に一から当該洪水吐ゲート等に係 法第二条第一項第五号に規定する政令で定める部分は、洪水吐ゲート

を控除した割合を乗じて得た価格に相当する部分とする。

## (法第二条第二項第五号の地方公共団体等)

### 第一条の四略

## (法第二条第二項第八号の固定資産)

第一条の五 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

する法律(昭和二十八年法律第二百号)第一条の規定によつて一般財国が一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付け等に関

二~十二 略

団法人日本遺族会に無償で貸し付けている固定資産

### 附則

### 》 8 略

1 \ 8

# (旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法第二条第二項第八

### 号の固定資産の特例)

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関す9 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

## (法第二条第二項第五号の地方公共団体等)

### 第一条の三略

第一条の四 法第二条第二項第八号に規定する固定資産で政令で定めるも(法第二条第二項第八号の固定資産)

のは、次に掲げるものとする。

びはおりるできる。

人日本遺族会に無償 で貸し付けている固定資産

二~十二 略

### 附則

### 

# (旧民法第三十四条の法人から移行した法人に係る法第二条第二項第八

### 号の固定資産の特例

益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関すり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公

10 略	10 略
、第一条の四第八号の規定を適用する。	、第一条の五第八号の規定を適用する。
していないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして	していないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして
る一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記を	る一般社団法人又は一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記を
る法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続す	

# 第六条による改正(総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号))

規定する事務をつかさどる。	第十四条     略         第十四条     略	(自治財政局交付税課の所掌事務の特例) (自治財政局交付税課の所掌事務の特例)	の所掌に属するものを除く。)」とする。	第九条第六号中「関すること」とあるのは、「関すること(自治財政局 第九条第六号中「関すること」とあるのは、	2 自治税務局の所掌事務については、令和九年三月三十一日までの間、   2 自治税務局の所掌事務については、令和七年三月三十一日までの間、	第五条 略     第五条 略	(自治税務局の所掌事務の特例) (自治税務局の所掌事務の特例)	塡特別交付金に関する事務をつかさどる。	年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補 年三月三十一日までの間、新型コロナウイルス	2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和九   2 自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、	<b>第四条</b> 略 第四条 略	(自治財政局の所掌事務の特例)	附則	
。三月三十一日までの間、附則第四条第二項に第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定		(F)	Jo	いは、「関すること(自治財政局	- 和七年三月三十一日までの			<u>ે</u> ે	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補	号に掲げる事務のほか、令和七				前

附則第八条による改正(沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百五十八号))

改正後	改正前
(国有林野の管理経営に関する法律関係)	(国有林野の管理経営に関する法律関係)
第六十四条 略	第六十四条略
2 略	2 略
3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七	3 勅令貸付国有林に係る土地は、国有林野の管理経営に関する法律第七
条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなし	条の規定によつて沖縄県に貸し付けている国有林野に係る土地とみなし
て、国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号	て、国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号
)第一条の五第六号の規定を適用する。	)第一条の四第六号の規定を適用する。

<ul><li>一十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六</li></ul>	十九条、第百六十条、第百六十一条から第百六十五条の八まで、第百六
第一項第一号を除く。)、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五	第一項第一号を除く。)、第百五十四条から第百五十八条まで、第百五
( ) 条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条 (	条、第百四十五条から第百四十八条まで、第百五十条、第百五十二条 (
第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三	第五十条 地方自治法施行令第百四十二条第一項及び第二項、第百四十三
(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)	(地方自治法施行令の財務に関する規定の準用)
略	略
	の二の六第二項 十一条の四
	第二百三十一条 、この条及び第二百三 及びこの条
略	略
に掲げる字句に読み替えるものとする。	に掲げる字句に読み替えるものとする。
に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄	に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄
共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄	共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるほか、次の表の上欄
4 第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。)の規定中「普通地方公	第十項及び第二百四十三条の二第一項を除く。)の規定中「普通地方公
規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法(第二百四十二条	規定する地方自治法の規定を準用する場合には、同法(第二百四十二条
<b>第四十四条</b> 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に	第四十四条 法第四十七条の規定により合併特例区の財務について同条に
(地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え)	(地方自治法の財務に関する規定を準用する場合の技術的読替え)
改正前	改正後

字句は、 み替えるほか、 定を除く。 同令第百六十九条の二第一号、 併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定 及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の三までの規定は、 段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、第百七十一条の七第一項 第百七十条の二、第百七十条の四、 八条の七第一項及び第三項、 それぞれ同 中 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる 「普通地方公共団体」とあるのは、 表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 第百六十九条から第百六十九条の七まで、 第百七十三条及び第百七十三条の三の規 第百七十条の五第一項及び第二項 「合併特例区」と読 合 前

	略	
	条	
	三第一項 又は前	
前条	同法第二百三十一条の	
	を除く。)	
	する債権」という。)	
	「強制徴収により徴収	
	条の六第一項において	
	条の五及び第百七十一	
	係る債権(第百七十一	
	に規定する分担金等に	
	百三十一条の三第三項	
債権	の 債権(地方自治法第二	第百七十一条の
	略	

字句は、 併特例区の財務について準用する。この場合において、これらの規定 み替えるほか、 定を除く。 同令第百六十九条の二第一号、第百七十三条及び第百七十三条の三の規 及び第二項並びに第百七十二条から第百七十三条の三までの規定は 段、第百七十一条から第百七十一条の六まで、 第百七十条の二、第百七十条の四、 八条の七第一項及び第三項、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 ) 中 次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる 「普通地方公共団体」とあるのは、 第百六十九条から第百六十九条の七まで、 第百七十条の五第一項及び第二項 第百七十一条の七第一項 「合併特例区」と読 合 前

略	一条の三第一項又は前   一条の三第一項又は前	•	「強制徴収により徴収	係る債権 (以下	_	第百七十一条の  債権(地方自治法第二   債権	略
	<i>3</i>	2				<u>権</u>	

2

略

附則第十条による改正(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号))

2及び3 略	第百五十八条の二第一項の規定とする。	治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)	第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自	(収納の特例)	改正後
2及び3 略	一号に係る部分に限る。)及び第百五十八条の二第一項の規定とする。	治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十七条の二第一項(第	第九条 法第二十条第一項に規定する政令で定める法令の規定は、地方自	(収納の特例)	改正前